

第九十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 十 号

昭和五十六年五月六日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 青木 正久君 理事 熊川 次男君

理事 山崎武三郎君 理事 稲葉 誠一君

理事 横山 利秋君 理事 鍛冶 清君

理事 岡田 正勝君

井出一太郎君 今枝 敬雄君

上村千一郎君 大西 正男君

太田 誠一君 高村 正彦君

小林 進君 下平 正一君

前川 日君 安藤 巖君

林 百郎君 田中伊三次君

出席政府委員

法務政務次官 佐野 嘉吉君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省民事局長 中島 一郎君

委員外の出席者

法務省民事局参事官 元木 伸君

法務省民事局参事官 稲葉 威雄君

参 考 人 (日本公認会計士協会会長) 中瀬 宏通君

参 考 人 (日本税理士会連合会専務理事) 四元 正憲君

参 考 人 (社団法人経済団体連合会社会法問題小委員会委員長) 坪内 肇君

参 考 人 (東京大学法学部教授) 鴻 常夫君

参 考 人 (神戸大学法学部教授) 河本 一郎君
法務委員会調査室長 清水 達雄君

五月一日
スパイ防止法制定促進に関する請願(始関伊平君紹介)(第三六一四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

○高島委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、商法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案審査のため、参考人として日本公認会計士協会会長中瀬宏通君、日本税理士会連合会専務理事四元正憲君、社団法人経済団体連合会社会法問題小委員会委員長坪内肇君、以上三名の方々に御出席いただいております。

なお、東京大学法学部教授鴻常夫君及び神戸大学法学部教授河本一郎君には、午後二時から御出席の上、御意見を承ることとなっております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。
参考人各位には、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。
参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、本委員会の審査の参考になりたいと存じます。何とぞよろしく願います。

次に、議事の順序について申し上げます。
御意見の開陳は、中瀬参考人、四元参考人、坪内参考人の順序で一人十分以内に取りまとめてお述べいただき、次に委員からの質疑に対しお答えいただきたいと存じます。
それでは、まず中瀬参考人をお願いいたします。

○中瀬参考人 日本公認会計士協会会長の中瀬宏通でございます。

本日は、参考人として意見陳述の機会を与えられましたことに深く感謝いたしております。

さて、現在御審議中の商法等の一部を改正する法律案につきましては、昭和四十九年商法改正案審議の際、本衆議院におきまして企業の社会的責任を全うすることができるよう所定の改正を行うこととの附帯決議に沿ったものであり、また、昭和五十四年九月に発表されました航空機疑惑問題等防止対策協議会の提言の趣旨にも合致しておりますので、日本公認会計士協会といたしましては基本的に賛成であることをまず申し上げます。

しかし、このことは、私どもが一〇〇%満足しているという意味ではございません。と申しますのは、本年一月二十六日に発表されました法制審議会の答申に全面的に賛成の立場に立っておりますが、その後法案として提出されましたものは、その趣旨が若干後退したかの感があるからでございます。しかし、私どもが自己の主張を繰り返しているだけでは、改正の成立の妨げになるばかりでございます。そこで、現在提出されております改正案でも相当の前進であると判断し、基本的に賛意を表することとした次第でございます。したがって、この法案は納得できるぎりぎりの線でありまして、これ以上後退することなく今国会において成立することを心から念願するものであります。

次に、私どもに特にかかわりのあります監査特例法改正案のうち、幾つかの条項について意見を述べさせていただきます。

まず第一は、第二条に規定されております会計監査人の監査の対象となる会社の範囲についてであります。

法制審議会の答申にございました売上高基準が削除され、また、負債額基準が百億円から二百億円に修正されましたことは、債権者保護の観点からはなほ遺憾に存じております。なお、資本金五億円は法制審議会答申そのまゝの唯一の基準であり、本則にすでに盛り込まれておりますので、この点につきましては、負債額基準とともに、これ以上決して後退することのないよう切望する次第でございます。また、資本金一億円から五億円までの会社につきましては、任意監査規定が削除されましたことは、提言におきまして自主的監視機能を強化促進させるという趣旨にかんがみましても、まことに遺憾であると存じております。

第二番目は、第三条に規定されております会計監査人の選任についてであります。

公認会計士は、アメリカにおいてサティファイド・パブリック・アカウンタント、通称CPAと呼ばれております。職業の名称の中にパブリック、すなわち公共のためにという名称が付されているという点でもおわかりいただける存じますが、CPAは、公益的見地から社会一般のために尽くすことを使命としている職業でございます。わが国の公認会計士という名称も、公に認められたというばかりでなく、公共のために尽くすという意味も含まれており私は理解しております。私どもは、常に公正不偏の立場に立ち、適切な監査を実施し、社会の信頼にこたえ得る監査意見を表明することを職業的使命といたしております。この使命に反し、独立性を喪失して、社会の信頼を失う行動をとったとすれば、私どもの職業をみ

ずからの手で滅亡に導くものと、すべての公認会計士が深く自覚しているところがございます。

協会におきまして、多くの施策を適時適切に行ってまいりましたが、近年におきましては、法定監査実施要綱を抜本的に改正した組織的監査要綱を制定し、さらに、各会員の監査の実施状況を監視する機関として監査業務審査会を設けるなど、監査水準の向上に努め、独立性の強化を図ってまいりました。

このように、私どもは常に独立性を堅持すべく、会員、協会ともども一丸となって努力を重ねているところでございます。したがって、本来的には選任母体がどう変わろうと、会計監査人の独立の維持には影響ないものと考えております。しかしながら、株主総会で選任されるようになりますことは、会計監査人の地位をさらに制度的に強化するものとして賛意を表する次第でございます。

第三番目は、第四条の会計監査人の資格に関する条項でございます。

ここで、法制審議会の答申にはありませんでした会計監査人の業務制限に関する条項が第二項として新設され、同時に、第七条第五項で、監査補助者についても同様の規定が設けられました。

公認会計士の業務制限規定は、公認会計士法第二十四条を基本規定として、政省令により厳しい規制が行われておりますので、必要ないものとして監査特例法においては特段の規定はありませんでした。しかしながら、今回は会計監査人の独立性を監査特例法におきましても明確にする必要があるとの理由から、この条項が新設されたのであり、私どもは必要ないと判断しているものであります。ただ、私どもは、いささかでも第三者から依頼人と特別の関係にあると疑われるようなことは避けなければなりませんので、あえて拒むことをいたさなかつたのであります。

最後に、第十六条の計算書類の定時総会における取り扱いについてであります。

今回の改正では、会計監査人が適法意見を述べ、監査役が会計監査人の監査を相当と認めた場合には、計算書類の確定を取締役会の権限とし、定時総会には報告事項とすることとされております。

これは、会計監査人の選任規定と表裏一体の関係にあり、株主個々が専門的かつ技術的な計算書類の内容の適否を判断することはむずかしいとの考えから、その適否の判断を会計の職業的専門家である会計監査人の手にゆだねたものと解されます。この改正によって会計監査人の職責がさらに一段と重くなると痛感いたしております。私どもも公認会計士は、常に不断の努力を重ね、協会もまた、適切な監査が実施されるよう常々会員を指導してまいりましたが、法律が改正されました場合には、さらに一層監視機能を強化して、万が一にも法の期待を損なうことのないよう努力することをお誓い申し上げ、第十六条の改正案に賛成であることを申し上げたいと思っております。

以上、私どもに直接かつ深く関連する条項について意見を述べさせていただきましたが、今回の改正により会計監査人はさらに一段と強い責任を負うことになるかと受けておられ、協会も独立性の維持、監査の充実がいままで以上に努め、公認会計士一同わが国経済の発展に多少なりとも裨益したいと念願しておりますので、今後とも先生方の御理解を賜りますようお願い申し上げます。私の意見陳述を終わらせていただきますと存じます。

どうもありがとうございます。

○高島委員長 ありがとうございます。

次に、四元参考人をお願いいたします。

○四元参考人 日本税理士会連合会専務理事の四元でございます。

日税連に対しまして本日このような機会を与えていただきましたことを、まず御礼申し上げます。

商法等の一部を改正する法律案について、日税連としての意見を言えということでございます。

が、商法等のうち商法本法につきましては日税連として特段の意見は現在ございません。いいましますのは、その前提となりました法制審の要綱、さらにそれをつくりました台となりました法務省民事局参事官室の試案に対しましてその都度意見を申し上げております。そしてその結果、日税連の意見を、ほかの方々の意見と同様だったせいだと思っておりますけれども、ほぼお認めいただいておりますので、特に申し上げることはない、こういうわけでございます。

ただ、監査特例法の方につきましては、日税連の申し上げた意見はここへ入られなかった、そして法制審の要綱ができたとして申し上げても過言ではないわけであります。したがって、法務省はもとより、与党、野党の議員各先生方にそれぞれ陳情申し上げまして、日税連の意のあるところをくんでいただきまして、法制審要綱を大幅に修正された、そして法律案ができたというわけでございます。しかしながら、その法律案の中に対しまして、なおわれわれとしましては大きな不満が残っている、こういうわけでございます。

その辺について申し上げたいと思っておりますのは、第一点はまず監査対象会社の範囲、これは資本金基準におきまして十億を五億に下げるという問題でございます。これは非上場会社に関する特例であります。四十九年の商法改正において十億以上になっていて、これを下げるといってわけでありまして、法務省の方の担当官のお書きになったものを見ますと、その理由として、本則に戻すのである、本則は五億であるからそれに戻すのであるということ、それからもう一つは、証券取引法におきまして上場会社が五億となつていくからやはり五億にするのだ、商法においても五億にするのだ、こういうことなのでございます。しかし、この理由は、はなはだおこがましいのであります。理由になつてないのじゃないかと思ふわけであります。といいましますのは、わが国に

おきましては、上場会社と非上場会社というのははっきり区別すべきではないかと思ふわけでございます。「誰がために鐘は鳴る」という言葉がありますが、誰がために監査があるのかということでございます。監査は、上場会社につきましては、株主それから将来の投資家のために監査をやるべきである。これは現在証券取引法がやっているとおりでありますから、文句のないところでありまして、商法におきましては、さらに債権者保護の観点から監査をやるといふことも、また当然だろうと思ふわけであります。ところが、非上場会社となりまして、いわば同族会社でございます。身内の会社でございます。そういう会社におきまして、株主のために果たして監査をやる必要があるだろうか、こういうわけでございます。むしろこれは債権者のためにやるべきである。でありますから、負債総額を基準としまして監査範囲を決めるといふことなら話はわかるわけでありますし、またそうあるべきであると思ふわけでありますけれども、資本金基準ということが、ただやみくもに導入されたような気がいたしまして、その辺につきましていかがかなと思つておられるわけであります。

これもまた法務省側の説明によりまして、資本金の規模というものと、それから負債総額、それから会社の営業収入というものは大体バランスがとれている、資本金が大きくなれば負債も大きくなるし、それから営業収入も大きくなるから、大体は資本金を基準にしているのだというような説明のようでございますけれども、これはちょっと統計のまやかしかじやないかと私は思つております。といいますのは、平均をとれば、当然資本金が大きくなれば負債も大きくなる。平均をとればそうなるわけでありまして、しかし、これはちょうど平均気温みたいなものでありまして、六月は五月より暑い決まっております。五月は四月より暑くなるに決まっております。それは長年の平均でとればそうなります。しかし、個々の日々をとってみれば、六月だって寒い日がある。五月だって四

月より寒い日がある。同じように、会社を見ましても、それは同じ資本金といえども、資本金は少なくても、五億以下であっても負債を二百億、三百億抱えている会社もあります。と同時に、資本金は大きくとも、これは本当の身内だけでありまして、そうして負債もまたないという会社もあるわけでありまして。こういう会社に対してどうして監査をやる必要があるのか、全く不思議に思わざるを得ません。

特に、いま申し上げたような会社はいわば中企業でございます。その中企業に対して公認会計士の監査、監査法人の監査が入るということは、とりもなおさずそこに莫大な経費がかかる。しかも、今度の法律案によりまして、常勤監査役を一人置かなければならぬ、これもまた相当な経費でございます。とても五百万で済むものじゃない。一千万相当の金がかかるのじゃないか。中企業にとりましては相当な負担でございます。誰がために監査があるのか。株主のためでもない。債権者のためでもない。公認会計士のためでなければ幸いである、こういうふうに思っているわけでありまして。これが第一点であります。

それから第二点は、監査会社に対しましてところの会計監査人と税理士業務のかかり合いの問題であります。これは特別利害関係として排除してもらいたいということは、会計監査人の独立性の点からいきましても当然でございます。それについて日税連は、これを従来公認会計士法あるいは証券取引法に乗っかっていたものは、さらに今回の商法に盛り込んでもらいたいということを願っていたとしても、その内容はまだまだ、先ほど公認会計士会の会長のお話だとあれで不満のようでございますけれども、われわれもまた逆な意味から不満でございます。しかし、これは何か大蔵省の方として、現行の公認会計士法あるいは証券取引法の基準よりも著しく広げることではきぬ、あるいは広げることではきぬというふうな話があったそうでありまして、現状に落ちつ

た。

したがって、いまのところは監査特例法に入れたいただいただけでもありがたいと思わなければいかぬのかというふうな立場でございますけれども、なお申し上げさせていただくならば、われわれの方の考え方としては、商法監査の場におきまして監査する側からいいますと、公認会計士本人、それから配偶者、二親等以内の親族、それから使用人といったようなものを、それから受ける側としましては、被監査会社はもちろんでありまして、その重役、それから親会社、その重役、子会社、その重役といったようなものが税理士業務で結びつきまして、そこにやはり公認会計士としての独立性を乱されるおそれがある。そしてまた、その税理士業務を通じて、今度は税理士本人の税理士業務を専業にしていまして、ところの税理士の職域を侵されるおそれも出てくる、こういうわけでございます。いまの線を結びつけますと、われわれの方の希望としましては、監査する側が八件になります。監査を受ける側が六件になります。組み合わせは六、八、四十八であります。ところが、今度の監査特例法の案におきましては、個人公認会計士につきましては十本であります。それから監査法人の方については非常に甘くて三本であります。つまり、四十八本こちらがお願いしたのに、十三しか乗っつけられていないというのが実情でございます。

ところで、なぜそういうことを申し上げるかといひますと、税理士は独立した公正な立場でとなつておりますけれども、なおかつ納税者の信頼にこたえましてやっているとこのわけでありまして、いわば弁護士の立場であります。公認会計士は、言うまでもありません、公正な中立の立場でございます。いわば裁判官の立場あるいは公証人の立場でもいいますか、この二つは両立しないと思うわけでありまして。だから、この二つがまざらないようにしていただきたいというのがわれわれの方の従来の主張であります。

第三点としましては、これは税理士業界として

こういうことを言いますと、はなはだおこがましいと言われる、おしかりをちょうだいするかも知れませんが、現在の会計監査人制度に対しましてところの疑問でございます。これが果たして社会的に実効性があるものなのかどうなのか、つまり、公認会計士の独立性の問題でございます。もう一つは事後審査の問題でございます。

独立性といひますのは、最近学者がよく言っておりまして、アメリカではいわゆるボー・ド・オブ・ディレクターズというのが社長の上にあります。それが社長を選ぶ、と同時に公認会計士、監査人も選んでいる。そして選ばれた公認会計士が社長の方を監査するというわけでありまして。西ドイツにおきましてもやはり同じように監査役会というのがあります。ちょうど同じような関係であります。ところが、わが国におきましては、申し上げるまでもございません、公認会計士あるいは会計監査人を選ぶのは社長でありまして。その公認会計士あるいは会計監査人がその社長をよく監査できるかという問題であります。これは結局そこを頼るのは、先ほども会計士会の会長から話がありましたけれども、公認会計士のモラル、自覚と職業の倫理だと思ひます。当然であります。しかしながら、それはもちろん公認会計士が一生懸命やられることは必要でありますけれども、システムとしてちゃんとそういうものができるといふシステムにするということが大事であると思ひます。

それからもう一つ、事後審査の問題でありますけれども、これも事後審査がないということは、いわば学生が試験がないと同じであります。それで、アメリカの証券取引法のまねをするわけじゃありませんけれども、アメリカでは二千人の証券取引委員会の職員がおりまして、百億の金を使つて事後審査をやっております。しかし、そういうことは日本では、いまのような行政改革の時代でありますから、望むべくもありませんけれども、われわれ口幅つたい——税理士の場合で言いますと、これはやはり事後審査、国税庁が事後審査し

たいという考え方がありまして。弁護士にしましても、裁判所の場に出まして下手なことを言うといふわけでありまして、でたためをやらば病氣は直らない。一種の事後審査であります。しかし、公認会計士の商法監査につきましては何の事後審査もない、やりっ放しであります。だから、この点はやはり考えるべきじゃないかという基本的な問題があるわけですね。

そういうことにおきまして、いまの会計監査人制度は、何か欠陥と言っちゃ大変申しわけないのではありませんけれども、組織的にシステムとして足りないところがあるのじゃないか。しかし、決してアメリカのまねをしるというのではございませぬ。下手にアメリカのまねをしまして企業がまた衰えてしまつても困るわけでありまして、日本的なやり方で公認会計士の独立性、そして事後審査の問題を解決していただきたい、こう思ひます。

じゃ一体、結論としまして日税連は今度の商法監査特例法についてどう思ふかということでございますけれども、これは先ほども申し上げましたように十億、五億、つまり十億の線を非上場会社について五億に下げられるということについてはきわめて不満でございます。これはむしろ十億の線よりも、そういう監査基準として負債基準だけにすべきじゃないかと思ひます。それから、いまの特別利害関係の問題につきましても、もっと徹底したものにしていただきたいと思ひます。それから、例の五億、十億の問題につきましては政治的な問題も絡んでいるやに聞いておりますし、また、事がこまで来ておりますと、なかなか今国会におきましてそれをは御修正願うということも、率直なところむずかしいのじゃないかなというふうには思ひます。

しかしながら、いまの公認会計士の基本問題、公認会計士と言つては大変失礼でありますけれども、会計監査人のそういう基本問題につきまして

は、将来の問題としましてぜひ一つ根本的に解決していただきたい。あわせて会計監査人の税理士業務とのかわり合いの問題、それからさらには、税理士業務と公認会計士業務が競合する面が多いわけでありまして、したがって、事あるごとに、去年、おとこの税理士法のときもそうでありました、今度の商法監査もそうでありまして、どこでも、今よく公認会計士協会と税理士業界がいがみ合つて、いわば百年戦争みたいなことになつております。こういうことを根を断ちますように根本的に御解決願いたい。そうしてさらに、今度の会計監査制度につきましても、法律案につきましてもいま申し上げたような欠陥がいろいろとあるわけでございますから、それも一つ根本的に見直していただけないだろうか。しかし、それは今国会のこの場においては無理でございますし、これは多分に行政レベルの問題ではなくて、政治レベルの問題ではないかと思ひますので、いま自民党それから各野党の先生方に対してその基本問題につきまして抜本的に御研究願いたいということを願ひしているところでございます。

日税連としましては、その基本問題の方がとても大事なことであるというふうな発想の転換というものを一応行ひまして、十億の線についてはなお願ひしたいわけでございますけれども、十億を余り固執するがゆえに、ここでもたまたま廃案運動とかいふようなことをやって御迷惑をかけるというふうな、そういう積極的な反対はよしにして、とにかく反対は反対でありますけれども、基本問題の線におきましてぜひこれを抜本的に解決していただきたい、こういうふうな意思統一を行つております。

なお、それにつきましては、今後の審議におきまして私がいま申し上げましたようなことはぜひ附帯決議として残していただきたいということと、それからもう一つは、法務省の方としましては、基本問題についてはやはりそれは法務省の問題ではないというふうなお考えのようであります。

けれども、やはりもとは法務省に発しますし、また、これが一定の成果が出ますと、また商法改正としまして法務省に返るわけでありまして、どうぞ人ごみみたいな顔をなさらないで、ひとつ十分に関心を持っていただきたい、こういうふうにも思ふわけでございます。

いろいろと申し上げまして、時間も超過いたしましたので、申しわけございません。日税連の意のあるところを申し上げます。ありがとうございます。

○高島委員長 ありがとうございます。

次に、坪内参考人をお願いいたします。

○坪内参考人 経団連の会社法問題小委員会の委員長を仰せつかつております坪内でございます。

本日は、経団連がどのような考え方で今回の会社法改正作業に臨んできたか、また、この法案段階でなお残されている問題は何かについて申し述べたいと思ひます。

まず初めに、昭和五十年以降の会社法改正審議に対する私ども経済界の基本的な考え方を申し上げます。

われわれが経済活動を進める上におきまして、会社法とは会社の組織、運営を合理的に行わしめるための基本法であります。したがって、経済社会の進展に即応して時期を失することなくこれを改正することが必要であると考えております。

しかしながら、その反面、法の規制の側面につきましても、規制すべき弊害の実態がどうかという点、規制手段が目的と合致しているかどうかにかつてきまして十分な検討を加えることが重要でありまして、いやくも規制手段が経済の実態から遊離し、あるいは過剰規制によつて会社の効率的な運営を妨げるものがないよう慎重な検討が必要であると考えております。

今回、会社法改正が急がれましたのは、一部企業の不正事件も改正の大きな契機となつております。不正事件も改正の大きな契機となつております。不正事件も改正の大きな契機となつております。不正事件も改正の大きな契機となつております。

機動的かつ円滑な運営に支障を来すであろうことは疑いを入れません。規制強化は、官民双方におきまして必然的に経費増、人員増を伴うものでございまして、このような方向は、国民の要望に基づいて現在政府及び第二臨時行政調査会がその実現を目指し、尽力されつゝあります行政改革による行政全般の見直しと、歳出削減や民間企業の活力発揮に逆行するものと言わざるを得ません。また、会社運営の適正化のためには、厳格な法規則によつてではなく、情報開示の充実によつて対応していくのが基本であろうと考える次第でございます。

会社法の利害関係者にとりまして必要かつ十分な情報の開示は、自由かつ公正な企業の運営にとりまして不可欠の要素と考えられるからでございます。もとより、情報開示の充実と申しましても、企業機密との関連及びコスト・ベネフィットの観点から、この開示すべき範囲とその限界につきましても慎重に検討する必要があります。

欧米におきましては、行政の過剰な介入は民間活力の発揮を妨げ、経済を非効率にするという見地から、政府による各種の規制が全面的に見直されているようにございます。特にアメリカ合衆国では、その一環としてSECによるディスクロージャー規制の簡素化、合理化が進められております。

証券取引法という二元的法制のもとで重複したディスクロージャーが余儀なくされておりました。それだけの法律が果たすべき役割についての基本的な議論がほとんどなされてない実情を考慮いたしまして、法改正は必要最小限のものにとどめ、今後基本的問題に関する十分な審議を待つて必要な改正を図るべきであると考えて次第でございます。

次いで、商法等改正案の問題点について申し上げます。

会社法改正に対しまして私ども経済界の考え方につきましては、たいだいま申し述べましたとおりでございますが、この考え方につきましては、法制審議会商法部会でも十分発言の機会を得ることができ、したがって、改正要綱案及び改正法案は、おおむね妥当な内容のものになつていて、考えられます。すなわち、改正法案にはディスクロージャーの強化が打ち出されるなど、企業の対応がむづかしくなるという面もあるものでございまして、他方におきまして、株式単位の引き上げや新株引受権つき社債の導入など、かねてから経済界が要望してまいりました事項が取り上げられており、まずまずの内容であろうかと考えられます。

せつかくの機会でございますので、今回の改正法案に対する意見ないしは要望事項といったようなものを若干述べさせていただきます。あわせて皆様方の御理解をいただきたいと思います。

まず第一の問題は、いわゆる資本組み入れの割合についてでございます。

法律案によりまして、額面株式、無額面株式とも発行価額の二分の一以上を資本に組み入れることとしておりますが、私どもは、以下のような理由から、むしろ現行法の方が妥当であると考えております。

すなわち、諸外国にも改正法案のような法制は全く見られないのでございます。つまり、諸外国におきましては、わが国の現行商法と同様、額面超過金の全額を資本剰余金または資本準備金に組み入れることを義務づけております。

また、改正法案は株式の無額面化を志向していると見られますが、現実には会社が無額面株式を選択することはほとんどない実情と考えられます。無額面株式が一般的と見られておりますアメリカ合衆国でも、無額面株式は三分の一にすぎないと言われております。

なお、一部にはこの改正によつて企業が増配することを期待する向きもあるようでございまして、このようになつてまいりますれば、企業は増配圧力を回避するため資本市場からの資金調達を敬遠し、間接金融、つまり銀行借入れへの依存を高めることになりかねません。これでは資本市場は沈滞し、また、わが国企業の長年の課題である自己資本充実の要請に逆行することになりかねない。

いのでございます。

したがいまして、時価発行した場合の資本組み入れ割合につきましては、現行法制の方が望ましいと考えております。

次に、自己株式の取得緩和について申し上げたいと存じます。

経済界はかねてから自己株式の取得緩和を要望しておりましたが、今回の改正では残念ながら見送られております。そこで、今回においては無理といたしまして、来るべき改正におきましてはぜひとも緩和を実現していただきたいと要望する次第でございます。

何となれば、まず、自己株式の取得は、役員や従業員にインセンティブを与えるためのストックオプション、株式の交換による合併あるいは緊急避難的な事態に対処するために必要であるからでございます。次いでこれ以上に重要なことは、ようやくわが国で広く定着してまいりました従業員持ち株制度の拡充を図る上でも自己株式取得が必要不可欠ということでございます。

しかし一方では、自己株式取得には弊害が伴うという意見もございます。その一つとして株主総会決議の歪曲化が問題とされますが、これにつきましては議決権行使の禁止によって、また、資本充実の原則に反するという批判につきましては自己株式取得の範囲を利益剰余金の枠内に限るとすれば、それぞれの弊害は除去し得ると考えるのでございます。さらに、株価操作及び内部者取引の弊害も指摘されますが、この点につきましては証券取引法の規制強化により除去し得ると考えております。

これらのような理由によりまして、自己株式取得緩和の早期実現をお願いした次第でございます。さて、最後に簡単に情報開示の強化問題に言及いたしまして、私の意見陳述を終わらしていただきます。

この情報開示の強化問題、特に営業報告書及び附属明細書等の記載内容につきましては、その内

容いかんによりまして、私どもは実務上の対応がすこぶるむずかしくなることを懸念いたしております。そこで、情報開示につきましては、先ほども申し述べましたように、総合的また慎重に検討されることを期待しております。

以上、会社法改正に対する経済界の考え方を簡単に申し述べさせていただきましたが、諸先生方の御理解をいただければ幸いです。

御清聴ありがとうございました。

○高島委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○高島委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 短い時間でたくさん伺いをしたいのですけれども、ひとつ簡潔にお答えをお願いしたいと思います。

まず、使途不明金の問題であります。これは中瀬さんとそれから坪内さんにお伺いをいたします。

国税庁の調査によりまして、使途不明金の金額は、五十一年度、資本金一億円以上一万五千社のうち五千社について調査した結果、使途不明金は二百九十五億円、五十二年度もございすが、大変な金額になっております。この使途不明金について一団会社の監査役はどんな監査をしておるのか、税理士としては、これは税務上使途不明金とすれば国税庁はいいということになっておるわけでありすが、一団会社としてはどうあるべきか、また公認会計士としてはこの使途不明金がどうあるべきか、それぞれの立場からお伺いをいたします。

○中瀬参考人 お答え申し上げます。

私どもは、使途不明金問題が出ましたときに、早速委員会に、昭和五十四年十二月十日「不正支出、使途不明金等に係る監査の充実強化につい

て」という通達を出しまして、会員により一層充実した監査を実施するよう要望しております。

私どもは、企業の損益計算について意見を申し述べております。使途不明金というのは税務上の用語でございます。会計上は費用が費用として出ていけばそれでよろしい、それを国が費用として認めるか否かは、これは国税局の立場でございます。私どもは、ある種の証憑を突合いたしましてその費用が費用として出ているということになれば、それで損益計算としては正しく表示されている、こういうふうに理解しております。

○坪内参考人 使途不明金が、取締役の職務執行に關しまして不正の行為または法令等に違反する事実があるならば、監査役は監査報告書に記載することが義務づけられておりますが、私も監査役でございますので、会社の役員の一員として申し上げますと、費用を全部計上いたしまして、これが税務調査の結果使途不明金という言葉が生まれてくるわけでございしますので、会社といたしましては努めてその使途不明でないようなぐあい

に持っていくのが正しいことであり、また費用として計上するのが当然だと考えております。その中で使途不明と称されるものが出てくるということとでございます。

お答えになったかどうか知りませんが、簡単に……

○横山委員 お答えになりませんが、それだけ苦しい御答弁をなさるといことを記憶をしておきます。

坪内さんにもう一つお伺いをいたしますが、今回の改正で取締役というものの権限がふえて、代表取締役が悪いことをやっても連帯責任があるよ。おれは平取だから知らぬ、おれは支店長平取だから本社のことは知らぬ、何かかんか言っていることが実態に合うのかどうか、質問はこういう意味であります。

「ものいへば唇寒し取締役」という新聞記事がございます。今回、取締役会というものの権限を強

化した、そして、代表取締役といえども勝手にできぬ、何か勝手なことをやったら、取締役会で物を言わなければ平取にも責任がある、そういう状況がいまこう改正をしても果たして全会社に徹底するだろうか、実効が担保されるだろうか。経団連を含めて、どうしてそういう趣旨が全国の、まあ中小は別としても、大会社に徹底され、実行され得るかどうかという点についてどうお考えですか。

○坪内参考人 ただいまの御質問でございますけれども、会社の機関ということの一環でございますが、会社の機関に關しましては、この運営がやはり一番問題になると思ひます。法律上ある程度の規定ができておりましたが、この運営のいかんによつてはこれはどうでもできるわけでございすので、結局は、代表取締役あるいはそれに類似する右翼の方の幹部の取締役が、そういう正しい公正なことを身をもって実現するような経営をするということ以外にはないんじゃないかと思ひます。

今回の商法改正におきましても、いろいろ会社の機関について取り上げられておりますけれども、取締役会が唯一の決議機関であるということとは変わらないわけでございまして、この取締役会の運営いかんという問題は、実施面の経営上の問題でございますけれども、これはすべてその衡に当たる人の態度によつて左右されると私どもは考えております。法律でいかに規制しようとしても、運営が正しくなければやはり正しくないことが行われるのじゃないか、そのために今度、取締役会にもやはり監査役が出席いたしまして、監査役がある程度それをチェックするというような機能にしているのではないかと、こう考える次第でございます。

○横山委員 四元さんにお伺いをいたします。

先般この法務委員会、日本税理士会と自由民主党とがいかなるお約束をなさったのか、これは陰の問題ではあるけれども、商法審議にきわめて重大なことであると言ひまして、理事会で山崎委

員から一応の話を伺ったわけであります。ここで政府に聞きましたところ、政府は、仄聞しておるけれども、よくはわからないということでございます。もちろん法務省です。この機会に、自由民主党と日本税理士会がいわゆる基本問題なることについてどんなことを約束されたのか、明らかにされたいと思います。

○四元参考人 お答えいたします。

その自民党の肝心の理事がいらっしゃいませんので、果たして申し上げていいかどうか、ちょっと懸念がございますけれども、どっちにしましても、もう内部で発表したことでございまして、で、申し上げます。

これは余談でありますけれども、とにかく、現在の監査特例法の中にいろいろ不満があることは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、これを一時的に、たとえば資本金十億以上ということでとまったらとしましても、また数年後に、二、三年後あるいは四、五年後に、商法の全面改正のときにこれが出てくる。それから二次監査の問題も出てくる。それから先ほど申し上げましたように、絶えず公認会計士と税理士の職域のトランプルの問題が出てまいります。こういうことを抜本的に解消していただくためには、どうしてもいま横山先生の御質問のようなことはやっていただく、そうでないと、われわれとしましてもうとにかくやりきれぬ、こういうわけでござい

ます。その内容を申し上げますと、約束という、これは自民党もあつた大きな政党でございましてから、総務会あるいは政調会の辺でちゃんとそういうことがまともなというわけでございせんけれども、まず最初、担当者との段階におきましてこういうことを考えようと、つまり、会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の選任または解任についてチェックをすることができるよう制度、その他会計監査に関する基本問題を自民党内にて検討する、こういうわけでござい

ます。この会計監査に関する基本問題というのは、そ

れではまるで人ごとなにかというような批判がわれわれ税理士業界内においてもあつたわけでありまして、これはいわく言いがたしいうことでありまして、当然この中には、公認会計士制度と税理士制度の職域調整、それから制度的な調整も含んでおるというふうに理解しております、さらに、先ほど申し上げましたように、たとえば今度の商法改正案、監査特例法改正案がこのとおり決まったとしましても、そのいろいろさつき申し上げたような理論的な問題におきま

す、どうかと思うところがあるわけでありまして、それから申し上げますところの見直しも含んで、こういうふうに理解しております。幸い、自民党の段階におきまして、総務会の段階でこの話が出まして、それで大体何か御了承も、また聞きますところでは、何かそういう御発言がありまして、それは結構じゃないか、大いにやるべしというようなことになって、何と何とおりますので、ぜひ、これが片づきましたら、その方向で抜本的検討をお願いしたいと思うわけでござい

ます。さらに、これは自民党だけでございせん。横山先生の社会党の方に対しましてでも、にもお願いしているところでありまして、幸い商法対策特別委員会が設けられているようでございまして、その場におきましてこの問題を抜本的にお願いしたいと思ひます、また、ほかの公明党あるいは民社党の先生方にも、同じようにこのことはお願いしておるわけでござい

ます。ぜひとも各政党におきまして、この問題を前向きに御検討願ひまして、ひとつ抜本的な解決方法を見出していただき、そうしますと、こういう問題は根本から解決いたしますし、先ほどのそういう年来的の百年戦争みたいなことも片づくんじゃないか、これを期待しているわけでござい

ます。と、四元さんの言葉をとらえるわけじゃありませんが、一つは公認会計士の独立性、一つは組織調整とおっしゃる。この独立性と組織調整というのは、ちょっと次元が異なるのではないかと思います。独立性の中にいわゆる選任、解任を、先ほど触れられましたように被監査会社と公認会計士との関係という意味においては、これは理解できないわけではございません。しかし、百年戦争を終結させるための組織調整といひますと、どういう意味だか私にはよくわからないのであります。たとえば両協会のだれかが、いつか大蔵省の某退職官僚が申し込んだ合併などということをお考えになるのどううか。先ほどあなたは弁護士と裁判官の合併をお用いになりましたが、弁護士と裁判官が合併するはずはないわけですが、そういう点に理論的な矛盾を感じるわけですが、日税連がおりしやうなことも、日ごろ公認会計士協会の社会的地位、独立性、そして公正性、そういうものを力説しておるわけでありまして、私もものども、後者の組織調整という意味がよくわからないのであります。その点を四元さんと公認会計士協会の中瀬さんから伺いたいと思ひ

ます。○四元参考人 先ほど言葉が足りなかつたよう

でござい

でありますから、これはわれわれ部内で両者の間のかきね論と称するのでありますが、かきねを取っ払うとか合併するといふ方向ではなくて——現在のかきねを乗り越えて公認会計士は税理士の方にどんどん入ってき

ます。これは法律でどうな

っているから入るわけであり

ますけれども、比較的に入ってくる。ところが税理士の方は、こちらのかきねから向こうに行けないということにな

っておりますが、むしろそういうかきねに穴をを広げるといふ方向ではなく、あるいは取っ払うといふ方向ではなく、かきねをもっと強固な鉄筋コンクリートにいたしまして、先ほどの裁判官と弁護士が兼ねられないといふような方向、つまり、公証人と弁護士が兼ねられないといふような一つの理屈を持ち出しましてはつきり区分していただくならば、これですべて終わるのだ、これから先のいろいろなトラブルもなくなるのだ、こういうふう

に思っているわけ

でござい

ます。○中瀬参考人 公認会計士制度は昭和二十三年に

できまして、会計の職業的専門家として公認会計士と同時に税理士業務ができる、こういうふう

を育成しているのはむしろ会社ではないのか。会社さえ毅然とした態度であれば総会屋の存在の余地はない。だから、会社こそまさにダニのようなこの状況について、法律改正、その運用においてもっと手厳しい措置をとるべきであるのかかわらず、商法改正を先年やりまし、今度もやりますが、これで会社が本場に真つ先に立つて総会屋の排除に一体どういうふうに取り組むつもりなのか、それをお伺いいたします。

○坪内参考人 総会屋という言葉が一般に言われておりますけれども、内容をはつきり規定するということはむずかしいのではないかと思います。が、一応いま言われております総会屋ということ、償の利益供与は違法であるということがはつきりしていただく必要がありますので、企業といたしましても違法なことはしてはいけない、この法律を遵守するのは当然でございますので、各企業とも今後厳密に遵守するだろうとは思いますが、経団連といましては、当局から十分説明を聴取いたしまして、会員に徹底化を図るといふようなことで、この点については前向きに取り組みたいというところでございます。私も、いま経団連の小委員長という身分と、実際会社の役員という二つの身分を兼ねておりますので、実は大変お答えにくい点があるかも知れませんが、本日は一応経団連の小委員長として一般論の立場からお答え申し上げておる次第でございますので、よろしく御了承をお願いしたいと思います。

○横山委員 もう一つの問題として総会の問題があります。今般、総会屋がアメリカへ勉強に行つて、アメリカは総会を長時間やって、そして自由に物を言わせておるといふことでむしろ感心して帰ってきたそうであるが、日本では三十分で終われば、三分で終わればこれは総会屋のおかげ、あるいは会社の運営よろしきを得たといつていばつておる風潮があるわけでありませう。あなたは、先ほどのお話によると、企業秘密云々を理由にして情報開示には余り積極的ではないように思

うのでありますが、日本の株主というものが、五百円から四千円ぐらいのおみやげをもらつて株主総会でたまたま拍手するだけで帰ってくる、そして会社もなるべく早く手じまいをしたいといふような物の考え方を要えなければいけません。二時間かろうが三時間かろうが、会社の内容なり運営なり将来の展望を株主に十分に話をするといふことをどうしてそんなにいやがるのか。そういう点については、別にあなたを例に出すわけではないのですけれども、日本の会社は、情報開示を法律的にどんなに打ち立ててもそれは釈迦に説法なのではないか。この機会に、情報開示及び株主総会の運営のあり方について改善をなさる意思が経団連としてもあるのかどうか、その点はどうですか。

○坪内参考人 ただいまのお話のうち、まず、日本の総会屋さんが過日アメリカに行きましていろいろ御研究されたという問題でございますが、私もアメリカの株主総会のあり方というのはいろいろ研究させていただいておりますけれども、やはりアメリカにおきましても、提示されませんでした。議題につきましては真つ先に全部審議を終わりました。その後で会社の経営のいろいろな問題につきまして、その後で株主の方と自由に懇談的に二時間三時間、あるいは昼飯を食べながらも情報開示をやっている、まあ大変民主的なやり方だと思ひます。

日本の会社におきましてもそういう会社が間々あるかのように承っておりますけれども、現実には十分とか十五分で議題だけさつきと済ませてしまひまして、後は、懇談のことは、特殊な質問にもよると思ひますけれども、後日会社に来て話していただくとか、あるいはこの席上では不適当だから後ほど御回答いたしませうといふことで大体済んでゐるのが実情だと思ひます。

私自身も、また経団連といひましても、情報開示というものは重要であり、株主との密接な関係といふのはそういうところから生まれてくるものでございませうから、努めて開かれた総会といひ

ますか、こういうことをやるのが当然だと思ひますが、何もこれも総会の席上だけでやらなければいかぬのじゃないかといふことも言えないと思ひます。いずれにいたしましても、会社は株主あつての会社でございますので、株主と会社との関係といふのはやはり開かれたもので、会社側も懇切丁寧な質問には応ずるようになすべきだと一般的には考えております。

○横山委員 時間がなくなつてまいりましたが、会社といひ、あるいは税理士会といひ、公認会計士会といひ、少なくとも御来会の三者は、日本経済を、また企業の納税とかあるいはまた監査とか、こういうものが公正に行われることを担保するそれぞれの組織なのであります。その三者の意見が、三者の立場が違つておる。そして税理士会と公認会計士会が、いわゆる百年戦争という表現は適当じゃありませんけれども、そういう中에서도結局は公認会計士のマーケットが少ないうちに、公認会計士の約半数ぐらいが税理士業務をやつておる、こういう状況で、頭は二つだけれどもしつぽは一つだ。その中でこの両組織の円滑な協力関係が一体どうしてできないのだから。できる方法は、先ほど四元さんがおっしゃつたように、職域を、まあコンクリートは別としても、きちんとしておれば何もいがみ合うことはないではないかと私は思ひます。

そういう意味合いで、特別利害関係者の問題について厳しくしてくれというならば協力をしましよといふことをやつておるのですよ。やつておるのだけれども、さて、それなら本場に特別利害関係者に関する違法な監査と税務を実際に両方やつておるけしからぬ人がおるのかといふ点については、余り実例を聞いておらないのです。現在の現行法における違法性といふものを余り聞いておらないのです。今回の改正によつてさらにコンクリート化するといふことで進むわけなのですけれども、四元さん、どうなのですか。現行法でいままでの経験上、そういう特別利害関係者の規定に違反して公認会計士が税務をやつておる事例といひ

うのはそんなにたくさんあるのですか。

○四元参考人 具体的事例としてどうこう挙げるということとは、むずかしいといふよりも非常にわかりにくい。といひますのは、これは税理士が多分に泣き寝入りした部分が多いだろうと思ひのであります。特に直接の被監査会社の場合は数も少ないし、はつきりするのではありませんけれども、一つの被監査会社について子会社が十件見当ある、孫会社が十件、そうしますとこれは百件になります。つまり、今度の五億、十億の間において税理士が関与している会社七件しかないというじゃないかといふことを聞きました。私の方はつまびらかなデータを持つておりませんからわかりませんが、ひょつとすると直接にはそんなものじゃないか、そんなものかもしれぬと思ひております。しかし、今度ふる監査会社といふのは大体七百社、最初は千三百と聞いておりましたけれども、いろいろ手直しがありまして、七百と聞いております。そのうち四百はすでに証券取引法の子会社等の関係で公認会計士が入つておる。だから、実際ふるのは三百だと聞いております。しかし、三百社がいまほど申し上げたように子会社十社、孫会社となりまして三万であります。

これは実際私も経験があるのでありますけれども、私の関与しておる会社は、実はその親会社の方から指示があつて、そちらの方の指定する人にかえてくれといふことで、先生申しわけありませんが、私もプライドがありますから、そうかそうか、それは結構だ。そういうときにがんばるのはいやなものでありますから、といふことで目をつぶりましてあげけれども、こういう例は非常に多いのではないかと思ひます。何れも税理士が悪いことも何もしないうちに、親会社の方から指令でかえさせられてしまふといふ例はあるわけでありませう。

どうしてそうなるかといひますと、なるほど公認会計士自体は被監査会社についてはやりません。奥さんもやりません。しかし、自分の事務員

につきましては監査法人の場合ではできるわけであります。つまり、担当の会社でなければできないということになっております。ましてや親きょうだいは自由でございます。二親等以内の親族については触れておりません。それから使用人の場合もいまのようなことであるし、ましてや友人なんかになったら全然関係ありません。したがって、Aという会社をやっています公認会計士は、そのAの会社のあれはできません。それは税理士はできません。しかし、今度はBの会社をやっておる公認会計士と相互に交換することは自由なわけでございます。現在では違法でも何でもありません。

だから一説に、公認会計士の職域が広がればその分税理士の仕事は回ってくるじゃないか、こういうことをよく言われるのですけれども、これほど人をばかにした話はないわけでございます。そんなことをするほど気前のいい公認会計士なんかおりはしません。もしそうならば、自分ができないとなれば自分の身内の者あるいは使用人あるいは友人の親しい者に必ず譲るのが順当でございます。一般にこれをほうり出して、税理士だれでもやりなさいというふうになるほど気前よくないです。また税理士の場合だって同じことだと思わなければなりません。ですから、こういうことは全く空念仏にすぎないものでありまして、とにかく公認会計士の仕事は広がるといことは、その十倍あるいは百倍の範囲で税理士の方が不安感を持つ。これは大きなものでございます。

私自体も、私は三十年前からの公認会計士でございます。しかし、公認会計士といいますが、監査業務は全然やっておりません。税理士本業でございます。しかし、私ですら、いまみたいな親会社を通じて実際関係先を取られている。間違いない事実でございます。ですから、そういうことは非常にたくさんあるのじゃないか。ただ、みんな「武士は食わねど高楊枝」といいますか、侍でありますから余り泣き言を言わない、黙っているというところで隠されているのじゃないか、こういうふうに思っております。

以上です。

○横山委員 中瀬さんも一言なかるべからずだと思えますから、中瀬さんには、その問題について言及なさると同時に、もう一つだけお伺いしたいと思えますのは、先般来新聞記事でいろいろな会社の問題を取り上げて、その中における公認会計士は一体どうなっておったのか、意見差は控えて、出した公認会計士があるということなのですが、それは別として、一体いまのありようによって監査日数というのが適切なのだろうか、あるいはまた、やらなければならぬことをこの監査日数、この報酬の中で十分なし得ておるだろうか。一つには、たとえば税理士会の言い分としては、会社を広げるよりも監査日数をふやしてもっと密度の高いうことをしてやたらどうかという意見もあるのですが、監査日数、監査条件、監査報酬の点について一言触れていただきたいと思えます。

○中瀬参考人 二つのうちの最初の御質問でございますが、私も公認会計士は監査を主とした業務をしておるわけでございます。しかもその監査をしてはいる会社あるいはその関係会社、子会社まで税理士業務はできない、こうされておりますので、確かに税理士会の方々は不安があるかもしれないが、そういう現実がない限り、私も税理士会の方の職域を奪ったというふうには考えていないわけでございます。ただ、もしもそういう御不安があるならば、私も苦情処理機関を會計士協会と税理士会とつくりまして、もしもそういう事例があるならばお申し出をいただいて調整をさせていただきたい、かように思っているわけでございます。

それから第二点の御質問でございますが、私も現在十分な監査を実施している、こういうふうを考えております。協会におきましても、監査業務審査会というのがございます。会員の実際の監査業務を日々チェックしております。またそのほかに組織的監査要綱というものをつくりまして、組織的な監査、大会社については組織的な監査を実施しよう。それからさらには、本年三

月には監査マニュアルというものを発表いたしましたして、どの会員でも均質な監査を実施するというようなことを指導いたしております。そういう意味で、私も現在十分な監査、社会にこたえられない監査を実施している、こういうふうに考えております。

○横山委員 ありがとうございます。

○高島委員長 小林進君。

○小林(進)委員 私に与えられた時間はわずかに十分でございますので、ごくかいつまんでひとつ三先生に質問を申し上げたいと思うのでございまして、第一番目には、経団連の小委員長さんにお伺いしたい。

企業というものは、会社というものは、もうければ正しい。損して赤字を出せば、これは間違いないのだ、これは不正なのだ。でありますから、会社の本体はもうけるか損するか、そのためにはときに手段を選ばずという形にならざるを得ない。この意味において私は会社性悪説なんです。

会社というものは悪いのだ。社会正義なんて言ったのじゃ、企業はもうからないのであります。会社性悪説。刑法のたてまえは、御承知のとおりに悪意の推定はせずということ、そういう立場で法律を進めていきますが、事企業に関する限りは、私は性悪説だ。会社というものは悪いのだ、もうけるためには手段を選ばないのだからという形で法改正というものをやっていたかなくちゃならぬ。今度の商法の改正には、そのいわゆる哲学的立場がどうも不明瞭だ。これが私は気に入らない。大変気に入らない。

それで、企業性悪説の中で一番社会に毒を残しているものは、いろいろあります。しかし、その最たるものは二つだ。一つは、いま横山さんが言われたいわゆる株主総会における総会屋の跳梁を許していることだ。これが社会に大変毒を残している。いま一つは会社による政治献金です。これは日本の政治というものを実に悪くしている。この二つをどう抑えるかということが私は法改正の中心に浮かんでこなければならぬと思う。

のだが、残念ながらそれが無い。

それで、先ほどもこの株主総会の総会屋の話はありましたから重複を避けますけれども、私は、この総会屋を跳梁させているものは社長にあると思っているのです。会社性悪説は社長性悪説なんです。社長と総会屋が密着して、共同の利益に立っている。社長も隠したいことがいっぱいある。それを総会屋の力をかりてやろうとするのが結局総会にあらわれて、今度の総会はおまえ十分で終わらしたから腕がいいわい、三十分間も一時間ももめ抜いたからどうも腕が悪いや、こういうしきたりを社長会がつくってしまった。そのために個人的に総会屋と一緒にマージャンをやったりゴルフをやったり、あらゆる悪の癒着をやっているのです。これが一体、このたびの法改正でできちんとできるかどうか。

私は、与えられた時間が短いから演説しているわけにいかないから、これ一つ聞きます。総会屋の癒着は、法改正の前に社長みずからの姿勢を直さなきゃいけない。企業みずからの姿勢を直さなきゃいけない。それはきちっと、この法改正を契機にしてやり得るかどうか。

第二番目は、やはり政治献金です。いいですか、こんなことを理屈を言っちゃだめだから理屈はやめますけれども、労働組合なんて、自分のもらった賃金から、自分たちの自由に帰した賃金から社会党に政治献金している。会社の利益というものは重役の利益じゃないんだ。個人の財産じゃないんだ。それを皆手取りで、しかも表へ出さないうで、あらゆる方法で脱税方式でそういうことをやって、世の中を全部悪くしている。これがこのたびの法改正で一体直せるか直せないか、きちっとひとつ——さっきのあなたの株主総会の話なんというものは、あんなのはおちゃらかです。あんな答弁は私は承できません。もったきちと、良心に基づいてやってください。それから、税理士の親方さんにひとつ申し上げますけれども、税理士会と公認会計士との間に、あなたは先ほどのお話の中で、基本問題として職

域の調整ということをおっしゃった。五億くらいの会社をわれわれは税理の仕事をやっておるときに、やはりその根幹に流れる会計というものは正しくなくちゃいかぬから、必然的にわれわれの方がそういう帳簿の正しさも見てやっていると、いか、だからわれわれの手で間に合うんだ、何もそれを公認会計士のところまで新しく持つていつて、そして一年間に公認会計士だけに払う金が数百万円、新しくその会計士を雇うことによって新しい費用が一千万円、二千万円近い余分な金を会社負担せしむること、それだけで企業の生々たる自由発展にむしろ悪を流す、障害を来すじゃないか、われわれに任せて結構間に合うという主張があるようでありますが、この職域の調整という問題についていまいし詳しくお聞きしたい。これが一点です。

時間がないうから、これはいわゆる会計士協会の会長さんにお伺いしますけれども、皆さん方は非常に能力をお持ちの紳士である、りっぱであるけれども、一体会社の不正というものをいままで具体的にどうお挙げになったか。私どもはここで論議をしながら、公認会計士によって会社の経理が整々とやられ、不正を正して社会の人をもっともだという実例を教えてください。残念ながら、そのSEECは実に正しく監督している。残念ながら、ロッキード事件なんかもみんなこのアメリカのSEECから日本に漏れてきた事実だ。彼らはそれくらい株主の利益を擁護するためにきちっと正しい会計検査をやっておりますが、先ほども四元さんはあなたの方のことを裁判官、これはおかしいよ、あの例は。あなたの方が会社に来るときに裁判官や公証人みたいな立場できちっとやるなんというの、言葉として存在するけれども、冗談じゃありません。いまのところは、公認会計士さんという

ものは会社の重役のサバントですよ。しつぽを振ってついて歩いているようなものでありますから、それが名実ともにいわゆる裁判官のように、会社の不正あるいは経理の不適当あるいは至らざるところをきちっとやった過去の経歴があるかどうか。今後、この法律の改正によってきちっとやるだけの自信があるかどうか。

もうこれで私の質問、十分間になってしまいましたから、残念ながらこの三つにして終わっておきますけれども、ひとり一人お答えをいただきたいと思うのであります。

○坪内参事人 たいだい小林先生から大変高邁な経営のお話を伺ったように思いますけれども、まず第一番目に、企業は当然利潤を上げなければならぬ、これはもう当然でございまして、利潤を上げない企業は何ら社会的な責任も果たすことはできません。したがって、利潤を上げるのはいいと思いますけれども、その利潤を上げる手段が、すべて企業が性悪なるがゆえに利潤を上げているという、これはちょっといただけないんじゃないかと思えます。まあそういうところもあろうかと思えますけれども、企業は非常にまじめに一生懸命働いているという前提でひとつぜひお考えになっていただきたいと思えます。

それから、簡単なのは政治献金でございまして。これはもう政治資金規正法というのがございまして、その法律にのっとりまして合法的にいま企業は政治献金もしているということにございまして、これがいかぬということになりますと、ちょっとその以前の問題じゃないか、こう思っています。それから、総会と社長の癒着、これは確かに経営姿勢の問題でございまして、それで、もう非常にりっぱな社長のある会社は、総会と癒着してない、こういう会社も現にあるわけにございまして。もうすべてすべからずそういうぐあいに持つていくべきだと思ひまして、お答えが大変精神的なもので申しわけございませんけれども、おっしゃるとおりだと思います。

○四元参事人 税理士は、残念ながら、公認会計

士法によりまして企業の会計監査はできないことになっております。しかし、先ほど言葉がありましたとおり、あの程度の会社につきまして税理士がタッチしている場合には必ず全部の証憑に目を通す、そうして決算についてもちゃんとタッチしている、といいますのは、これは事後審査のところで申し上げましたように、税理士の仕事はやり放しではございせん。後ほど税務署あるいは国税局、国税庁の調査の目にさらされるわけでありまして、そこそこ慎重にならざるを得ぬわけでありまして、したがって、税理士がそうしてやったあるいは国税庁において受理して通ったものは、むしろその方が信頼性が高いのじゃないか。でありますから、これを公示、公告するという方法で公認会計士の、会計監査人の監査にかえる方法もあるのじゃないか。一つの便法としまして、多分に経費の節約になることだと思つてわけあります。

もう一つ、先ほど私が職域の調整のところで、公認会計士は監査だけ、税理士は税務だけということをお申し上げたわけにございましてけれども、現在公認会計士は税理士となる資格を持っておりまして、これはその資格を奪おうとなりますと、これまた大騒動になりますので、そこまで考えているわけにございせん。資格をお持ちになつていてもよろしい。しかし、どちらか一方をやつてほしい。両方やらない。これは弁護士が資格を持っておられまして、裁判官をやるあるいは公証人をやるというように、どちらか一方しかできないはずであります。一つの会社についてだけじゃなくて、職業としてどちらか一方だけやしてほしい。そうしますと、先ほど来申し上げておりますように万事解決の筋合いにございまして。そしてまた、では公認会計士が現在監査と税務と両方やっている。どうだ。これは例の農地の交換分合の手で、少し乱暴でありますけれども十分できる。自分は監査なら監査専門、税務なら税務専門ということになれば、そこでお互いに交換分合すればいい線が出てくるのではないか、経済的にも

ほとんど問題がないのではないかと思っておりますので、そういう線のひとつをお考えいただければ大変ありがたい、こういうわけにございまして。以上でございまして。

○中瀬参事人 先生、デュアルリスボンシビリティーという言葉をお聞きしたいと思います、会計と監査というものは二重責任制度になっているわけですね。会社が財務諸表をつくる。この財務諸表を税理士さんがつくる。そして会社のもので提出する。つくった者はそれについて証明ができません。必ず第三者による監査を行つて初めてその財務諸表の真実性が保たれる。そういう意味で、会計あるところに監査あり、こういうことで、税理士さんがたとえ正しい適切な財務諸表をつくられても、他の者が監査しなければならぬ。そういう意味で、私どもは税理士さんと会計士が十分両立できると考えているわけにございまして。

それからもう一点、ちゃんとしたという事例があるか。これは先生が先ほど申されましたように、会社はすべて性悪説で、悪いことをしようと思つていてわけですね。ところが、それを私どもがいままで全部防いできたわけですね。たまたま出で、防ぎ切れなかったのが一、二ございましてけれども、大部分の会社は、悪いことをしようとしているのを私どもが全部きれいにクリアしてきたわけですね。ですから、そういう問題がないというのはそれだけクリアした、こういうふうな御理解いただきたい。ただ、私どもは守秘義務がございまして、私がこういうふうなことを先に申し上げられないのはまことに残念でございまして、すべての会社についてきれいにしている、したがって問題がない。最近では二、三事件以来一つもないわけにございまして。その点で十分機能している、こういうふうな御理解いただきたいと思ひます。

○小林(進)委員 残念ながら、私の質問はこれで終わります。

○高島委員長 稲葉誠一君。

○稲葉委員 時間の関係もありますので、中瀬さんに最初にお伺いしたいと思うのです。

公認会計士の独立性ということについていろいろお話がありました。私は、本当の独立性を保つためには、まず第一に大蔵省の監督を受けていることがおかしいと思うのです。弁護士会が法務省の監督を受けませんからね。そこら辺が非常におかしいというのが第一点です。第二は、会社から現実には給料をもらっている。その契約は雇用ではないでしょう。委任契約なんかならなるのでしようが、給料をもらっている正し監査はできっこない。正しい監査をやろうと思っていれば、この次はもうやめてくれと言われる、こういうふうになつてきます。私は、経理課やなんか勤めているいろいろな人から、若い公認会計士はやはり正義感に燃えて不正をあげようとして、年々こうした方の公認会計士がそれはやめておけというふうなことを言っているという話を実際によく聞くわけです。そういうふうなことがあつて独立性の問題についてどう考えるかということが第一です。

それから第二には、さっきから話が出ておる公認会計士が子会社、孫会社というところの監査をやることに関連をして、税理士の職務を侵食する、奪う、そういうことが具体的にないと税理士会の方では言う。あなたの方ではないと言われるかもしれないけれども、これに対してしっかりとした監督というか倫理基準というか、もつと内部的な引き締めというか監査といいますが、そういうものをばっちりさせて、税理士の業務を何も公認会計士が奪わなくたっていいじゃないか、そういうことをばっちりさせような方策をどうやって考えていくか、こういうことをもつと公認会計士の方に考えていただきたい、私はこう思うのです。

それから第三点は、いま言った公認会計士の監査が、私どもの聞く範囲では、目をつぶっている場合が非常に多い。非常に多いと言ふとちょっと

語弊があるかもしれませんが、黙っている場合が多い。だから不正があらわれないわけです。不正があらわれないから、公認会計士の監査で会社がクリアになったというのじゃなくて、目をつぶっている、余りやかましく言うことが多いいのじゃないからやらないのだということが多いのじゃないでしょうか。そこら辺のところについて公認会計士会としてどういうふうにお考えか、最初にお伺いしたいと思うのです。

○中瀬参考人 まず第一に、大蔵省から独立してないのではないかと御質問がございましたが、私どもは、公認会計士協会は全員加入の特殊法人でございます。十分な自主監督機能を持っております。ただ、証券取引法におけるこの監査、この適否について大蔵省が監督をしているわけでございます。その他すべて公認会計士に関するものは協会が自主的に監督している、こういうふうにも私どもは考えております。

それから、第二点の独立性の問題でございますが、先ほども申し上げましたように、私は、独立性の維持には二つあると思うわけです。一つは、いわゆる法律、ルールによって決められるところの身分的なあるいは経済的な独立性、いま一つは、いわゆるモラルないしはエチケツトと申しましうか、精神的な独立性、この二点の両輪で支えられているわけでございます。いままでいろいろ御議論をいただいておりますところはこのルールに基づいているところでございますが、私どもは、実はこの精神的独立性を非常に重視しているわけでございます。アメリカにおきましても、監査の当初はインデペンデント・オーディター、独立監査人という言葉を監査報告書に使っていたくらい、要するに公認会計士、監査人は独立しているのだということを社会一般に知らしめたわけでございます。この精神的な独立性がなければ、いろいろな手当てをしましても、私は、社会一般の期待にこたえられない、こう思っているわけでございます。この点について、協会では紀律委員会というものがございまして、そういうもののチェ

ックを完全に行っているわけでございます。したがって、税理士会が言われましたような人の仕事を取るといふようなことについては、完全に紀律委員会でもチェックしているわけです。そのほかに、先ほど申し上げましたように、もしも取られる疑いがあるというならば、税理士会と会計士協会とで苦情処理機関をつくって、双方の者が出てそういうものを処理したらどうだろうか、こういうふうにも考えているわけでございます。

それからもう一つは、会社から報酬をもらっているから監査が適切に行われないのではないかと御考えでございますが、私どもは、給与をもらっている、あるいは使用人であるという考えを一切持っておりません。自分の業務に対して正當な報酬を受け取っているだけでございます。またかつ、たとえば私がその会社の社長と親しくても、私どもの監査は二十人、三十人という大ぜいの人を使って監査の現場に行くわけですか。そのスタッフに、一々ここの目をつぶれとか、おまえの発見してきたことは何も言わぬぞ、こういうことはいまの私どもの組織的監査の中ではどういふ不可能でございます。もし一時的にそういうことでもふたをすることができても必ず噴き出す、そういう意味でわれわれの監査は完全インテグナルコントロールを持っておりまして、そういう御心配は全くない、こういうふうには考えております。

○稲葉委員 いまの公認会計士会の会長のお話は、一つの理想としてはそのとおりだと思うのですが、現実にはそれと行われていないかどうかについては、私は非常に大きな疑問を持っているのです。

それはそれとして、四元さんにお伺いをいたしますが、大変失礼なことをお聞きするのをお許し願いたい、こういうふうには思います。

四元さんの監査法令のあれに対する考え方をお聞きしますと、不満はあると言ふのです。一、二、三、いろいろ並べられて、不満はあるけれども反対はしないというのかな、反対のための反対

はしないというのか、何かそんなところのようです。そこで聞きしたいのは、大変失礼ですが、率直な話、四元さんの御意見を日本税理士会連合会を代表する御意見としてお聞きしてよろしいのかどうかということ。というのは、いまでも下部からは絶対反対という声がどんどん上がってくるわけ。四元さんの意見は一部の人が集まって決めた意見であつて、われわれ下部の意見を代表してないんだ、こういうことを盛んに言ってくるわけ。だから、また例によつて日税連というのはまたまたないところだな、またまたないところが民主的だと言えれば民主的だけれども、またまたないところだと言えれば民主的を持つてですね。だから、大変失礼だけれども、あなたの御意見を日税連の代表的な御意見として公の場ですら受け取つてよろしいのかどうかということ。というのは、結論的に言うことに

とれるわけ。それが第一点です。

もう一つは、あなたの言われた中で政治的問題が絡んでいると思うのだけれどもとか何とか話がありまして。よくわかりませんが、五億円、十億円で政治的な問題が絡んでいなか。何にどう政治的な問題が絡んでこの特例法なり何なりが上程されたのか、そこら辺のところはどうもよくわからないのです。それでいろいろな情景がわきましたね。たとえば任意監査の問題、負債の金額の問題、売上金の問題、売上金の問題が削除される、任意監査の問題が削除される、負債の金額が上つた、そういうことからあなたとしてはどうか、法務省との間でこの法案についてはやむを得ない、オーケーだ、こういう約束をしたんだということを言う人もいますね。どうも真相がやぶの中よくわからぬのです。そこら辺のところもばっちりさせていただきたい、こういうふうには思います。

それからもう一つは、システムとしての基本的問題ということを言われましたが、この内容は、これは山崎氏とあなたの方が交渉したのかもわか

りませんが、基本問題というのは、具体的に会計監査のあり方について、いままでのようなあり方ではなくて別の新しい制度をつくるということ。自民党側も了承をしたという意味なんですか。あるいはそういうふうにあなたの方だけがとっておられるのか、よくわからないんです。山崎君に聞くと、いや、それは話があったけれども、自民党の法務部会で検討するという話をした。ただ、こう言うのです。この基本問題という意味がよくわからぬのです。具体的に何が基本問題でどういう話し合いが行われたのか、新しい制度をつくるという形であなたの方が了解をされておられるのか、失礼な質問かも知れませんが、そういう点について四元さんにお伺いをしたい、こういうふうに思います。

○四元参考人 不満ではあるが反対しないという言い方はしなかつたわけでございます。反対の程度によりけりでございますけれども、かつて四十八年、九年のときにやりましたように、いわゆる旗をお立てして盛んに陳情また陳情といひますか、そういう形で廃案をねらう、あるいは継続審議、廃案をねらうというような激しい反対運動はしないという意味でございます。

去る三月二十四日に法務省から衆議院の方に法案が提出されましたときに、そのあくる日に日本税理士会連合会におきまして、これは御承知の政治連盟もあるわけでございますけれども、その正副本部長会を招集いたしました。これは両方の会長、各税理士会の会長、私、事務理事も入ったわけでございますけれども、その場において、これはかつてお手元に届けた書類でございますけれども、なお、念のためにここで読みますと、こういうことを申し合せております。つまり、第一点としましては、「自民党内において合意があったと聞く」、これはまた後ほど申し上げますが、「会計監査に関する基本問題を抜本的に検討する」という構想を極めて適切かつ貴重なものと評価し、早急にこれが本格的始動に至ることを希求する。」お願いする、こういうのが第一点でございます。

います。

そこで、ではいままでの十億維持をおろすのかということになるわけでございますが、そうではないんだ。第二点としまして、「資本金基準十億円の維持については、なお各方面にお願いを続けるが、自民党及び野党筋に対する陳情に当たっては、一とセツトにして、さっきの基本問題のお願いとセツトにするといひますのは、むしろ旗をお立てしてわんわんやりますと、すでにこの法案は自民党を通じている法案でありますから、当然自民党筋の御気分も害しますでしょうし、基本問題なんかはほったらかすぞということになりかねませんので、それを壊さない程度にやる、セツトにしてやるというのはそういう意味でございます。そして、せめてこの十億円維持が成功しないという場合におきましても、少なくとも一のそういう構想、つまり基本問題のそれが国会の附帯決議として取り上げられるとともに、自民党並びに社会党、民社党、公明党各野党において強力に具体化され実現に至ることを期する、こういう申し合わせをしたわけでございます。

その線で動いているわけでございますけれども、なお国会方面に陳情に行きましたとき、いまの商法対策実行正副本部長とは一体何だというような御質問がございましたので、書きとしまし、ていまのような組織のものであるということを答えて、また反対なのか、よもや賛成ではないだろうけれどもどういう反対なのかという御質問に對しまして、一の例の基本問題での早急始動を希求する関係上、商法等改正法律案の審議引き延ばさないし廃案を策するなどの積極的な、つまりむしろ旗をお立てしてのそういう反対運動は行わない、念のため、こういう書きをつけましてお願いに上がつたというわけでございます。したがって、四十八年、四十九年のときは大分趣を異にしているとおっしゃればそういうことだと思ひますけれども、それは先ほど申し上げましたように、その基本問題ということにつきまして切実に自民党筋、あわせまして各野党筋にもお願いした

い、こういうわけでございます。

そこで、では自民党の方とちゃんと約束ができていたかということになりますと、先ほど申し上げたところでありまして、法務部会の筋には十分お願いしてあるところでございますけれども、なお幸い総務会の席においてその発言がありまして、それは大変結構じゃないか、やるべしというお言葉があったと聞いておりますので、今後期待するわけでございます。

ただ、その問題はタイミングとしましてこの商法が上がらないとなかなか始動しない問題だろうと思ひますので、その辺がなかなか微妙である。これで引き延ばしあるいは廃案あるいはということになりますと、本格的始動の方がそれだけおくれるわけでございます。期限は附則によつて二年くらいしかございせんので、だんだんそちらの方の期限が短くなる、だから兼ね合ひでございます。言うに言われぬ微妙なところがあるのでございしますが、決して法務省と個人取引をやったとか賛成したとか、そういうことではございせん。先ほど来申し上げるように、非上場会社につきましては上場会社と同じように五億円を適用するということは、債権者保護のためのものでございしますから大変おかしいんじゃないかということはいまの私の持論でございます。大変おかしいけれども、いまの法制審から法務省、法務省から自民党、そして国会というあれを見まして、お願いしたいところではありますけれども、大変困難なという印象を持っていますことは事実でございます。

そこで、政治問題もあるじゃないかということでございますけれども、これは余り言いたくないわけで、もうこれだけ申し上げれば国会議員の先生方全部おわかりかと思つたわけでございますけれども、御質問でございますのであえて申し上げます。税理士法改正法案がおとしの五月十二日に国会に上程された。その前に、自民党におきまして税理士問題小委員会というのがありまして、一つ

の案をつくりまして大蔵省がそれを作案に入つたわけでありまして、その内容に對しまして公認会計士協会が猛烈な反対をいたしました。まさしくむしろ旗をお立てしての反対だと記憶しておりますけれども、反対した。そこで税理士法改正法案づくりがとんざしたわけでございます。また、こう申しちゃんでもありますけれども、社会党の先生方の中に大分公認会計士側を傾けられる先生がいらしたものですから、自民党と社会党の調整がつかなくなつたということは事実のようであります。

その結果、政調会長レベルで話し合いができたそうでございます。一つの文書が交わされているというのを私も望遠鏡か何かでほのかに見たこととございまして書いてございせんけれども、将来公認会計士の職域拡大につきまして監査基準の引き下げ、それから公益法人に対する職域の拡大等については考慮するといふことが政調会長レベル、これは民社党、公明党もお入りになりました。四党におけるそういうものがある、これが果たして公的にどういう性格のものか私は存じませんが、それと、とにかくそういうものがある。

それで、税理士業界に對しまして、もう亡くなりました山本会長に對しまして、税理士業界はそういうことを納得するのか、これは山本会長言下に、即座にお断りいたしております。税理士業界としてはそういうことはお約束できません、反対でございます。税理士法改正と引きかえにそういうお約束はできません、しかし政党レベルにおいてなかつたこととございしますので、それはそれなりにわれわれとしては知つてはおるけれども、どうしようもないという考えでございました。また、部内におきましては、機会を見てそういうことも私、理事会等の席上において説明いたしておりますので、税理士業界としては大体のことはわかつております。

しかし、それはそれとしまして、とにかくさつきも申し上げましたように、理論的に十億円を五

億円に下げる必要は全くないじゃないかということとは本当に割り切れない気持ちでおりますけれども、これはいわゆる政治力学とやらで仕方ないのではないかなどというのが私の個人的な考えでありますし、日税連としては、さき申しましたように、とにかくお願いするだけは最後までお願いするんだ、決して十億円を下げて五億円なりあるいは七、八億円なりでいいということは申し上げられないし、申し上げてもいいわけではございません。

以上でございます。

○稲葉委員 ほかに四元さんにいろいろ御質問したいのですけれども、私の配当の時間がなくなりましてのでこれで質問を終わって、あとは法案の中でいろいろ質問させていただきたい、こういうふうに思っています。

○高島委員長 鍛冶清君。

○鍛冶委員 三十分時間をいただいておりますので、その範囲内でそれぞれ三人の参考人の方々に御質問申し上げます。

本日は、本委員会のために参考意見をお述べいただき、また質疑にに応じていただきまして本当にありがとうございます。最初にお礼を申し上げます。

最初に、坪内参考人にお尋ねをいたしたいわけですが、これは先ほどのやりとりの中でも問題になりましたし、また坪内参考人に最初にお話いただきました中にも出てまいりましたが、情報公開、開示の問題でございます。

このディスクロージャーの問題は、この点については、営業報告書ないしは会計監査人の監査報告書の内容、こういうことについては法務省令で定めるところに今回の法案の中ではなっているわけですが、これらについて試案が出てきて、その試案の中では、特に営業報告書等については細かくこの報告の内容、記載事項というものが記載されてあったわけですが、それが今回の法案の中では、法務省令に定めるところにはなっておりますけれども、落とされちゃった。こ

れは国民サイドから見ますと、やはりいろいろな社会的な問題があり、先ほどから議論されました政治献金や使途不明金とかいうような話も出ましたが、そういうことを含めて、国民サイドから見ればそういうものははっきりしておいた方がええって会社のためにいいんじゃないかというふうな考え方が私は強いと思うわけです。しかし、御意見の中では、それをやるのは会社の営業活動等に云々というふうなこともございまして、私たちが、むしろそうではなくてプラスになる面が多いのではないかとというふうな考え方を持つのであります。

こういう方面、私素人でございますのでよくわかりにくい面もございしますが、そういう観点から、こういう点についてももっと明らかにしていく方向、お考えはないのか、また、試案で落とされたものについてはそれは妥当であったのかどうか、こういった点について御意見があればお聞かせをいただきたい。

○坪内参考人 ただいまのお話でございますけれども、営業報告書あるいは附属明細書の明細につきましては法務省令で後に定める、今度の改正法案では確かにそういうふうになっております。われわれが懸念いたしますのは、非常に詳細に法律で、たとえ法務省令とはいえ規制されますと、これに対応するのが企業としては非常にむずかしくなってくるんじゃないか。それは根本的な考え方で冒頭申し上げましたように、やはり法律は、企業の運営をむしろ助長する、助けるというふうな意味でこそ初めて生きてくるというふうな観点から申し上げまして、余り細かい規定をつくっていただかなくてもいいんじゃないかという気がいたしております。

しかしながら、今回の法律改正につきましても数年かかっておりますけれども、われわれ経済界あるいはほかの業界にも丁寧な諮問していただきました。これに對しましてわれわれも御答申したわけでございますけれども、今度の法務省令改正につきましても、そういうような手続でひとつ

企業とのすり合わせを十分した上で、双方納得いくような省令をつくっていただければというぐあいに考えております。

○鍛冶委員 試案に対する意見書というものの、ずいぶんいろいろと項目別にお出しになっていらっしゃるようですが、非常に意地の悪い言い方かも知れませんが、坪内参考人の最初の御意見の中でございしましたが、どんなに法律をつくって規制しても、問題は運営上の問題だ、こうおっしゃったわけですね。そうすると、法律なんかここで審査していること自体がちょっとおかしくなるので、私も聞いておりました、これはどうかな、われわれこれだけ手間暇かけてやっているが、ああいうふうにおっしゃっていただいたら、会社というものは、幾ら法律で決まっちゃって、運営上いい方に向ければいいのですが、悪い方に向いたときにはもうどうでもできますよというふうに、意地悪く考えればとれるわけです。

そういうお考えであるとすると、これは大変な問題になる。それならば、何も試案に対する御意見やその他経団連あたりからこういうふうに変えてくれとお出しになる必要もないのじゃないかと、極論かも知れませんが、そう思うのであります。その点についてはどういうお考えなのか。

さらにもう一つ、いま申し上げました法律案の中で省令に任せるということになっておりました。特に営業報告書の内容を、一つ一つああいうものは省令の中でも定めて云々というふうなことをしても、むしろわれわれの側は、細かいこともわからないけれども、した方がいというふうな気もしますが、坪内参考人のお考えとしてはどういうふうな受け取り方をなさっているのか、その点お尋ねします。

○坪内参考人 法律は、先ほど先生おっしゃいましたように、大綱を大体決めていただきますれば、それに従いまして枠内で対応していくというもののじゃないか、こう考えておるわけでございます。今度の商法改正に關しまして、一つ例を挙

げますれば、たとえば無償の供与というのは非常に悪いことだということをはっきり法律に出ますと、守る方もそれを守るというようなことになりまして、今回の改正商法では、監査役地位の強化あるいはその他ディスクロージャーの問題等いろいろ規定してございしますので、われわれはこれを非常に前向きに受けとめていいのではないかと、こう思っております。

それで、運営と申しましたのは、結局は、特に会社の機関についてでございます。たとえば株主総会でも、先ほどから御質問が出ておりますように、そういう運営をすればいい運営ができればいいわけでございまして、取締役会も民主的にやればやれるはずでございますけれども、それが非民主的であったりあるいはワンマン社長であったり、いろいろな物が間々出てくるわけでございまして、いろいろな物議を醸す。そういうことで、経営の姿勢というのは法律の根本精神に基づいて正しい方向にあるべきだということで、何千あるいは何万という社長がいっぱいあるけれども、いかに後はその方々がその方向に従って行動されるということを経団連としても指導していくということしか言えないのではないかと、こう思っております。

御質問に対して明快なお答えができないのでございすけれども、考え方はそういうことで、法律の改正はやはり正しい方向にどんどん持っていくていただきたい。しかし、過度の規制は企業の自由な活力を縛るという根本だけは忘れないでいただきたいということでございます。

○鍛冶委員 次に、モラルの問題をお尋ねしたいのです。運営上の云々とおっしゃったのは、そのかみ合いもあるような気がするのですが、最近のいろいろな事件を見ておきますと、確かに法の規制はされてきて、根本の姿勢がはっきりしないところには変なのも出てくるのです。むしろ、そこあたりが私どもといたしまして一番大切なような気がいたします。こういうような点について、経

団連の方になりますか、そういう経営者側、これもちよつと抽象的な精神論になるかもわかりませんが、そういうモラルといいますが姿勢というものは具体的にはつきりと持っていたかなくてはならないと私は思うのですが、こういう点について皆さん方はふだんからどういうような努力なりいろいろなことをやられているのか、また、そういう悪質なものに対する対処方法というものもお考えがあるのかどうか、坪内参考人に御意見を伺いたいと思います。

○坪内参考人 ただいまの御質問の受けとめ方は大変むずかしいでございますので、私、直ちにお答えできないのではないかと思っております。いざ十分考えさせていただきます上で、何ならば、またいろいろお話し合いをしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

○鍛冶委員 では、中瀬参考人にお尋ねをいたします。

先ほどのお答えの中で、われわれは十分な監査をしておるんだといったようなこともおっしゃいましたし、りっぱにやっているんだということもおっしゃいました。確かに、それはそれなりに努力はやっていらつしやうと思えます。ただ、世間を騒がしている問題をいろいろ見ますと、不二サツシの問題とか日本熱学等監査意見等も適正というところで出されておるものが、意外と巨額な粉飾決算を露呈して倒産した。そして多くの株主の皆さん、それから債権者の皆さんに御迷惑をかけているというようなことも、われわれが見ますと現実にあちこちで起こっているというふうな気がするわけです。

そういう意味からいって、今回の改正についてもそういう含みもあつてのことだろうと思えますけれども、実際、おっしゃっているように本当に十分やっているんだ、公正にやっているんだという点については、若干納得しがたいような感じがしますが、この点についてひとつお考えを聞かせていただきたいと思います。

○中瀬参考人 確かに、証取法監査が始まりました

た当初はいろいろ問題がございました。事実、粉飾を見逃がしまして処罰された事例は、昭和三十九年までは七件、昭和四十年から四十四年までは三十四件、昭和四十五年から四十九年までは七件、昭和五十年以降はただ一件でございます。このように昭和五十年、すなわち商法監査が始まりましてからはほとんど皆無である。

ただ、確かにいろいろな不正支出があつたとか、世の中を騒がせました実例があるようでございますが、私どもはそのすべてを完全に見破るということではないわけです。財務諸表の全体としての適正性ということに責任を持っておりまして、一つ一つ不正支出があつた、あるいはこういうことがあつたという点について責任を持っていくわけではなくて、私どもは、これはいわゆる正当な注意の原則、デュー・プロフェッションナル・ケアというのがございまして、この正当な注意を払つても発見できないものは多々あるわけでございます。というのは、私どもは、検査当局とか国税当局のように、相手方まで行って調べるとかそういうことができないわけです。やはり企業の中にある資料あるいは確認ということで注意をもつて調べている。したがって、いろいろな問題が出るケースがございまして、私どもとしては、正当な注意を払つてもなお見つからなかったというケースについては御容赦を願いたい、ただ、私どもはそういう事件が発生しないように日々努力している、こういうことでございます。

○鍛冶委員 これもちよつと意地悪な質問になるかも知れませんが、私があちこちで聞きして見ますと、これも先ほどから御答弁のありました独立性という問題はちゃんといまのあれであるのだ、われわれは何物にも左右されずちゃんとやっているのだ、これは確かにそういう姿勢でおやりいただかなければいかぬと思いますが、現実はいかなかそうではないという話を聞くわけです。そしてこれを本場にきちんとした形で、経営者側と対等な立場で対処するところまで引き上げる必要があるのじゃないか。そのためには、これはどう

いう形になるかよくわかりませんし、公認会計士の皆さんが集まりの諸団体、法人であるのかどうかかわりませんが、そういったものの権限といえますか力というものを、経営者側と対等に持つていくような形のものを何かつくりながらきちつとやらないとできないのじゃないか。現実には会社側のいろいろな制約によつて、もうあなたはだめですと言われたらそれで終わりだというような率直な裏の意見が、むしろ本音のところはそうじゃないかという気がするのですが、聞こえてくるわけです。

そういう点について本場に本音のところでおっしゃっていただいて、いま私が申し上げたようなことは事実なのか。あればあつたで、私どもも本場にきちんとした形にお手伝いをしながらやる方向が好ましいのではないか、こういうふうな思ふのでありますが、この点についてお尋ねをいたします。

○中瀬参考人 昭和五十年以降、毎年約一〇%近い監査人の交代があるわけでございます。私どもは、監査人が交代させられても、実はある意味ではやむを得ない、こう考えているわけでございます。と申しますのは、企業が監査人を選ぶ自由な選択権を持つていくわけでございます。私どもが持つていく自由は、要するに十分な監査手続を実施する、それから自己に忠実な監査意見を述べ、ここに私どもの自由があるわけです。そこでちょうどバランスがとれている。ただ、勝手に会社にかえられてしまったのでは会社との信頼関係も失われますし、そのところを法制上いろいろなお手当てをお願いしたい、かように思っているわけでございます。

○鍛冶委員 これも先ほどから御議論が出ておりましたように、今回の法改正がもし実施されまうと、税理士の皆さん方との職域の問題があるというところがあるといふわけであります。私どももそうかなという気もいたすわけですが、実際この改正法案がもし現状のまま通過して実施されました場合、公認会計士の皆さんの側とし

しては、職域というものが税理士の皆さんの分野にどれくらい食い込んでいくのか、これは具体的にお調べになった数字があるのかどうか、こういうものがあればちよつとお知らせをいただければと思います。

○中瀬参考人 この実数というものは非常に把握しにくうございます。特にクロースの会社が今回は多いわけでございますので、オーブンの会社でございませんで、そこで、法務省が答弁された資本金五億円で六六六社、それから負債額二百億円以上二百社、そのくらいかなというふうに感じているわけでございます。私どもの職域がふえればふえるほど税理士の方の業務がふえる。これは利害関係で、そういう会社は、いままで税理士業務をやつておりましたも退かなければなりませんので、いわゆるマクロ的に見ますと、当然に税理士会の先生方の仕事もふえる、こういうふうには理解しております。

○鍛冶委員 それでは、四元参考人にお尋ねをいたしますが、最初に、いろいろと私の方にも御陳情、税理士会連合会、政治連盟の皆さん方、本当に足をお運びいただいているいろいろお話を伺ってまいりましたし、また、陳情の趣旨の書類もいただいたわけですが、ここにございませうに、五十六年二月にいただきました陳情書の中では、御要望として、あの法案に對しまして、会計監査人の監査適用会社を、十億円以上を五億円以上に下げるのは反対だ、これが一つありますね。それから、資本金基準のほかに年間営業収入基準二百億円以上及び負債総額基準百億円以上、これは試案の中にあつた数字だと思ひますが、これが法案の中に盛り込まれるであろうということを想定されてだと思ひますが、これはこの三基準のいずれか一つに該当する会社に当該監査を適用することとする改正には反対だ、こういうふうな御陳情がございました。

現実には、今度は法案になりましたときは、五億という資本金の引き下げはそのままですが、この年間営業収入基準、こういうものは外されたわけ

です。そして負債総額基準というものが百億円から二百億円ということにアップされました。アップというよりも、どうなんですかね、皆さん方から見ればむしろ拡大されたという形になるのでしょうか、御要望の方向にずいぶんこれは変わってきておるというふうに思うのです。さらにもう一つ先には、従来、資本金が五億円未満の会社で一億円を超す会社の場合、定款で会計監査人監査を受ける旨を定めることができるという項目、これも反対ということでありましたが、これも外れてきておる。

相当に税理士会の皆さんの御意見が功を奏してか、話がうまくいってかどうかはよくわかりませんが、話も、だんだん取り入れられた形になってきておるわけですが、そういう流れの中で、先ほどのいろいろ出たお話し議論というものが言われておるような気がいたすわけですが、こういうような改正になっても、先ほどちょっとお答えもございましたが、あくまでもこれは反対であるのか、付帯条件等がつけばまあまあやむを得ないのかというふうな、そこらあたりの感触、これをもう一度ひとつお尋ねをいたしたいと思えます。

○四元参考人 大変むずかしいことでございまして、まあまあいいかと言われますが、どうにもいわく言いがたしでございしますが、しからばこれでわれわれ税理士会の方が、いや十億円でなければどうしても困るのだということで、むしろ旗という言葉は適切ではございませんけれども、一生懸命運動しましたら果たして十億維持が成功する可能性があるのかどうかということになるわけでございます。大変むずかしいことであるだろう。国会の審議権に関することでありますから、われわれ見通しもつきません。

それで、確かに先生おっしゃいましたとおり、五十六年二月の陳情書というのは、例の法制審の要綱に對しまして、これは大変だということ、こちららねじりはち巻きでやった陳情でございす。その結果、冒頭の私の陳述のところでも申し上げ

げましたとおり、大変御理解をいただきまして大幅に修正された。それは心からお礼を申し上げるわけでございますけれども、さてということになりますと、なかなかどうもお答えしにくいわけでございますが、ただ、基本問題につきましてぜひともお願いしたいという表題を掲げますと、十億、十億と突っ張りまして変なふうにとららしてしまつたのでは、基本問題は恐らくほり出されるだろう、しかも十億も果たして成功するかどうか、これはまさしく二兎を追う者一兎をも得ずということにもなりかねませんので、神様のみぞ知る、なかなかむずかしいところでございす。そこで、日税連としましては、基本問題を根本的に解決してもらおう、あわせて公認会計士、税理士の職域調整、制度調整の問題もやってもらおうということが一番大事なんじゃないか、これについてはほとんどの者が異存ないわけでございます。

ただ、方法論としまして、私が先ほど申し上げ、また読み上げましたように、基本問題を大事にするために十億円についてはむしろ旗を立てないんだという考え方の者と、あるいは、いや十億を最後の最後まで突っ張るんだ、その中におきまして自然と基本問題も解決せられるんだという二つの考え方があるわけでございますが、前の方が多数説でございます。

これは税理士法改正のときにもやはり同じような現象が起きまして、基本要綱、御承知かどうかわかりませんが、税理士業界の理想と願望を掲げたものが基本要綱でございます。基本要綱でなければ一歩も退けないんだ、あのとおりでなければ税理士法改正は望まないんだという考え方と、いや、現実的に処理しようという考え方とがぶつかった。その結果、いろいろ御迷惑をかけましたし、また、非常に理想にはやる税理士の人たちがいろいろないわゆる改悪反対運動をやったわけでございますけれども、今度それとほぼ似たような感じがしないでもございせん。つまり、税理士法改正の基本要綱にかえまするに、十億維持、十億死守、十億固守というような

ことで、十億は何が何でも金科玉条である、これをおろすわけにはいかぬという考え方の人たちがおります。しかし、幸いなるかな、日本は民主主義でございます。いろいろな意見がございすけれども、それはそれとして、その方々がそういう運動をするということは、これは抑えようのないことであります。でありますから、黙認しております。

それから、税理士会としてはこれは公式にやられては困るということで、税理士会としてはやらないはずでございますけれども、税理士会はちやうど裏表に政治連盟というものを持っております。政治連盟に對しましては、公式に、公的に日税連の決定は及びません。だから、この間も社会党の某先生のところに行きましたときに、東京税理士会の政治連盟の某委員長といひますか、名刺を持ってきた廃案運動をやっているぞ、廃案にしてくれと言っているぞ、これはどうかと言われましてしたので、それは廃案ということは、さっき申し上げたように廃案運動はしないということになっておりますというところは申し上げたわけでございますけれども、大変日本はありがたいお国柄でありますから、思想、信条は自由でございます。したがって、そういう行動をなす者もいるわけでありまして、日税連としましては、先ほど申し上げましたようにああいふ申し合わせをやっている、こういうわけでございます。

以上であります。○鑑治委員 先ほど中瀬参考人にお尋ねしたと同じ内容になります。資本金の基準の引き下げによりまして、五億円に下がることによって、実際に五億円に下がってそれが実施されたことと仮定いたしまして、実質中小会社を顧問先としておられる税理士の皆さん方の業務が大きな影響があるというふうにも伺っておるのですが、実際、実質的にどの程度の数減るというふうな数字、具体的に探っておられれば、その数字をお聞かせを願いたいと思ひます。

先ほど申し上げましたけれども、実際今度の五億、十億の適用会社、六百社、八百社と伺いましたけれども、その中にわれわれの方でアンケートをとって調べたところでは、その税理士、その会社にストリートにタッチしておる者はわずか七人しかいないというところでございす。しかし、これは先ほど公認会計士会長の言われたとおり、その職域保全につきまして両会が話し合ひまして、あるいは事前登録制みたいなものをつくりまして確保するということはむずかしいだろう、こう思っております。

ただ、これまた私が先ほど申し上げたとおり、子会社、孫会社に至りますと、十掛ける十というのは大げさにしまして、相当大きな影響がある。しかも、これは子会社、孫会社という法律的に過半数を持てているというだけではなくて、いわゆる取引先、仕事をもらっているつまり元請に對しまして下請の会社でございす。下請の会社というのはいや元請会社に弱い立場にあるわけでありまして、これらが、ひとつうちの公認会計士の系統の者を使つてくれぬかというふうな話がありますと、なかなか断りにくい。

現実また、私さつき恥づかしい自分のことも申し上げたわけでありまして、実際私もその被害者であることもあつたわけでありまして、だから、とても何百とか何千という数字じゃなくて、万単位の数字で税理士業界に波及するんだ、波及効果はあるんだ。もちろん税理士がしかりした仕事をしておれば取れないというのは、これは理想論、理屈であります。先ほどのように上部から圧力がかかってきますと、先生まことに申しわけない、長年のおつき合ひで申しわけないのだけれども、こうこうこういう事情で自分の会社として仕事をもらわなければいかぬ都合上、ひとつ目をつぶっていただきたいのだが、こういふことがありますと、税理士たる者、内心は煮えくり返るような気持ちがありまして、うんとおおよううなうなずかざるを得ぬという場面になりますので、相当大きな規模である。

○四元参考人 お答えいたします。

以上でございます。

○中瀬参考人

なお、そういった五億円以上十億円ぐらいまで

亭一頭亭二頭

○四元参考人 税理士の平均関与件数は六十件ぐ

それで、五億ないし十億の会社、これは負債

○鍛冶委員 きよこ

○高島委員長 岡田正勝君。

さて、質問ですが、一平

田中不助

○中瀬参考！

なお、この私どもの公認会計

○四元参考人 お答えいたします。

実数と

んものではないだろう。しかし、たびたび申し

かも非常に明瞭にしてくれるというような期待が

以上であります。

それからもう一

--	--

たわけでございます。

それから、監査費用の点でございますが、これは一概に簡単に申し上げられません。先ほど来四元専務理事もおっしゃっているように、非常に簡単な会社もございいます。それから、たとえば貿易会社等非常に日数のかかる会社もございいます。したがって、個々の会社につきましては幾らとは申し上げられません。ただ、今度の新しい五億から十億の被監査会社において一千万円以上の報酬になるとはまず考えられないことを申し上げたわけでございます。

○岡田(正)委員 坪内参考人の方にちょっと伺いをいたします。

大変失礼なことをまずお尋ねいたしますけれども、現在経団連に入っていないらっしゃる会社の中で資本金の下と上の方、それと経団連へいまい入っていないらっしゃる会社の数、およそどのくらいでありましょうか、お教えください。ラフな数字で結構です。

○坪内参考人 私、不肖にしてよく存じ上げなかったのですが、いま事務局から聞きますと、経団連には九百社入っているようでございます。これも約でございます。

それから、資本金の点では大体三十億円以上じゃないかというようなことで、受け売りでございますましてまことに申しわけございませんけれども、そういう返事でございいますのでよろしく願いを申し上げます。

○岡田(正)委員 そこで、坪内さんに重ねてお尋ねをするのでありますが、今回の法改正の一つの目玉はやはり総会屋対策。総会屋というのが適当な言葉かどうか存じませんが、俗称総会屋対策が一つの目玉と言われているようですが、果たして今度の法改正でその実効が上がるというふうにお考えでしょうか。

○坪内参考人 今度の法改正で総会屋という言葉は出てこないようでございますけれども、無償の利益供与ということがそれを意味しているのじゃないかと思ひます。したがって、無償の利益

供与は違法であるということにはつきり今度なるわけでございますので、先ほど申し上げましたようにその線に沿って適法な運営をするのが企業でございいますので、経団連といたしましてそういう方向に指導していくというようなことと思ひます。

○岡田(正)委員 重ねてお尋ねいたします。無償の利益供与という言葉がなるほど改正案に書いてございいます。ただ、総会屋さんにいたしまして、知恵のない人ばかりおられるわけでございます。大変知恵が発達しておりますので、たとえばおまえさんのところの会社でやっている保険業務、これはひとつおれのところで新しく取扱店をつくるから全部任せいというふうなことを言われる。あるいは非常にりっぱな新聞をつくったから、これを買えと言ふ。あるいは冊子をしらえたので、これを買えと言ふ。いろいろな手があると思うのです。これに對しまして、無償の利益供与ということであるということは防ぐことはできないと私は思ふのです。まず、それを防ぐことができるかできぬか。私はできぬと思ふ。

そこでその次の問題は、そういうようなことは公然と行われてくるのでありましようが、そうすると、結局は排除する方法がないのではないかと、う心配がある。この問題についていかが思われましか。

○坪内参考人 ただいま無償の利益供与と書いてあるから申し上げましたけれども、実は利益供与に無償というのとは本言いますとなかなか考えられない。何か反対給付があればこそ利益供与するので、語弊がございいますけれども、こじきに物をやるというふうなことじゃないかと思ふのでございいます。したがって、今度のものでも無償の利益供与はディスクローズしない、あるいは附属明細書、営業報告書に、今後の省令によりましかれども、書きなさいというふうなことでございいますけれども、経団連といたしましては、この件につきましては、そういうことを書いたって、内容がわからないのを総額だけ書いてもしょうがない

のじゃないかという気がいたします。むしろ会計を監査する監査役でございいますけれども、会社の監査役が非常におかしい点があったら監査報告書に書く、その方がいいのじゃないかというふうな意見をただいま申し出ておる最中でございまして、後の問題にこれはしばらくお待たせしております。その辺でもまたその主張を今後とも続けていきたいと思ひます。確かに無償というのは大変問題がある言葉ではないかと思っております。

○岡田(正)委員 坪内さんに続いて恐縮であります。先ほど意見を陳述されましたときに、今回の法改正の中で単位株制度を採用したということは大変いいことである。非常に高く評価をしておりましたが、どういふ点を評価されたのでしょうか。

○坪内参考人 今回の法改正で、経団連といたしましては、まず一株当たりの管理費用と申しますか、これが二千円ないし三千円と言われております。しかるに、それが五十円の株券であるということでございますので、この株の単位を引き上げるのが大体いまの時世に適したやり方ではないか。ただし、五十円をたとえば五万円とみなすなどというふうな規定にしたらんでもない騒ぎが起るわけでございいますので、既存の会社ではたとえば五十円のものには千株を一位とすると、あるいは五百円株券のものは百株を一位とするという今度の改正の趣旨は、先ほど申し上げました管理費用その他の点からいまして大変時宜に合ったやり方だという意味で、あるいはこの法改正がいくらかの利益がある、これだけは何とか先に取り上げていただけないものかというくらいなまでに賛成したわけでございます。

○岡田(正)委員 これはちょっと坪内さんにお尋ねするのは失礼かとも思ふのでありますが、今度の法改正の中で単位株制度を採用したに当たりまして大きな特徴点といたしましては、株主の提案権の問題があります。その提案権の問題の中で、いわゆる資本金五億円以上の会社ということになりますと、これは単位株制度をとるわけでありま

すが、そうなった場合は単位株が大体五万円ということになりましかね。五十円券なら千株ですね。今度提案権を有する株主というのは三百単位株、こうなりましかね。三百単位株ということは、五十円の場合持っている千株でありますから、すると三十万株持っているというのと提案権がない。なかなかスマートになってくるわけですね。これは坪内さんとしてはわが意を得たり、こういうところであらうと思ふのであります。

さて、先ほど私が冒頭に、どの程度の資本金の会社が何社くらいお入りになっているのですかと、いうことをなぜお尋ねをしたかといふこと、ほかでもないわけですね。この法律案の中にいわゆる中小会社がありますね、日本には。そうすると、その中小会社の方はいままでの株のままでいいわけでありまして、単位株をとらないわけでありましかね。そういういたしますと、そこで百分の一以上の株もしくは三百株以上を有する株主であればいいわけの提案権を有する、こういう制度になることになるわけですね。ということになりますと、この三百株というのは一人でなくてもいい、これが五人であらうと六人であらうとそれは関係ないというふうになってまいりますと、たとえば会社から意図的な何かの意思を持って、あるいは総会屋から裏をつつかれてというふうなことで、会社解散に関する件とかあるいは社長解任に関する件とかいうような議題を提案されても、握りつぶすわけにいきません。株主総会の通知状にきちつと印刷してから配付しなければならぬ。こうなりましかね。これが外部に漏れた場合、おやおやあの会社はえらい悪いんだ、あの社長はえらい悪いんだなどという、とんでもない会社のイメージをダウンさせる大きな原因になる、こういう問題が起り得るわけでありましかね。

そこで、そういういやがらせはかなわぬからというので、単位株制度をとることは法律で許されております。単位株制度をとりますと、そこには当然単位未満株が出てきます。今度はこの買い取り請求権がこの法律では生じてまいります。買

い取り請求権が出てまいりますと、御存じのとおり、これは話し合いがつかなければ裁判所へ訴えます。裁判所へ訴えれば、裁判所では相続のときに評価する評価額をもちまして一株当たりの評価をいたしますから、一番最近の例は昭和五十一年でありましたけれども、一株の値段が、五十円の株券でありましたけれども、裁判所の御決定は二万六千円となりました。五十円の株券が二万六千円になるということになりますと、それを一千株未満でございしますから、たとえば九百株買取りをせよということになったら一体どうなるでございしょうか。そういうのが何人も出てまいりますと、あるいは何十人も出てきたら、たちまち会社は運営資金すらない、枯渇してしまうというような問題が起きてきますから、これはしまったと思つて、定款をまた変えましてとの中小会社に帰ろうと思ひましても、この法律は戻ることができない仕組みになっておるのであります。

そういう点のいわゆる中小会社に対するおもんぱかりというのは、経団連というのは関係ないのでございします。

○坪内参考人 私法律のエキスパートでございせんので、ただいまの御質問、法解釈その他で大変むずかしい点があつたのでございすけれども、会社の大小と申しますか、これも今度の商法改正には当然議題として上がるべき問題だったのを後に回してございします。したがひまして、最初の質問でございしますけれども、その辺今後の審議におきましてこの問題はやはり正式に取り上げられるんじゃないか。いまのところは法律にありまじうに大会社だけがこういうことをやるといふことではないかと思ひますし、また、私もよく存じ上げなかつたのですけれども、五十円の株券を二万六千円で裁判所は査定した、これは恐らく上場会社の場合は時価というのがございしますので、この時価を基準にして判定すると思ひますが、そうじゃない場合は、たとえば会社の合併とか何とかいう場合に株をどのくらいに評価するかといふときは、資産基準とかあるいは利益基準とかい

ろいろな基準がございまして、これで計算したそのあげくが、大変内容がいい会社で一株二万六千円に当たつておると思ひます。したがひまして、そんな会社ばかりはないのでございすけれども、当然の評価でございしますので、その点もまたそういう会社もあるということで御理解願つておけいばいいんじゃないかという気がいたしたつた。私自身、この問題詳細に知りませんものですから、あるいはいいかげんなことを申し上げておるかもわかりませんけれども、御了承願ひたいと思ひます。

○岡田(正)委員 それでは質問を変えます。

いまの公認会計士の協会の問題でありますけれども、先ほどからいろいろ伺つておりまして、やはりどうも問題点がありはしないかなと思ひます。公認会計士さんというのはその会社と契約を結んでいわゆる監査をいたしますね。それに対する適法な報酬をいただく、こういうことになるわけでありまして、非常に厳しく監査をやろうとしても、むずかしい問題、困るような問題がいろいろあるのではないかと。余り厳しくすると、この会計士はどうもならぬわいということになって、契約を破棄して別の会計士と契約しようというやうなことになるかね。これはやはり相手あつてこそその契約ですから、そういうことが非常に心配されるわけでありまして、先ほどからお伺ひをしておりまして、会社というのはとく悪いことをしたがるものである、それを抑えておるのは、クリアしておるのはわれわれ公認会計士でございという非常に高邁な御意見があつたのであります。が、実際にそうでしょうか。本当は言ひたいことが余り言えなくて、大変失礼な質問であります。が、契約を継続するために、まあなれ合いと言つちやおかしいのでありますけれども、まあまあとあるところをやつていらつしやるというやうなことがないのであろうか。これは心配です。それが一つです。

それに基づきまして、ならば、どうしたら公認会計士というものはその独立性が保てるであらう

かということについて、何か御意見を持つていらつしやれば教えていただきたいと思ひます。

これは中瀬参考人と、それから四元参考人にも、相對する立場と言つちやおかしいのでありますけれども、会計士協会の立場が十分のうかがい知れる状態にいらつしやるわけでありまして、その方面からの御意見も、もしあれば、差し支えなければ聞かしていただきたいと思ひます。

○中瀬参考人 監査が厳しくなれば交代させられるのではないかと点でございしますが、私どもは、どの監査人に頼んでも同じような監査を実施する、Aの監査人は厳しい、Bの監査人は甘いからBへいくんだというやうなことがないように、私ども協会は常に均質な監査を保つように、これは実はアメリカでもそういう方法で對抗しているわけにございします。したがひまして、いま現在もしもそういう甘い監査をするやうな監査人があつたとすれば、これは私どもの協会に紀律委員会、それから監査業務審査会というものがございまして、厳しくチェックしているわけにございします。そういうふうなことを繰り返せば、企業も厳しいからほかの監査人にいこうというやうなことはならないわけにございしますね。そしてまた、企業の方も、そういうふうにしよつちやう監査人をかえたとすれば、あの企業は何か問題があるのじゃないかと逆に社会的な批判を受ける、こういうところでチェックされるというふうなことを考へております。

また、企業も昭和三十六年証取法監査以来、やはりディスクロージャーの精神、社会的な責任を全うするというふうな、経営者の意識が変わつてきていて私は思ひます。それほど性悪説で考へていただかなくとも結構ではないかというふうなことを考へております。

○四元参考人 いま公認会計士協会の会長から陳述がありまして、全くそれはモラルの問題としてしまして、あるいは公認会計士の自覚、職業倫理としてしまして、与えられた条件のもとに最大限の

努力をしておられるということは、われわれも認めるにやぶさかではございせん。しかしながら、与えられた条件そのものが日本の場合足りないのじゃないか、欠陥があるのじゃないか。つまり、先ほどから何度も指摘されておりますとおり、監査する人を選ぶのが監査される人である、しかも報酬を払うのだということでありまして、これはどう考えましても——まして今度は株主総会で選任するとなつておりますけれども、いまの日本の株主総会は形骸化しておる、まあ早い話が社長の話になりなるといふことはもう先刻御承知のとおりでございします。

だから、これは大蔵省にも私は申し上げたことでありますし、公認会計士協会にも申し上げたいのでありますけれども、現在がいいんだいいんだ、われわれが一生懸命やつてゐるからいいんだということではなくて、やはり前向きに何かいい方法はないだらうか、といひまして、これはアメリカのようにも一つ経営者の上にあひうものができまして、いわゆる受託経営層といひますか、経営者の首をどんでん切つていくということになりますと、経営者も萎縮する。それがいまのアメリカの自動車業界、鉄鋼業界に出ているのじゃないかと思ひますので、すぐそのまま日本には受け入れられないかもしれません。しかし、日本は日本なりに何か工夫をこらしまして、そこに一定の審査といひますか、チェックシステムをつくつて会計監査人の選任なりあるいは解任といひますか不任といひますか、自動的に再選されるわけにありまして、その不任をチェックするといふことをやるべきじゃないかと思ひます。

それで、このことにつきましてわれわれがこういうことを言ひ出しましたら、よけいなお世話だ、黙つていろ、これはがまんいたしますけれども、私は、これは公認会計士協会自体が側面援助を受けることでありますから、大変喜ばれると思つておりましたら、案に相違してそうじゃない、むしろ反対。先ほどとも抜本的検討には反対とい

ことを言われましたけれども、反対される。実に不思議であります。摩訶不思議であります。自分たちのそういう独立性が保たれて社会的地位が確立するのに、なぜ反対されるのか不思議であります。あえて推測すればいろいろなことに思い至りますけれども、国会の場でございましてから控えますけれども、むしろそれは容易ならぬことではなにか。むしろ、それに反対されること自体が、いまの監査制度をゆがめている容易ならぬことではないか。

もう一つ申し上げさせていただきます。

先ほどいわゆる企業の特別利害関係者の排除のことにつきまして、われわれの方であらゆるケース、つまり公認会計士側と企業側とあらゆるケースは一切いけないうふうにしてほしいのだ。それは日本人はどこのうふうになつてほしいのだ。それはわかりません。以心伝心非常に人情に厚い国民性でありますから、そういうことが往々にして行われますので、ぜひそういうふうにして、いままで公認会計士法あるいは証取監査の面においては不十分であるから、今度の商法監査におきましてぜひ取り上げたいということをお願いしたのでございまして、法務省にもお願いしたのでございまして、ぜひ、これに對しまして、私の仄聞するところでは、公認会計士協会の幹部の方がお取り扱いで血相を変えて反対に回られた。

なぜ反対されるのか。先ほどのような、公認会計士の仕事があつたとして税理士の仕事に何にも影響ありませんよ、むしろ公認会計士の仕事があつればそれだけ税理士の仕事をやれなくなるのだから税理士の仕事があつておっしゃいますけれども、全くこれも先ほど申し上げたとおり、そういうことは口先では言えるのでありまして、けれども、どこにそういう、いままで自分が公認会計士あるいは税理士としてタッチしていた会社が今度監査指定会社になつたということで税理士の業務をほうり出して、これはだれでも好きな人が取りなさい、日本税理士会なりあるいは最寄りの税理士会に提供しますとどういふ奇特な方がい

らした話は聞いたことがあります。必ず身内の人に行くに決まっていますのであります。だから、決して税理士会のプラスにはならないわけでございます。そういう意味におきまして、いまがいいんだいいんだとおっしゃらないで、やはり前向きに御検討願ひたい。そうすればまた税理士業界としましては少しは納得する面が出てくるのだらう、こういうふうにも思ふわけでありまして、以上でございます。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

持ち時間が参りましたので、残念でありますが大変貴重な御意見、ありがとうございます。

○高島委員長 安藤殿君。

○安藤委員 いろいろ三人の参考人の方々の御意見をお伺いいたしました、ありがとうございます。それそれぞれのお立場がおりなうです。それそれぞれのお立場を話しておられる向きもあるかと思ひますけれども、やはりそれぞれのお立場を踏まえてこの商法改正問題について専門家としての御意見をお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最初、中瀬さんにお伺ひをしたいと思います、これは先ほど四元さんがお話しになつたことで、一昨年の税理士法改正問題のときのお話の中には私も共産党は入つておりませんので、自民党、社会党、公明党、民社党とおっしゃって、いろいろ政治的な何やらがあつたというふうなお話をお伺ひいたしました。それが具体的には五億円の問題だということも先ほどお聞きしましたが、四元さんは先ほどおっしゃつたので、公認会計士協会として中瀬さんの方ではこの問題はどいうふうにとらえておられたのか、そしてその中身というのとは一体どういふものだったのか、中瀬さんからお伺ひしたいと思います。

○中瀬参考人 昭和四十九年当時、私は協会の役員でもございまして、会長でもございましてしたので、その間そういううわさは聞いておりますけれども、私自身知っておりません。

○安藤委員 知つておられなければ何ともしようがないのですが……。

そこで、中瀬さんと坪内さんにお伺ひしたいと思ふのですが、監査制度の問題、公認会計士さんの仕事の身中の問題あるいは社会的評価の問題、中瀬さんの方はしつかりやつておられるというふうにおっしゃつておられたのですが、公認会計士あるいは会計監査人の独立の問題、いろいろ努力もしておられるというお話もありましたが、組織的監査機構の確立というふうなことも言つておられたのです。私も本当にいいのかわからない、いまいままで質問された同僚委員の方々も、いいのかわからないというふうなものが根本にあつて、そしてその独立の問題についていろいろお尋ねになつたと思ひます、先ほど四元さんがやはり問題があるのだというふうにもおっしゃつておられるわけですね。

そこで私は、公認会計士の人を会計監査人にする問題について、先ほど言ひました組織的な機構的な独立性というものを、だれが考えても本當に独立しておるのだなということがつとわかれるような制度として、たとえば公認会計士協会が選任の委託を受けてだれということ指名する、こういうふうな方法、第三者機関が選任するということとは会計士協会の方としては全くお考えになつておられないのかどうか。そして経営者団体の方としてはそんなことはとてもないことだということになるのか、お伺ひしたいと思います。

○中瀬参考人 初めに、先ほどのお答え、ちょっと違つた点がございまして、訂正させていただきます。昭和四十九年のときと申し上げましたけれども、一昨年の税理士法改正のときのことでございます、その当時、私、役員でなく、会長でなかつたという意味でございます。

それからいまの御質問でございますが、私も昭和四十九年の商法改正のときに、こういふ問題、たとえば協会が選任したらどうかとかいろいろな点を考えたわけでございます。しかしながら、現行の制度以外に――ほかの諸外国におきま

してもすべて同じような制度になつておるわけでございます。他の方法によつてそれを何とかしよう、と申しますのは、たとえばお互ひに会計事務所がチェックし合うというふうなピアレビューであるとか、あるいは監査責任者を十年ごとに交代させるとか、そういうたほかの制度でこれをチェックしていくというふうなことがアメリカでは考えられているわけですが、日本ではまだピアレビューの制度が採用されておられません。しかし、今後そういうものを考えていきたい。私どもも商法監査受け入れプロジェクトチームというのをつくりまして、そういう問題も今後検討していきたい、かように考えております。

○坪内参考人 ただいまの御質問でございますけれども、公認会計士あるいは監査役、この二つの制度につきましては、経団連も従来から、独立的にそれぞれの権限を強化して監査機能を充実するようにというところで業界を指導してきたわけでございますが、今回の改正に当たりまして組織的監査の充実といひます、監査役は二人置かなくちやいかぬという一つの規定ができて、これは監査役を組織的に充実することができるようになつていかと思つております。

それから、公認会計士でございますけれども、これを今度は総会で選任するという規定に変えてきたわけでございますが、これもその独立性、あるいは取締役との結びつきの問題その他を排除して、独立的な監査機能をますます推進させるのに役立つのではないかと、こう思つております。

○安藤委員 そういうことも相当積極的にお考えになつていらっしゃるんじやないか、中瀬さんいろいろお考えになつていらっしゃるんじやないかと、たとえばもう一つ、これは私は質問のときにも法務省の方にお尋ねしたのでありますが、検査役を裁判所に選任してもらつたというふうな制度、いまありますね。だから、裁判所に会計監査人を選任してもらつたというふうなことも一つのユニークなアイデアとして考えてもいいんじゃないかと思ふのですが、これはこの制度全体の問題の一つでございま

すから、三人の方々にその点についてのお考えを
まずお聞きしたいと思ひます。

○中瀬参考人 私は、どこが選任母体になろうと
は、だが選任母体になろうと、独立性の維持に
は関係ないということを最初の意見陳述で申し上げ
たと思うわけですね。それよりも、やはり報酬を
企業から直接もらうから云々ということの方が大
きいのではないかとこのように感じているわけで
ございますが、これも先ほど申し上げましたよう
に、たとえば私がもらいまして、その部下にた
くさんの人間がいて、それぞれがチェックしてい
るわけですね。私が会社へ行っているわけではご
ざいませぬ。スタッフ、公認会計士、二十人、三
十人使ってそれぞれ会社に任せておりますの
で、それらの正義感のある人たちの意見を口をふ
さぐということとはまずあり得ない。それをすれば
必ずどこかで漏れてきますので、やはりスタッフ
の意見をそのままストレートに会社に伝え、監査
報告書につなげていく、そういう意味で、十分な
内部統制機構でこれはチェックされている、こう
いうふうな考えでございませぬ。

○四元参考人 お答えいたします。

非常に唐突なアイデアでございませぬので、ここ
で即答いたしかねますけれども、先ほど申し上げ
ておりますように、とにかくアメリカではあるい
は西ドイツでは、社長を選ぶ一つのボードあるい
は監査役会というものが、これは社長に對しまし
て監査権と人事権を持っている、その組織が公認
会計士を選んでおるわけでありませぬから、公認
会計士は悠々として心置きなく監査ができる。ある
学者が言っておりますけれども、アメリカで公
認会計士が社長の不正を指摘すると社長の首が飛
ぶが、日本で公認会計士が社長の不正を指摘する
と公認会計士の首が飛ぶ、これはまさしく言い得
て妙だろと思うわけでございます。

また、現状のままでいいんだというお説に對し
ましては、どうしてでも税理士業界、いわゆる
会計士会を近々から見えています者として承服いた
しかねるという気持ちで、これは私が申し上げる

と大変暴言になるのでありますけれども、先日、
たしか毎日新聞に載っております。まるでいま
の日本の公認会計士の選任は大変——私が言っ
たんじゃございませぬ。ある学者が言っております。
暴力団が警察署長を選ぶようなものだ。まさ
しく暴言かも知れませんが、一面の真理があるか
もしれませぬ。そういう言葉で毎日新聞に載って
おりましたので、そういうあれもあるんだとい
うことを御披露申し上げました。

だから、現状でいいのだいいのだと言ふのでは
なくて、私は、アメリカ、西ドイツの式のもの
をいまして日本に持つてくるといふことは必ずしも
受け入れられないだろうと思ひますけれども、何
か前向きで考えるべきじゃないか。いまの裁判所
選任も一つのアイデアとして考えていいこと
じゃないかと思ひますけれども、具体的には、そ
れがそのものずばり税理士会として賛成しま
すところとなかなか声が出ないわけでございます。

以上でございます。

○坪内参考人 裁判所の選任という一つのアイ
デアでございましてけれども、大体会計監査人と
会社というものは、相当お互いの信頼関係がないと
十分な監査ができないというところは御承知と思ひ
ます。仮に對立するような人が会計の監査をやり
ます。片方の会社、企業側の方ではそれに対抗
するようなことで、そういう関係が生じたらとん
でもない話でございませぬので、まずこの両者の信頼
関係というのが大事かと思ひます。

それから、裁判所の選任、裁判所というのが出
てくるわけでございますけれども、公の権力で
ございませぬ。この公権の介入というのは、やはり
くまでも企業側にある不正があつたときに初めて
介入すべきものでありまして、ふだん何でもない
ときに余り裁判所あるいは国家権力が介入するとい
うことは好ましいことじゃないと思ひます。それ
からまた一面、そういうことになりま
す。公認会計士さんが自主的に努力しておられる
その努力が阻害されるようなことにもなりかねな

いのじゃないか。これはいま思ひつきで考えるわ
けでございませぬけれども、そういうものもろの事
情から、今度の改正のように、まず株主総会で選
任するというのが一歩前進のいい案じゃないかと
私も思ひます。

○安藤委員 ここでいろいろ議論するつもりはあ
りませぬ。選任の問題は、報酬もそういうしかる
べきところから出てくる、第三者機関なり、ある
いは裁判所であれば裁判所のところで決める
か、そういうようなことも当然考えられると思
うのですが、会社と会計監査人との信頼関係、これ
は大切だと思ふのです。ところが、余り信頼関係
が深過ぎて癒着というやうなことがいろいろ懸念
をせざるを得ない実情にあるといふことなんです
ので、その辺のところも含めてお考えいただけれ
ばありがたいと思ひます。

四元さんにお伺ひしたいのですが、今度の法改
正で中小企業にとつて一千万とか二千万とか、い
や、そうじゃないというお話もありまして、それ
は常任監査役とかあるいは会計監査人を選任す
る、その報酬とかいふやうな費用のことをおし
やつたのですが、そのほかに、税理士さんの方か
ら見て、中小会社に対して今度の商法の改正によ
つてどういふやうな負担がふえるといふふうにお
考えになつておられるのかと思ひまして、全部で
なくともちろん結構ですが、一つでも二つでも思
ひ当たられるところをお話いただければと思ひ
ますが、いかがでございませぬか。

○四元参考人 例の監査特例法によりますところ
の基準が十億が五億に下がるというところは、先ほ
ど来申し上げましたとおり、ちょうど中企業に当
たるわけでありませぬけれども、これが莫大な負債
を抱えておれば、もちろんその債権者のために強
制監査が必要であるだろうと思ひますけれども、
負債も大してない、全く内輪の株主だけであるとい
う場合には、ストレートにそれは負担になるわ
けでございませぬ。必要のないところに監査をや
る、何でだといふことになるわけでございますの
で、現在の段階としましては、われわれそれが一

番大きな痛手じゃないだろうかと思ひます。

あと、商法の本法の方で、これも最初、冒頭申
し上げたところでありますけれども、法制審議
会の要綱のもとになりました民事局参事官室の試案
につきまして、株式制度、機関制度あるいは計
算・公開の場面で逐一申し上げたわけでありま
すけれども、その点についてはほぼ受け入れられ
ておりますので、さほど目くじら立てて申し上げ
ることはないわけでありませぬけれども、強いて言
いますと、たとえば単位株制の場合、これは中小
企業としてなりに大会社の株を持つていてという
場合に、単位株制によりまして非常に不自由な思
ひをすることがあるだろうと思ひますし、また今
度は、自己株式の質権ということが認められるわ
けでありますけれども、その面におきまして、会
社によりましては、大会社が自分のところの株を
買入といふことをほぼ強制的に、力関係でありま
すから押しつけまして、それを質権として設定し
まして自分の方で取り上げまして、中小企業が逃
げ出さないようにするといふやうなことも可能じ
やないか。これはやつてみませんと、いろいろな
弊害が出てくるかどうかわかりませぬけれども、
細かいところではいろいろなことがありますが、
大体はお聞き届けいただいたといふふうには理解し
ているわけでありませぬ。

以上であります。

○安藤委員 御承知のように、今度の商法改正の
きつかけは、これは私どもはいろいろ問題がある
と思ひますが、会社の企業内の自主的な監
査といふことと、そのことを完遂することによつ
て企業の社会的な責任を明らかにし、それを全う
していくのだというのが柱になつておるわけ
です。

そこで、今度監査特例法、それから商法の改正
案が出ておるのですが、いろいろ御検討なされた
結果、たとえばロッキード事件のあの五億円とい
うお金はどういふふうな今度の改正によつてチェ

ックできる機構になっておるのだろうかということですね。それから、卑近な例では札幌トヨペットの岩沢さんのああいふ問題、あれは従業員はたまたものじゃないですよ、倒産してはっぱり出されるということになれば、ああいふようなことが今度の改正案によってどこでチェックできるのだろうか。私は思っておるのですが、どこかにあるのかしら、よくわからないのですが。これは三人のお方それぞれのお立場から、公認会計士としてのお立場からこういうところでチェックできそうだが、あるいは税理士さんのお立場からこういうところでチェックできそうだが、あるいは経団連の代表の方は、このところはチェックできるかもしれない、企業、特に大企業の社会的責任はこれではつきりさせることができるのだ、企業は悪なりという汚名はこれで払拭することができるのだというのが何かあったら、お聞かせいただきたいと思うのです。

○中瀬参考人 先にロッキードの件でございすが、あのような多額の不正支出、もしもそれがわが国にあったとすれば、私どもの監査において十分発見できたと思います。ただ、あれは逆にこちらら受け入れの側でございしますので、受け入れの簿外というのは非常に発見がしにくい。そのため、私もさきデュー・プロフェッショナル・ケアということをお願いしたけれども、要するに、正当な注意を払って、細心の注意を払ってさらに細かくチェックしておく、そういう意味で、ことしの三月に監査マニュアルというものを発表いたしました、すべての監査人がそれに沿うようにしております。また、不正支出等につきましても、先ほど申し上げましたように通達を会員に出しております。

それから、北海道の件につきましては、簿外の債務保証でございしますので、この件につきましては、大光相互事件がありましたときに、早速にそういう簿外の債務保証が発見できるような監査手続を実施するように各会員に通知しております。したがって、もしもあの会社が私どもの監査

の適用会社であつたとすれば、必ず事前に発見できたとは確信しております。残念ながら、あれは被監査会社ではないわけです。したがって、ああいふような会社を今度は監査の対象にして未然に防止するというふうに期待しているわけでございます。

○四元参考人 先ほど申し上げましたとおり、私は税理士を本業としております。公認会計士の資格はあるというものの、監査はやったことございません。したがって、御質問にストレートにお答えできないわけでございますけれども、ただ、税理士の立場としましては、昨年の税理士法改正におきまして、税理士は独立した公正な立場でということになっております。そういう立場で仕事に当たってまいります。また、いさかいの反対もあつたのでございすけれども、いわゆる助言義務、会社が不正をやっているとき、助言しなさいといふこともやはり税理士の倫理でございす。これは法律に書く書かないは別といたしまして、とにかく一つの職業倫理でございす。そういうことでやってまいりますので、税理士業界としてあるいは税理士個人として一生懸命やっております。また、先ほど申し上げましたように、われわれの方には事後審査という国税庁の審査がある。ここで、税理士がいかげんな仕事をしていまして、ひどい指摘を受けるわけでございますから、そういう面におきましてもできないような仕組みになっております。そういうことで万全を期している。

ただ、やはり三万六千名の税理士の中にはやはり例外もございす。先般新聞をにぎわした芸能人の脱税云々がある。これは本場の例外中の例外として御理解願いたいのでございまして、税理士はそういう方面におきましてはとにかく一生懸命やっているとこのうふうにお答えさせていただきたいと思ひます。

○坪内参考人 ただいまの具体的な五億円というのが会社から出たか、あるいはどこから持ってきたか、不肖にして知りませんが、少なくとも一件五億円というような金が動くということになりますと、これは従来でもそうでございすけれども、会社の各機能がチェックいたしております。たとえば会計あたりでも、これはどういふ金だ、それから、直ちにチェックするわけでございますが、それにも増して、今度の法改正でも自主的監視機能と申しますか、公認会計士さんあるいは監査役、これが相当権限を強化されておりますので、そちらの方から恐らくそういう不正な支出はチェックできるのではないかと。いま中瀬さんのお話を伺っております。チェックできたのだというお話でございすので、その自主的監視機能という点から、今度の法改正によって相当これはチェックできるようになるのじゃないか、こう思っております。

○安藤委員 チェックできるのかできないのかということは、これからやってみないとわからないような気がするのですが、その関係で坪内さんにお尋ねしたいのです。

よく株主総会の形骸化ということが言われておるのですが、形骸化というのはあるべきことじゃないと思ひますが、やはり株主総会はある程度審議すべきところだろうと思ひます。そうして株主のまとまった意見をききつと決定するということだと思ひますが、その形骸化はやはりなすす方がいいと思ひます。しかし、これは形骸化を助長した方がいい、たとえば三分で終わつたらこれはよかった、三十分なんというのはいくら長い、一時間なんていうのはもつてたのか、総務部長、社長は一体何をやってたかというふうないまの株主総会の開催状況の実態からすると、どうなんですか、やはり三分で終わつた方がいいのですか、三十分、一時間かけてやつた方がいいのですか、形骸化の問題についてお答えいただきたいのです。

○坪内参考人 形骸化というのがどういふことか、なかなかむずかしい問題だと思ひすけれども、総会の議事自体は波乱なく終わるのはいいんじゃないかと思ひます。ただし、そのほかいろいろな、せっかくの株主総会、年に一回でございすけれども、この総会におきまして、出てこられた株主さんが、そのほかの問題でもいろいろ会社に聞きたいことがある。経営上の問題でございすしたら、やはりその場でお答えするか、会議が終わつた後の懇談会でお答えするか、そういう開かれた株主総会を目指すのが本当だと私は思っております。

○安藤委員 後の懇談会が総会になるのかどうか、これははっきりしていると思ひます。総会じゃないと思ひますが……。

いろいろ法制審議会の商法部会で学者の先生方が御議論になつて、法務省でおまとめになつて試案というのできて、それからいろいろ要綱案、要綱、法案というふうになつてきたわけですが、これは先ほどちよつと議論になりましたが、貸借対照表、損益計算書ですか、これは会計監査人それから監査役が特に違法ではないという意見をつければ、取締役会で決定すれば株主総会で報告すればいいのだ。これはどうなんですかね。私は、形骸化の一つじゃないかな、やっぱり報告でスムーズに済ましてしまふということの一つの事例じゃないかと思ひますが、この点そういうふうにはお考えになつておられないのでしょうか。

○坪内参考人 ただいまのお話でございすけれども、会社の計算書類、貸借対照表にしましても損益計算書にしましても、非常に内容的には込み入つてゐるわけでございます。それを株主総会でべらべらと表面の数字だけ読むか、あるいはそれと省略して、あらかじめ皆様方にお配りしてございすので十分御検討いただいたものと思ひます。が、そういう冒頭で賛成を求めるわけでございますけれども、こういうのが方々でむしろ形骸化しているんじゃないか。それよりも、今度の法律のように、はっきりと公認会計士あるいは監査役が承知した書類であれば、専門家が見るわけござい

いますからこれ以上の監査の方法はないわけでございますので、その方がむしろ株主さん全体にとりまして本当の内容がつかめる、安心して任せられるということからいきまして、これは総会事項じゃなくしたというぐあいにはわれわれ思っておりますが、そのとおりではないか、こう思っております。

○安藤委員 ですから、先ほどからいろいろお尋ねしておりますように、会計監査人の役割りというのは大きく変わってくると思うんですね。そういうところを踏まえて、本主に株主総会が形骸化じゃないというのなら、そこをきっちりチェックする必要があるでしょう。そこでいろいろ申し上げておるのですが、その関係で、監査役ですが、今度は常任監査役一名必ずつけなければならぬというふうにいわれる大会社ではなるわけなんです。これも会計監査人と同じように、いまおっしゃった趣旨からすると、そういう専門家がこういうお墨つきを与えたのだからもうこれで大丈夫なんです。信頼してくださいというシステムになっていくわけなんです。この改正案が通っていくとすると、そうすると、監査役の役割りはやはり非常に大きく強くなってくると思うんですよ。

そこで、常任監査役というのは一つわかるのですが、監査役という役です。この役は、私も会社のことには余りよくわかりませんが、よく知人なんかから聞くところによると、取締役を相当年度お務めになって、悪い言葉で言うと営業とかいろいろ肝心なところではもう余り任せられぬ、じゃあ監査役でもやってもらおうかというように扱いはなされている方があるんじゃないか、監査役になつていない人がいるんじゃないか。あるいは取締役にはなれないけれども、監査役までにはあの人は何とかなれたんだというふうな位置づけという話をよく聞くのですが、そういうような点はいままであるのか、今後そういう点はどうなっていくのか、どうなんでしょうかね。

○坪内参考人 私もそういうお話を聞きますし、

あるいは現にそういう地位におられる方もおられるわけでございますので、これは従来からあったと思います。今後もないとは言えないと思います。しかし、今度の法改正では、とにかく二人以上でそのうちの一人は常任だということでございますので、組織的に今度は監査役自身が、監査役は仮に自身が取締役であろうとあるいは取締役になれないぐらゐの身分の人が監査役になったというふうな前身在何であろうと、取締役とは別の監査役の機能を果たさしえれば私はいいのではないかと考えますので、あえて前歴その他にはこだわらば要はない。

しかし、御心配のように過去においてそういうこともありましたし、今後もしそういうことはございいます。これは代表取締役が監査役をもつばら選任して、選任と言つて語弊がありましたら、推薦して株主総会が決めたわけでございますけれども、今度の改正ではそれも大分監査役の自主的な報酬その他にいたしまして取締役とも画然と区別するんだというふうな改正でございますので、だんだんと監査役の地位の強化というのは四十九年以降逐次強化されてきて、今度あたりも相当制度としては強化されてきている、こう思っております。しかし、おっしゃるとおり会社の機関というのはみんなそうでございます。この点は経団連としても正しい運営をするように極力指導していくべきではないか、こう考えております。

○安藤委員 時間が来ましたので終わります。どうもありがとうございます。

○高島委員長 以上で午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。午後二時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時五分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

商法等の一部を改正する法律案について引き続き参考人から意見を聴取いたします。

本案審査のため、参考人として東京大学法学部教授鴻常夫君及び神戸大学法学部教授河本一郎君に御出席いただいております。

この際、参考人に一言ごあいさつ申し上げます。

両参考人には、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

両参考人におかれましては、それぞれ御専門のお立場から忌憚のない御意見を述べいただき、本委員会の審査の参考にいたしたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

御意見の開陳は、鴻参考人、河本参考人の順序でお一人二十分以内に取りまとめてお述べいただき、次に委員からの質疑に対しお答えいただきます。

○鴻参考人 鴻でございます。私の本務は東京大学法学部の教授で、商法の講座を担当しております。

○河本参考人 河本でございます。本日は、商法等一部改正法律案について、本委員会の委員各位の前に参考人として法案についての意見を申し上げる機会を与えられましたことについて、委員長初め委員各位に対し厚くお礼を申し上げます。

今回の商法改正は、会社法に関し昭和二十五年以来の大改正であるといえるものであります。この法律案の基礎になったのは、御高承のように、法制審議会が本年一月二十六日法務大臣に答申したところの法律案要綱でございます。それはまた、昨年十二月二十四日にその審議会の商法部会が六年有余にわたって慎重審議した結論である

要綱案を原案どおりに承認したものでございいます。私は、その商法部会の審議に終始委員の立場で参加しておりましたが、昭和四十九年に監査制度の改正を実現した商法の一部改正といわれる監査特例法の制定の後、私どもが会社法の全面改正の作業に着手するに当たりまして、四十九年の法律の成立を見た際における本委員会と参議院法務委員会の両方の附帯決議を踏まえた上のごときであるということをよく記憶いたしております。

当初は、文字どおり会社法の全面的改正を考えて、広く会社法に関する問題点を取り上げて検討を加え、また、各界の意見を求めました。したが、やがて会社法の全面改正作業の基礎として、株式制度から実質的な審議に入り、その後、株式会社の問題を審議し、続けて会社の計算・公開の問題の審議を順次に進めておりました。一昨年七月になって、当時特に問題となっていたことであります。企業の不正確な防止のためには企業の自主的監視制度を早急に強化すべきであるとの社会的要求が大きかったことを考慮して、それまでの全面改正の方針を変更し、今回の法律案におさめられている諸問題だけで改正要綱案をまとめることになりました。

私は、このような方針の変更は適切であったと考えております。と申しますのは、会社法の全面改正の審議の全体が完結するのを待つとすれば数年先のことになったでしょうから、それよりも、すでに審議をあらたに済ませていた部分であっても、会社法の他の部分と切り離して改正することができるとの点については、少しでも早く改正を実現することの方が望ましいことは明らかであるというふうな考えられるからでございます。

今回の法律案は、商法の一部改正と監査特例法の改正の二つを含んでおりますが、両者を通じて项目的に柱となっているのは、株式、株式会社の機関、会社の計算、新株引受権つき社債の四つであります。株主総会、監査役、会社の計算の三つの項目だけは二つの法律の改正に出てまいります。会社に関する一般法であり株式会社制度の基

礎をなす株式制度を含んでおる商法の一部改正はもとより重要であることは申すまでもありませんが、それにも増して、今回の商法等一部改正法律案の中では、いわゆる大会社に関する法規制の整備という点が一層重要性を有していると申せるかと思ひます。と申しますのは、現今、法制度の緊急な改善が望まれているのは、社会的な影響力の大きい大会社に關してであることは明らかだからであります。

私は、以下に改正法律案の中の幾つかの重要事項について私の意見を申し述べることにいたします。

株式会社制度の基礎をなすものは株式制度であります。この株式に關する改正法律案の最大の眼目は、株式單位の是正ということでありませう。現在の株式の單位が五十円では小さ過ぎるということは、経済合理性の見地からして争ひがたいことであると存じます。今後新設される株式会社に於いて株式の發行価額を設立に際して五万円以上に限ることに於いては余り異論のないところでしょうが、既存の会社の株式單位の是正の方法として、改正法律案は單位株式制度を採用しております。本来の筋から申せば、昭和二十五年の改正の際に採用されたやり方、すなわち株主總會の特別決議によつて株式を併合して額面株式の券面額を引き上げるといふ方法、あるいは法律上株式の併合を直ちに強制するといふ方法、このいずれかかといふことなのですが、そのいずれにも實際上の難があるといふことから、株式の本質をめぐつての理論的な批判がなされなかつたにもかかわらず、實際的解決策としては暫定措置としての單位株式制度以外に案がないといふふうに判断されたのであります。

單位株式制度は單位未滿株主の權利を侵害するといふ議論もありますが、單位株式制度といふものはいふまでもなく法律によるなし崩しの株式の併合といふ本質を持つものであるといふふうに理解するならば、会社に対する財産的な權利と買取り請求權を認めている改正法律案の内容は、實質的に妥

当なものと認めてしかるべきものと考えられるのであります。しかし、單位株式制度は何といつても変則的な形のものでありますから、單位株式制度の採用によつて法の期待どおりに株式の單位の引き上げが促進され、株式の併合を定める別の法律をできるだけ早い時期に制定できることになることを私は願望してゐるのであります。

一株の單位が引き上げられることとの関連から、その端株といふものを無視するわけにいかないといふことで、改正法律案は端株の法律關係について詳細な定めをしておりますが、私は、端株について端株券を發行してその流通を認めるといふことなどは適當でありませうが、定款の自治により端株のままである会社に対する權利を認めるという制度には賛成ではありませんし、一方で株式の單位を引き上げながら、他方で一株の單位が大きくなる以上端株主の權利を無視することができないといふことを同時に主張することは、株式理論の立場から無理がないのか、筋が通るのかどうかといふことを少しく疑問に思つております。

次に、株式の相互保有の問題であります。改正法律案のこの点の規制は、結合企業の規制としては確かに不十分かもしれませんが、しかし、わが国において広く見られる環状式の相互保有に對して有効な規制を加えるうまい法律技術はそう簡単につくり出せるものではなく、結合企業についての法規制全般の問題の一環として今後じっくり検討するほかにないことだと思ひます。ただ、むしろ株式の相互保有といふ状況が商法の立場からも好ましいものではない、あるいは放任すべきことではないといふ基本精神が商法自体の中に示されることになった点を評価することができるとは思ひません。

第二の柱である株式会社の機關の問題は、株式会社の運営機構を定める部分であります。改正法律案は、まず株主總會について、現在形骸化していると言われている總會を蘇生させようといふ基本的な考え方の上に立つて總會の權限を再検討した上で、一方で株主の株主總會への積極的な参

加、少なくとも参加意識を持ち得るような制度をつくり上げる、他方で總會形骸化の一つの大きな外的要因となつてゐる總會屋、特殊株主の動きを制約しようとしております。

總會の權限の点は、商法本則の適用のある会社では現行法を維持しながら、特例法適用の大会社については貸借対照表、損益計算書は各會計監査人及び各監査役の適法意見があれば總會の承認を要せず、定時總會への報告事項でいいといふふうにしてありますが、これは計算書類の確定權限だけは取締役會に移し、利益処分權限は總會に残すといふ考え方でありまして、大会社における決算手続のあり方として、合理的な解決であろうと思ひます。また、株主の總會への参加の点では、取締役、監査役の説明義務と株主の提案權を一般的に法定し、株主数千人以上の大会社について招集通知への参加書類の添付を要求し、議決權の書面行使と委任状勧誘の制度を商法へ導入していることも、總會運営の健全化への内的要因として役立つことであると思ひます。

さらに、總會の形骸化の外的要因となつてゐる總會屋等の動きを制約する立場からの改正点として、株主の權利の行使に關する利益の供与を全面的に禁止し、民事責任、刑事責任の両面にわたつて規定を整備している点は、今回の改正法律案の当初からの中心課題の一つを解決したものととして評価してよいことだと思ひます。

以上に對し、取締役及び取締役會については制度的には大きな改正はありませんが、取締役の義務と責任、取締役會の權限と運営に關する幾つかの改正点は、いずれも株式会社の運営の改善に役立つものと思ひます。特に、経営に關する重要事項の幾つかを取締役會の決議事項として一括して法定したことは、注目してよいことでありませう。

株式会社の機關の三番目は監査役ですが、今回の改正法律案は、四十九年の改正で一応整備された株式会社の監査体制の一層の強化といふ点が一つの大きなポイントであるだけに、特例法適用の

大会社について複數監査役制、常勤監査役制を強制したこと、監査役の報酬と費用について立ち入つた規制を加えて監査役の獨立性の法的保障を図つてゐること、その他監査役の權限を幾つかの点で強化していることなどは、株式会社の監査の一層の充実強化に役立つものと認められます。

株式会社の監査制度については、監査役監査と並んで會計監査人監査の問題がありますが、改正法律案が監査特例会社の範圍を拡大して、これを資本の額が五億圓以上または負債の合計金額が二百億圓以上の株式会社としてゐることは特に重要な改正でありまして、このように資本の額のほか負債總額という、会社の規模ないしは経営活動の大きさをより正確にあらわす基準を取り入れて監査特例会社の範圍の拡大を図つてゐることは、株式会社の監査の充実強化に役立つことは疑いを入れないことであると思ひます。このような拡大が監査制度の改善に眞に必要であると認められる限りは、職域侵害を理由とする一部の強い反対意見によつて妨げられるべきものではないといふふうに私は考えております。

このほか、改正法律案は、會計監査人の選任、任期等について相當詳細な定めを設けてありますが、その中では選任に關する点が最も重要であつて、會計監査人の選任については監査役の過半数の同意を要する点は現行法と同じですが、その選任權を取締役會から株主總會へ移しております。これまた、會計監査人の監査の適正を確保するためにその獨立性を保障する必要があるとしたものであります。他面、監査役が主導權を握りながら總會で會計監査人の選任を行うことが監査役の地位の向上につながるという意味でも、監査制度の充実強化になるわけでありませう。

第三の柱である会社の計算につきましては、改正法律案は五項目について規定を設けてありますが、まず、決算・監査の手続として營業報告書の記載事項を法定していることは、その詳細を法務省令にゆだねてゐるにしても、会社の開示、公開、言うところのディスクロージャーとして大き

な前進でありましょうし、附属明細書の提出時期の改正といひ、監査役、会計監査人の両監査報告書の記載事項の整備といひ、いずれも監査の充実強化をさらに進めるものであります。

制度的に大きな改正は、資本及び準備金の構成の点であります。とりわけ、改正法律案が資本準備金となし得る額を株式の発行価額の二分の一を超えない額までとしていることは、その割合の数字こそ経済界との妥協の結果であるにしても、株式に対する配当率というものを資本ないし額面を基準とすればよいといった少なからぬ経営者が従来安易に持っていたところの必ずしも健全とは言えない考え方、これへの反省の材料を提供するものであることは確かでありまして、大衆投資家の利益の擁護につながることを私もは期待しております。

次に、引当金の問題は、総会の権限に関連して言及しました特例法適用の大会社の決算手続との関係で格別に重要な意味を持ってきたという問題でありまして、引当金として計上することができる具体的な範囲いかんについて、現行商法二百八十七条ノ二の規定の解釈をめぐって今日も議論の多いところでありまして、改正法律案は、利益留保性のものは引当金として認めないという趣旨を強く打ち出すことによりまして、取締役会による利益操作を防ぐものとして大きな改善であることは疑いがありません。

ただ、引当金の問題は、純粋な会計理論のみによつて決められべきことではなくて、税法とか特別法の取り扱いをも含めた上での公正な会計慣行の形成を期待しつつ、そのような公正な会計慣行によつて決めるべき性質の問題であらうと私は考えております。

最後に、改正法律案は、新株引受権つき社債の制度を新設し、相当詳細な規定を置いております。これは株式会社社の資金調達が多様化を図るものでありますし、別して、現時のような経済活動の国際化の時代において法の適切な対応を示すものであると認められ、私としては大いに賛成であります。

るということを一言申し上げるにとどめておきます。

以上、改正法律案の今日的意義と、その内容をなす重要な改正点の幾つかについて私の意見を申し述べてまいりました。私としては、改正法律案の内容の個々の点については、全部が全部賛成というわけではもちろんありませんが、会社法全面改正の重要な一部を内容とし、監査制度の充実等企業の自主的監視機能を整備強化せよという現下の重要な社会的要請にもこたえようとしている改正法律案が少しでも早い時期に成立することを強く希望いたしております。

もとより、会社法の改正として、この改正だけで十全というわけにはまいらないでありますが、これからの、必要があれば不断に改善することにも必要でありましょう。しかし、この大改正が実現することにより、会社が企業としての社会的責任を果たすことがそれだけやすくなるというふうな考えられますし、改正法律案の一日でも早い成立は、今後に残された会社法の全面改正の作業、特に大小会社の区分や結合企業の規制等の問題の審議検討を促進することになると存じます。

現代社会の株式会社を少しでも早く真に国民のためのものとするために、私も、微力ではあります。一、商法学者として及ばずながら今後一層勉強し、力を尽くしてまいる存念でございます。内容の乏しい意見を申し上げましたが、本委員会の審査の御参考になるところがありますれば、大変幸いでございます。

長時間をどうもありがとうございました。

○高島委員長 ありがとうございます。

次に、河本参考人にお願いたします。

○河本参考人 河本でございます。ただいま鴻教授からかなり個別的な点につきましてもお話がございました。二人、あらかじめ報告の内容を相談し合ったわけではございませんが、少し違った形で御報告をさせていただきます。

今回の商法、中でも会社に関する規定の改正は多岐にわたっておりますが、それを貫いておる基本的精神は、わが国の自由企業体制の健全な発展を図ることを目的とし、企業、ことに大企業、のワンマン的経営者の独走をチェックし、これをコントロールするために企業自主的監視機能を強化、整備することにある、こう考えております。この目的を達成するために、この数年來作業を続けてきたわけでありまして、最終的にこの改正案は次のような施策を用意しております。

五つの大きな柱で御報告をしたいと思います。一つは株主総会の健全化、二つは業務執行における合議制の貫徹、三つは監査制度の強化、四つはディスクロージャー制度の強化、五つは株主構成の是正という五つの柱を立てましてお話をさせていただきます。

第一の株主総会の健全化ということでございますが、これは、昭和四十九年に監査役制度の強化を中心とする商法改正がなされたときに、株主総会のあり方について所要の改正を行うべきことが衆議院法務委員会の附帯決議として特に指摘されていたということは、先ほど鴻教授のお話の中にも出たとおりでございます。これは、わが国の株主総会の著しい形骸化の改善の必要性を指摘したものでございます。

これを受けて、改正法案は、その形骸化の最大の原因であるいわゆる総会屋を排除するための施策を講じております。すなわち、会社が株主権の行使に関し何人に対しても財産上の利益を供与することを禁止し、これの違反につきましては、取締役の民事責任、かつ、関係者に厳しい刑事責任を課しております。

このような総会屋の排除を前提として、株主権の強化を図るため、株主の質問権、条文では取締役、監査役の説明義務となっておりますが、これを明文化し、さらに提案権を新設しております。さらに、株主の意思の総会へのよりよい反映を目的として書面投票制度を導入しておりますが、これで総会屋への金銭供与を厳禁しましたことは、わ

が国の企業内に存する金銭で物事を片づけようとする弊風をなくするために、法律が強力な一歩を踏み出したものとして評価すべきではないかと考えております。

第二番目の業務執行における合議制の貫徹であります。ワンマン社長による独裁が企業の倒産やあるいは社会的責任に反する行動に企業を導いた、そういう多くの実例にかんがみまして、法案は、取締役会が監督機関であるということ、明らかにすると同時に、重要な業務執行は取締役会で決すべく、社長等代表取締役は取締役会から出たということを定めております。このような合議体としての取締役会の権限を奨励せしめるために、各取締役は取締役会招集権を保障し、他方、代表取締役は取締役会に対する定期的な業務報告義務を課しております。

第三番目に、監査制度の強化であります。企業行動の自主的コントロールの方法として、いま申しましたような取締役会という合議体を通じて取締役の職務の執行を監督する方法がございしますが、それ以外に、取締役会とは制度的に独立した機関である監査役による監査と、さらに外部のより独立した会計監査人による監査とがございします。改正法案はこの二つの監査制度のより一層の強化を図っております。

その一といたしまして監査役監査の強化であります。いわゆる大会社にありましては監査役を複数置くべきものとし、しかもそのうち一名は常勤でなければならぬとして、常時監査の体制を制度としております。

それから、監査役地位の独立性を財政的面的に強化するために、その報酬の額は取締役の分とは別に定めておけるべきものとし、さらに、監査のために要する費用の請求に当たっては、会社側にその費用の必要でないことの立証責任を負わせております。

さらに、監査役は、取締役法に法令違反、定款違反等の行為があることを知ったときは取締役会においてそのことを報告する義務を負い、そのため

必要があれば必ずから取締役会を招集する権限を与えられております。

ことに監査役の権限強化の例として指摘すべきことは、監査役が支配人その他の使用人に対して直接報告を求めることができる旨の規定を設けようとしている点であります。これによりまして、監査役は代表取締役を通じて会社の従業員に対し、たとえば先ほど申しました総会屋への不正支出あるいはその他の者への不当、不正な支出等の有無について直接自分に報告せよということ命ずることができるようになります。

それから、その二といたしまして、会計監査人監査の強化であります。会計監査人の監査を受けるべき会社の範囲を資本金五億円以上の会社並びに負債の合計額二百億円以上の会社に拡大するとともに、その独立性を強化するためこれを株主総会において選任することとし、かつ、その選任議案の提出には監査役の過半数の同意を要することにしてあります。総会が監査役を解任するときも監査役の過半数の同意が必要になっております。

会計監査人の任期は一年と法定いたしますが、定時株主総会で再任しない旨の決議がない限り再任されたものとみなされます。そういうことにし、再任しない旨の議案を提出するには監査役の過半数の同意が必要になります。こういうふうにしてできるだけ会計監査人の地位の代表取締役からの独立を強化しておるわけでありまして、その反面、会計監査人が代表取締役と癒着してしまっていて十分その職責を果たさない、そういうおそれがある場合には、今度は監査役の過半数の同意をもって別の会計監査人の選任を取締役に求め、そういう議案を総会に出すように請求することができるようになります。

それから、会計監査人につきましても、監査役と同様に、支配人その他の使用人に対し直接会計に関する報告を求めることができることにしております。それからその三といたしまして、監査役と会計

監査人の連係の強化ということがございます。大会社の行動を効果的にコントロールするためには、監査役と会計監査人の連係を緊密にする必要がございます。会計監査人の選任、解任の段階で両者の関係が強化されることは上述のとおりでありまして、監査役は、必要な監査活動の面におきましても、監査に関する報告を求める旨を定めようとしてあります。現行法でも、会計監査人は、会計監査に当たり取締役の不正行為を発見した場合に監査役へ報告すべき旨を定めておりますが、改正法案では、監査役の方から積極的に会計監査人に対し、広く監査に関する報告を求めることができる旨を明文でもって定めてあります。

そして、もしも会計監査人に職務上の義務違反や職務怠慢があることがわかりましたら、監査役全員の同意で会計監査人を解任することができるという規定も用意しております。

次に、大きな四はディスクロージャー制度の強化でございますが、現代企業の行動をコントロールする立法技術の一つに、企業内容の開示制度、いわゆるディスクロージャー制度がございます。これはもとと証券取引法の分野で発展したものであります。明らかなところでは悪いことはできないものであるという発想に基づきまして、企業の不正、不当な行為を予防する効果があると言われていた法技術でございます。

今次の商法の改正に当たりまして、営業報告書、附属明細書及び監査報告書の記載内容の充実によって企業の内容及びその行動の開示を強化することが検討されました。しかし、営業報告書や附属明細書の記載内容はすべて今後の省令にゆだねられております。したがって、私の希望を述べさせていただきますならば、試案の段階で発表されておりましたような事項が記載事項として省令に盛り込まれるのが望ましいと思っております。そして、そのような省令を前提として、監査役が省令どおりに営業報告書や附属明細書が記載されているかどうかを監査し、さらにその会計事項

に関しては会計監査人が監査し、それを監査報告書に記載するという、こういう仕組みが望ましいのではないかと考えております。

それから、最後の大きな項目といたしまして、株主構成は正のための処置であります。

以上のような諸施策を通じて、企業経営者の独立をコントロールすることによって自由企業体制の健全な発展を図ることを改正法案は目的としておるわけであります。それは、わが国の企業はならぬ問題がございます。それは、わが国の企業の持つ株主構成の特殊性でございます。これは二つの面においてあらわれております。一つは、額面五十円を基本とした株式制度のもとでの極度に零細な株主の存在ということが一つであります。もう一つは株主法人化の現象であります。

第一の問題は、およそ財産権としての株式の価値を守るといふ、そういう意識を持つとは思えないほど低価値の株式一株を有するにすぎない者が私的企業としての株式会社の最高機関である株主総会の構成員になるといふのは、いろいろな制度との整合を考へました場合にどうも不合理でございます。改正法案は、そこでこの単位を現在の証券取引の単位に合わせて五十万円に引き上げようとしております。

しかし、いま直ちにこれを実行いたしますことは莫大な数の株券の交換を必要といたしますし、ひいては上場されておる株式の流通の阻害を生じます。それからまた、既得の株主の権利の保護から考えましても多くの問題がございます。また、従来わが国の企業が行ってきた小さな割合での株主割り当て新株発行や無償交付は、一株の額面額を五万円とこう一挙にいたしますと多量の端株を生ずるために、そのような財務政策は困難となつてまいります。

そこで、当分の間、一株の額面額はこれまでどおりとし、ただ千株未満の株主には利益配当請求権、新株引受権、株式の無償交付を受ける権利等のみを与え、総会に出席して決議に参加する権利は与えないことにするといういわゆる単位株制度

を採用することになっております。そして、株券の整理の状況と今後の企業金融の実態の推移等を見て、適当な時期に一単位の株式を一株に併合することを考えている非常に実質的な法であります。これは生きて動いている経済の実態にシヨックを与えることをできる限りなくしつつ、法改正を実現しようとするものとして採用された施策であらうと考えております。

それから第二の問題は、わが国の上場会社の株主構成が法人株主に偏し、個人株主が極度に減少していくのを放置しておくことはできないという問題であります。このことはいろいろな弊害をもたらしております。このことはいろいろな弊害をもたらしておりますが、経営者のもたれ合いの大きな原因の一つでございます。

このため、商法としてできることは、まず子会社による親会社株式の取得を禁止いたしました。さらに、相互保有を規制するために、会社が他の株式会社の子会社が発行済み株式総数の四分の一を超える株式を取得したときは、その株式会社はその有する会社の株式について議決権を行使できないこととしてあります。もっとも、これだけでは、わが国の特徴であります企業集団における広範囲な株式の持ち合いを規制することはできません。その規制のために実にいろいろな方法が部会においても検討されましたが、先ほどの鴻教授の御報告の中にもありましたように、立法技術的に非常に困難であります。結局、上述のような措置にとどめざるを得なかったわけでありまして。

次に、個人株主減少の大きな理由の一つとして、わが国の株式の極端な利回りの低さということが指摘されておりますが、時価で資金を調達しながら、配当は額面すなわち資本を基準にして、多くの場合一割をもつてよしとするという、わが国経営者の一般的考え方に基づくものとも言われております。この考え方を打ち破るために、改正法案は、発行価額の少なくとも半分は資本に組み入れなければならない、こういうふうにしてあります。試案はもともと、御承知のように三分の二を提案しておりましたが、財界の反対等々で二分

の二に落ちついております。不十分ではありますが、これによって、わが国の経営者が、わが国の株式の極端な低利回りの是正の方向に心理的にも動いてくだされば結構だ、こういうふうな期待をしております。

私は、先ほど申しましたように、今回の改正は大体この四つの大きな柱で動く、こう考えておりました。したがって、またそれぞれの点につきましてはもっと進んだ方法も考えられると思っております。しかし、現実との妥協におきまして最も限できるのはどういふことかということになりま

かと思っておりますし、そしてまた、四十九年の改正のときにもいろいろ言われましたが、少しでもよくなった、また今後少しでもよくなればよいという線から、基本的にはこの改正案に賛成しておるわけでありま

○高島委員長 ありがとうございます。以上で参考人の意見の陳述は終わりました。

○高島委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 御多忙のところ、両先生方には大変恐縮でございます。先生方は商法について御専門家でござい

を、専門家でもない私どもがわずか数回の法務委員会会で審議をするということは、実は大変ちゅうちょを感じておるわけでありま

ありますが、考えてみまして、一体日本の企業に商法意識、商法理念でも申しま

いうものがいま本当に定着しているものであろうかどうか。

現行法はもうろんでございますが、いまお二人からお話ございましたが、改正法の数々の重要な柱とでも申しま

うが、零細な株式会社であろうが何であろうが適用されるのでありますが、下へ行けば行くほど、零細企業になれば、商法なんかくそ食らえ、何も知らぬ、ああ

今度ポイントが大企業にあるわけでありま

から、私どもとしては、午前中も、前の法務委員会でも、どうやってこれを定着させるのだ、こ

法務省に質問をしたわけでありま

企業の中に本当に定着し得る土壌を持っておるか、また、十分でないとしたならば一体どうした

いまいしうか、法と事実との関係の一番基本的なむずかしい点の御質問でございまして、長年法律を専門にやっております者もそう簡単に答えがた

につきましたは、一般的にはこれを肯定してもいいのじゃないかと私は思います。しかし、それが全部でないために、間々社会的にひんしゅくを買

うような問題をいろいろ起こしている。今度の改正は、そういうことも極力なくしようということ

でつくられていくわけであって、すべての大企業経営者が現行の商法も改正法が意図している内容の方も十分に正しく理解し、そして法律の期待ど

もつとも、善人ばかりの世の中でしたら、法律は余り細かいことまでは要らないとも言えるわけ

で、これは今日、会社法が専門の私どもも全部の条文などをそらんじるなんていうことはとても不

可能なくらい複雑になっておりますのは、やはり会社法の適用を受ける人たちが必ずしも善人ばかり

ではないということから法律が要るのだということ

とも確かに言うわけでございますけれども、そうかといって、法の適用を受ける者がみんな悪人

ばかりだというふうには、私は考えておりません。しかし、現在そういう点で必ずしも横山さんの期待されるとおりにそういう面が十分だということ

ております根源は、もちろん戦後における関係者の努力もあると思

のがあるのであって、昔からわが国の会社、企業というものは商法の適用の上に立つて事業経営が

行われてきたものでございまして、何回も会社法の大改正がござ

○横山委員 私に与えられております時間は二十五分でございますので、なるべく簡潔にひとつ。河本先生に伺いま

企業にお触れになりました。私どももこの審議に際して何を積み残したのか、これからの商法改正

正、また数年がかりになると思うのですが、われわれは何を考

御意見を伺いたいと思

から、今後の商法改正、積み残さないし新しい進路はどんなことがあるか、お聞かせ願いたいと思

○河本参考人 これはあるいはむしろ法務省当局のお答えが一番的確かと思

る、そういう形をとっておりますが、そういうものをまとめて一つの規制の対象にしていこう、こういうものをやはり考えていかなければならぬわけでありまして。ところが、これには、わが国はまた独特の、どこの国にもない企業集団というようなものがありまして、非常にむずかしい立法技術が要りますので、これはこれでよほどじっくりと腰を据えて考えなきゃならない。その過程であるいは先ほどのような相互保有等々の問題も考え直さなきゃならぬかも知れませんし、それからまた競争取引等あるいは自己取引等々も別の構想を考えなきゃならぬかも知れませんが、その問題が一つ。

それから、わが国にとりましてこれまた困難な問題は、やはり中小会社、これに向けて最も適した着物、服をこしらえるにはどうしたらいいか。それは先ほど先生おっしゃいましたように、そこらではほとんど商法なんか守る気はないのではないかとおっしゃいますが、それは法律そのものが非常に高度過ぎるあるいは詳しく過ぎる、だからそこらに合わせたものを考えなきゃならぬのではないか。ただ、これも余り合わせていきますと、実は中身がなくなってしまうということにもなりま

すので、法としては限度がございしますが、それは考えなきゃならぬ。しかも、そう言いながらも、株式会社という名前は、それを剝奪すると憲法違反の議論が出てくるほど大事なものだと言われておりますので、実と名、その辺の調整をとりながら、非常にむずかしい仕事を今後やらなきゃならなりませんし、そういう問題を残っておる大きな問題だ、私はこう考えております。

○鴻参考人 私の考えております点も、ただいま河本参考人が言われた企業結合法と中小会社に適した立法をするという二点が非常に大きいと考えておりますが、むしろむずかしい問題は、私ども商法部会でこういう問題を審議するときに、この順序をつけるということにあるのではなからうか。大会社の方の法的規制、今回大改正をするわけでございますけれども、それでも残された問題

は決してないわけではない。はっきりいって河本参考人の言われた結合企業に関する法規制というのは後に譲った面が大部分でございまして。また、中小会社について、この問題は大会社の区分ということで、今回の会社法の審議の最初には項目として入っておった大事な項目でございまして、これもこれまで十分に審議いたしております。しかし、この両方はいわば会社法の両極に存するような問題でございまして、こういうものを同時並行的に検討を加えて、両者について早期に結論を出すというためには、審議のやり方自身にも相当な工夫が要るのではなからうか。

かてて加えまして、こういう基本的な法律の改正といえましょうかというものは、会社制度は生きて動いておりますから、やはりそのときに商法、会社法の緊急な改正を必要とするというような問題も起きてくるのではないかと。そういうものもその都度審議の対象にすることになりまして、いま積み残しの課題の審議はかなりの時間をかけざるを得ないのではないかと。ううに私は考えております。

そういうことで、一番大きな項目は企業結合法と中小会社法ということでございしますが、恐らく近い将来に株券振替決済制度というものの商法への導入、特に現在ペーパーライシスをいかにして解決するか、一つのすぐれた技術的制度である振替決済制度というふうなものも取り上げざるを得ないのではないかと思います。そういうことで、基本的な問題と緊急かつ重要な問題というものを今後処理していかなければならないというふうに思っています。

さらに、前の当委員会の附帯決議の中にありました企業の社会的責任といったような問題も、今度の改正で、個々の制度を改正することによって、会社が企業の社会的責任を少しでもよく果たせるようにはなっておりますけれども、これだけではないという問題ではなく、なお今後の検討に残っているのではないかと。ううに私は考えております。

以上でございます。
○横山委員 公認会計士の業務についてお伺いをいたしたいと思うのです。

これは商法の改正をいたします際に必ず問題になるのですが、端的に言えば、今度数百の被監査人が入る。そうすると、公認会計士、監査法人は一生懸命に注文を取りにく。それで、何とか自分のところに監査を委嘱してもらいたい、こう言う。そして、それじゃおたくにしましょう。そういうことから始まって報酬をそこからもらった公認会計士が、本当に社会的責任を十分果たし得るだろうかという疑問がどうしても残るわけでありまして。いま、さりとて白紙に地図を描いて、全部パアにして、公正な第三者機関を置くということも困難だということなんでして、午前中も公認会計士協会から、一人でやっているのじゃない、数十人でやっているのだからそういう御心配は無用だということがありましたが、実際はそうかもしれないけれども、理論的にはどうしても残る。この問題について両先生、いいお知恵があったら聞かしていただきたい。

○河本参考人 一年ほど前でございしますか、私、近代経済学者の伊東光晴先生と対談したことがありますが、その中でも、いま先生がおっしゃったように公認会計士信ずるに足らずということを非常に強く述べられて、公認会計士の方から抗議を申し込まれたこともございします。理論的には、その金をもらって監査しておるという以上、本当の監査ができるかということとは絶えずつきまといますが、そのためにいい知恵があるかとおっしゃいましたが、結論的には実は余りいい知恵がございしません。たとえば協会でもまとめて受注して協会が適当な監査法人を割り振って、そこから謝礼を払っていくというふうなことも出たこともございしますけれども、果たしてそれで現実が動くかという点も保証がございしません。

結局、はなはだ迂遠なことではございますけれども、職業的良心の涵養を待つよりほかはないのか。職業的精神の涵養をバックアップして

いくのはやはり法律制度ではないのか。こうしてあなたの方にまさに日本の企業の実質的監査制度の最後の柱としての役割を与えておるのです、それに対しては万が一のときにはこういう責任もあります、そういうことで支えていくよりほかはないのではないかと思いますので、実は余りいい知恵はございしません。

○横山委員 鴻先生には、それとあわせてお伺いしたいのですが、先ほど結合企業の話が出ました。私も長年国会議員をやっておりますが、いろいろな企業の問題を取り上げておりますが、多国籍企業ですね、外国の多国籍企業はもうんだけれども、日本の多国籍企業も海外にずいぶん支店を持ちあるいは子会社を持つておる。そういう日本の多国籍企業についても状況把握が十分できてない。政府も実態把握が統計的にも十分できてない。そういうところに商法並びに諸法令の適用が十分ではないのではないかと。公認会計士の監査も、それが十分手が届かないところに外国の子会社、支店というものはあるのではないかと。そういう多国籍企業についてどんな方法がこれからあり得るのだろうかということをお伺いいたします。

○鴻参考人 第一の、公認会計士なり監査法人というものは信頼するに足るかというか、あるいは法の期待どおりの社会的責任を果たせるのか、また、果たせるようにするにはどういうふうにしたらいのか、いい知恵はないかというお尋ねでございしますが、私の考えておりますことも河本参考人の言ったところとほぼ同じであります。そう簡単なる名案は持っておりません。いかにして公認会計士がプロフェッショナルとしての自覚を持ち、社会の期待にこたえるような行動をするかという点については、やはりそういう職業人になるプロセスにおけるきちっとしたトレーニング、さらには、そもそもそういう資格を持つための試験制度その他最初の段階から機会をとらえて検討するということも必要なのではないかと。そういうものについてさらに日常のトレーニング並びに協

会等を通じていろいろな意味でのチェックという
ようなもの、そういう体制をこしらえていくほ
かではないかというふうにおっしゃっています。

それから、二番目に多国籍企業について、日本
の政府等も実情、状況の把握ができていないの
ではないか、これをどういうふうに把握していけ
ばいいのかという問題は、御指摘のように結合企
業法に關連する問題でございまして。今回の会社
改正の審議にありまして、そういう問題も当然
織り込むべき重要な課題ということで、ある程度
の審議をいたしたところでございまして、結合企
業規制全般を後に回したために、今回の改正案の
中には織り込まれておりませんが、たとえば連結
財務諸表制度を商法に導入するか、商法ですと連
結計算書類ということになるかもしれません。こ
れも財務の面を通じて外国にある実質日本企業と
いうのでしょうか、多国籍企業の状況を把握す
る道でございまして。また、どこまでそういう結
合企業としての状況を書かせるかという問題が
ございまして、しかし、これは営業報告書の
記載事項という面でも検討すべき問題ではな
いでしょうか、というふうに思われるわけでござ
います。

以上でございまして。時間です。
○高山委員 ありがとうございます。時間
です。
○高島委員長 小林進君。
○小林進委員 私に与えられた時間は十分で
ございまして、まとめた質問は何もできません
が、両先生のお話を承りまして、いずれも方向
はとも大差なしというところに了解をいたしま
した。両先生どちらでも都合のいい方でお答え
いただければいいと思いますが、私は、理論的な
問題と実情に即した問題と二つに分けてお尋ね
をいたしたいと思います。

一つは、理論的な問題といえますとやはり単位
株の問題でございまして、これはどうも学者の意
見の中でも一株も株主は株主だ。一株の権利と五
万単位の株主とのその株に権利の行使に格差をつ
けるのは、どうも株式の原則に反するのではないか。
こんなことしゃべったら時間がかかりますが、
けれども、大体私の尊敬する田中誠二先生等は、
やはり一株も株主だ、株主平等の原則に立つて同
様に権利を認めるべきだという御主張のようにも
承っておりますが、この問題が一つでございまして。
これは理論的な問題。

それから、これは理論的じゃないかもしれませ
んけれども、先生方は一体この商法改正に対する
法制審議会のメンバーでおいでになったかどう
か、私は寡聞にして知りませんけれども、これが
実に歳月を経て慎重に審議されて、一月にようや
く法制審議会の答申ができた、政府におやりにな
った。ところが、その政府が、今度はそれに至る
までも、私は、利害関係人の相当の意見を全部集
中されて法制審議会ででき上がった原案それ自体
が妥協の産物じゃないかと考えている。その意味
においては、先生の御供述にちよつとちやうを入
れたりして失礼なものでございましてけれども、私
は、やはり株主総会の社長や取締役の意見も大分
入っているから、こういう企業の公共性といいま
すか、社会性なんというものは大分薄められてい
ると思えるを得ないのではありません。もつと企業
の社会性というものが厳格に守られるならば、も
つと厳格であつていいという気持ちはあるのであ
りますけれども、それらを含めて妥協の産物とし
て法制審議会の答申ができた。

ところが、できたその後にまた利害関係人が、
今度は政府・与党と称するところへワッショワッ
ショと繰り返して陳情、請願をおやりになった。そ
の間、三カ月であります。その間にはまた相当の
手直しが行われました。たとえば、例の大
会社を五億圓以上にすると同時に、負債百億だと
か利益百億という法制審議会の原案が、負債二百
億ですかというふうにして利益の方は削除せられ
たというふうな内容がかわつてきて、そして
ようやく立法府であるこの国会に出された。

出てくると、政府・与党から、委員長も含め
て、一カ月で早く上げてくれ、このたびの国会中
で上げてくれ、これはどう考えたって、一体だれ
が法律をつくり、だれが法律を審議するのか、こ
れくらい立法府軽視の思ひ上がったやり方はない
と私は思う。これでは全く立法府軽視ですよ。い
ままでは全部原案で来たんだ、この場所へ出て
きたら、立法府はもう修正権もなければ改正権も
ない。持ってきただけの原案をきつと賛成――
反対なら反対でこつちは与党は多数決、政府は多
数決だから、いやなら反対でもよろしい、きつと
と通してくれというやり方は、理論的に見ても実
に民主政治の根幹に關する大変な間違いだと思
いますけれども、いまの審議のあり方に対する問
題と単位株の問題と二つです。

第二番目の実際問題といたしまして、先ほどの
先生のお話にもありましたけれども、今度の商法
改正の根本は、何といつても総会屋の撲滅です
よ。それから同時に、企業の悪を根絶する。いま
申し上げました総会屋というのは非常に悪い。警
察庁からも伺いましたけれども、実に不当な金を
吸い上げています。

第二番目は、午前中も申し上げましたけれど
も、政治献金ですよ。ところが、この二つは単
なる企業だけの問題じゃない。政治献金なんとい
うのは、日本の民主政治それ自体の根幹を危うく
しているのですから。根幹を危うくして政治を腐
敗、墮落させている一番の罪は政治献金にあるの
です。これはいま少し厳格に考えなければならな
いということで、われわれの先輩等も、これを撲
滅する一つの方法として政治資金規正法の改正な
んかをおやりになりました。やれ個人は百万円
だ、それ以上は届け出制だ、株式会社は二百万円
とやりましたけれども、先生にお伺いしますが、
この政治資金規正法という法律改正が現在正しく
行われているとお考えになりますか。

確かに表面的な法律は各政党――と言つては大
変影響がありますから、政府・与党と言つてお
きまして。政府・与党の方は正しく行っている

ようだけれども、会社から流れてくるトータルは
変わらない。うんとふえていますよ。いわゆる届
け出だとか法律の法網の面の形は一応整っている
けれども、政治献金が行われている。トータル、総
合計はさらに悪くなつておられます。さらに悪くな
つていくことは、もつともつと巧みに政治資金規
正法を逃れ、もつともつと巧みに政治資金規正法を
まかしているのだ、そして悪をもつと陰謀に、も
つと陰謀にやっているとこの証左と見なければな
らない。私は、こんなこと大きな声で演説するの
が私の目的じゃありません。時間がありませんか
ら申しわけない。簡単に言いますけれども、これ
はひいてはいまの会社法の改正にこういう形が出
てこないという確信が一体どこにありますかと私
はお聞きしたいのであります。

先ほど企業家の社会性がこれによってある程度
改められるとおっしゃった。本当にそういくとい
う自信があるなら私はうれしいのですけれども、
いま第一番に株主総会の総会屋を跳梁せしめて
いるのはだれだ。社会人じゃないのです。会社の
取締役なんです。会社の重役なんです。会社の社長
なんです。この人たちが、企業というものは、先
生の前で釈迦に説法で悪いですけれども、本来は
慈善事業でもありませんし、公共事業でもありま
せん。利益の追求団体が企業の本体でありますか
ら、もうけるためにはある程度法網をくぐれとは
言わぬけれども、薄やみぐらいの、白でもなければ
黒でもないくらいい道歩まなければ企業とい
うものはないかもしれません。もうかるのが目的
です。そういう弱点を押さえてもらうために、総
会屋と取締役、重役というものは利害一致するの
です。利害関係が一つなんです。彼らは決して利害
相反しないのであります。そのために総会を五分
でやらしてくれ、十分でまててくれ、そのため
には金も出しますと言つて、何百億の金が流れて
いく。いわゆる悪の共同体とは申し上げませんけ
れども、この共同の形が一体この法律の改正によ
つて今後破られるという見通しはありましょ
うか。私は両先生にお伺いするのです。

私は、ちっともこの法律の改正の中に——こういう一つの癒着です。共同利益に立った悪の癒着がこれによって回避されないという一つの見通しがありますし、政治献金もそのとおりです。一つの企業が利益を追求するときに、国家権力を活用しあるいは政党を活用する。何らかの余得があるからこそこういう政治献金をやる、と言つては少し言い過ぎかもしれませんが、神社、仏閣に浄財を奉納するようなことと政治献金とはおのずから性格が違つておられますが、こういう一つの利益に向かつて共同で進むというこの関係が、このたびの法律の改正によって一切払拭せられると先生方は一体お考えになつておられるのかどうか。

大先生に対してちよつと失礼でございますが、これが私の性格でございます。根性はいい男でございますから、あしからずお答えを願ひたいと思います。

○鴻参考人 小林さんの御質問は、理論的な面と実情に係る問題で、後の方は私大變むずかしい問題だと思ひますが、前の単位株制度は、一株は一株、そういう意味での株主平等の原則に反しているんじゃないかという御指摘の点は一面ごもっともと言つていいんじゃないか。しかし、今日の株式会社が一株は一株というとき一株というものは、どういう単位のものとして考えた方がいいのかというのが今回の改正の一つのポイントだつたのではないかと思います。

したがひまして、先ほど冒頭に私意見を申し述べましたときに申し上げたように、単位株制度の単位未満株、これも株式であるということは、今回の改正の制度は確かにそれはそれとして認めておられるが、単位株制度の本質は、本来は株式の併合で処理すべきものを、直ちに実施するということになる、先ほど河本参考人がその難点というものを具体的に掲げられました。そういう問題があるということから、やむを得ず採用した制度というふうには私はお考えしております。そういうことから、いかなる範囲で単位株と単位未満株と

で取り扱いを違へるのかというところで実質的に妥協な解決を見出せば、法律の処理としてはそれで差し支えないのではないかとこのように考へてゐる次第でございます。

それからもう一つ、実情に関連して、総会屋を根絶するという点で、総会屋が企業経営者と一体的に動くのを今度の改正法律案で防げるかという問題でございますけれども、これも先ほどの最初の説明で触れた点でございますが、株主の権利の行使に關する利益供与を全面的に禁止して、民事責任制度の方はほぼ完全かと思ひます。それから刑事責任の方も、昔からありました四百九十四条で罰則の量刑というのですか、法定刑の方の引き上げ等をやつておりますが、私どもの審議の際にも、四百九十四条にある「不正ノ請託」の「不正ノ」という言葉がいろいろひつかかりまして、これが今度の改正案ではそのままに残つておる。そのもとにおいて従来なかなか運用がむずかしかつた点も、もし商法の罰則に触れるものがあれば厳正な態度でもつてその対応をしていただくということには必要ではないかと思ひます。

いづれにしても、総会屋に対する無償利益の供与あるいは実質的無償利益の供与みたいなものを商法が正面から違法であるということ打ち出して、しかもかなり細かく規定しておるということでは、実際の運用もいままでとはかなり違つてくるのではないかとこのことを私は期待してゐるわけでございます。

そこで、小林さんのお話では、法の適用という面で、私の聞き違いでなければ、政治資金規正法との関連で、政治の世界におられる方々も一〇〇%これを守つていないのではないかとこのように私にはうかがえるようなお話を聞いたのですけれども、もしそういうことがあるとすると、私は、改正法が実現したときに、その精神に沿つて企業経営者が会社法を運用してくれることを期待してゐるわけですが、そういう大きな期待を持つていいのかどうかということがやや心配になつてくる面がございますけれども、これは小林さんとし

ては、いわば自分たちの世界のことです、それを引き合ひに出してのお話だろうと思ひますので、私としては、先ほど申し上げましたように、企業経営者の方もその中に不心得の者が絶対出てこないというようなことをここで断言する自信ございませんけれども、大方の経営者はそういうことはないだろうと私は考へておつて、実情の点における経営者と総会屋との結びつきみたいなものは、この改正を契機に大分状況は變つてくると考へていいのではないかと考へております。

○河本参考人 総会屋との件について私から申し上げますが、四百九十七条で相当厳しい刑罰が科せられるようになりまして、これは私、今度の改正法の中でいわば目玉商品だと言つていいくらい考へておるわけでありまして、私はもつぱら関西におりますが、関西で株式懇談会等々いろいろ長くつき合つておりました、総会屋との直接の仕事をしておる方々の話も聞きますが、今度のこの法律で、そういうことに従来なまじってきた人には相当厳しい状態に置かれるということを彼らも言つておりますし、私どもも、講演等々の機会があることに、これからは大變ですと言つて、言葉は悪うございますが、おどしたりすかしたりしておりますので、相当効果があるのではないかと私は考へております。

それともう一つ、これは先ほど柱の一つといたしましてディスクロージャーという制度を立てましたが、幾ら総会屋に対する金のお世話をやることを禁止いたしましても、いわば株主でないいわゆるブラックジャーナリズムというものがたくさんあるわけですね。われわれが聞くところでもそれがむしろ多いのだと聞いております。そこへ流れる金というのは、実は商法の上ではなかなか具体的規定できません。それは特別背任罪等で持つてくれば別であります。一般にはできません。申しましたように、そういう寄付の総額を開示させるかというように、試案では法務省では出しておられたわけですね。先生おっしゃるよう

に、過程でいろいろなことがあつて、引つ込んだかどうか、それは省令を見なければまだわかりません。したがひまして、私はむしろ、先ほど申しましたように、それこそ省令の中に、ひとつ先生方のお力でそういう方向へ、開示の身身にしていただきたい、これは私の方からむしろお願いしたいわけでございます。

○小林進委員 ありがとうございます。残念ながら、時間がありません。

○高島委員長 稲葉誠一君。

○稲葉委員 鴻先生と河本先生にお聞きしたいのですが、実は河本先生からお話がありましたディスクロージャーの問題ですね。私も興味を持って読んでおるのですが、お二方にお聞きしたいのは、営業報告書が省令に譲られたわけですね。私の記憶では、最初これは法律の中に入つておつたように聞いておるのです。法律の中に入つておつて、それが細かく記載されておつて、出てくれば本當のディスクロージャーになるけれども、これはもうディスクロージャーに賛成する企業というのはあり得ないはずですね。全部企業は反対ですね。だから、できるだけこれをやらせまいとして、結局これを省令に譲つてしまつたのではないかと、こういう疑いを私は持つておるのです。たしか初めの案では、会社の資金の出どころをずっと詳しく書いて法律で決めるようになったはずだと思ひますが、私の記憶違いかも知れませんが、とにかくそれが省令に譲るということになつて、大幅にディスクロージャーが後退してしまつたのではないかとこのように考へるのですが、そこら辺は鴻先生それから河本先生、いかがでしょうか。

○河本参考人 私どもの理解では、当初試案では、営業報告書、附属明細書の記載内容は省令で定める、ただ、どういふものを決めるかということとをかなり(注)で挙げておつたのでございます。そして審議の途中で、主なもの逆を法律で書くかという話がありましたが、結局は最終的にはや

はり省令ということになっておりますので、試案ではむしろ省令になっておりました。そう記憶しております。

○稲葉委員 いまのお話は、ですから結局、ディスクロージャーというのが形の上ではあるけれども、非常に財界が反対しているというところは、これはもう二人の先生方、事実でございましょう。経団連なんか法制審議会でも反対したということは事実なんじゃないでしょうか。これに對してはどうでしょうか、鴻先生。

○鴻参考人 いまの稲葉さんの御質問は、どの点に反対したということをお尋ねになつておられるのでしょうか。この試案がつくられる前に、そもそもこの法律自身で営業報告書の記載事項を法定することに反対したのじゃないかということですか。それとも試案以後に、この試案では(注)に書かれておりますことの幾つかを省令で定めることに難色を示しているような、あるいは反対しているような項目が少なくないというお尋ねでございましょうか。

○稲葉委員 私の言うのは、いまの営業報告書の点は説明でわかつたものですから、そうではなくて、一般論として、全体としてディスクロージャーということ自身に財界は反対しているのじゃないでしょうか、こういうことなんですか。だから、証券取引法でいきますとだんだんやましくなつてくるから、商法でいけば、監査役というのは取締役のお古とか窓際族だ、会計監査人というのは会社から金をもらっているのだ、だから結局商法の監査というものは緩やかなんだ、会社にとって結局有利なんだというようにことから、日本の財界というものはディスクロージャーというか開示制度全体にいい感じを持っていないのじゃないか、こういうことなんです。

○鴻参考人 わかりました。私も、経済界というもの、企業に関する事項、それも重要な事項について何でもかんでもディスクローズすること、感覚的に抵抗感を持っているのではないかと、こういうことは感じないわけでもございせん

が、ディスクロージャー一般に反対の態度をとるということはないのではないかと。

「委員長退席、青木委員長代理着席」

開示の中にも、やはり直接開示と間接開示というものがありまされども、われわれは直接開示してもいいんじゃないかということに對して、いやこれは間接開示にとどめてほしいとか、そういうようなことはいろいろあるかと思ひます。また、(注)に挙げておつたようなたくさん事項の中で、ここまで書かせるということだと書いたことが、どういう意味を持つのかということでも不安だというような問題ももちろんあるかと思ひます。が、一般的にディスクローズには反対だという態度というふうには、私は受け取っておりません。

○稲葉委員 それはディスクロージャー全体が、これはアメリカの影響もあるし、日本の証券取引法の関係もあつて、私はいま神崎さんの書かれた本を読んで、河本先生の「現代会社法」というのですか、あれをいま読んでいてところなんですか、いろいろあると思うのですけれどもね。もう一つ、河本先生がさっきおっしゃつたこの法案の目玉は総会屋対策だということですね。これは私率直に言ひまして、大変失礼なんですけれども、この法律ができて十歩前進なら、総会屋というのは二十歩前進しているわけですよ。もう現在、この法律ができるということでは総会屋は何をやっておりますかということ、ほとんど言ひていくらい政治結社に変わつていくのです。政治結社になりまして、そして政治献金をもらいに会社に行つてゐる。もう始めようとしてゐるわけですね。そうすると、政治献金の一定の枠がありま

すから、枠の中から政治結社へ政治献金を出せば、決して総会屋が法律に触れないわけですね。これはいま盛んにやつてゐるわけですよ。総会屋と暴力団が政治結社をつくつて会社へ金をもらいに行こうとしてゐる、これがいまの事実なんです。これはこの前の総会屋対策ができたときにも、ある程度の実を上げようと思つたのですが、形の上では確かに目玉なんです。条文を見るとそうなんです、が、なかなかそのとおりいかないのではないかと、私を私は考へてゐる。今度は政治献金の奪ひ合いになっていくわけですよ。ある政党、特定の政党と総会屋との——総会屋が政治結社をつくつて、政治献金の総量の枠がありますから、奪ひ合いがこれから始まつてきてゐるといういま状態ですね。そこら辺のところがなかなか私も実態がよくわかりませんからね。

もう一つ、鴻先生ですか、特殊株主という言葉をお使いになりましたけれども、それは総会屋といふものに対してはいいかもわかりません。だけれども、いわゆる少数株主といつて市民運動をやつてゐる、たとえばチツソの問題で市民運動をやつてゐるような一株株主がありますね。そういう株主の権利までが害されてしまふということはあるとはいへないのではないかと、こう私は思ふのです。大阪高裁の判決がありましたけれども、そういうふうな考えますと、総会屋といわゆる市民運動といふか正しい公害撲滅運動やなんかやつておるそういう人たちがちやちやになつてしまつて全部排除されたんじゃない、これは仏つて魂入れずといふんですか、そういうふうになつてしまふのではないかと、こういうふうになつてしまふ、そこら辺はどういうふうな理解したらよろしいんではないかと。

○鴻参考人 いまの稲葉さんの御質問で、後の方を先にお答えいたしますが、私が先ほど総会屋と特殊株主といふことを並べた言葉の使い方があつては不意な点があつたのかも知れませんが、そこでは実質総会屋を言ひかえただけというふうにお聞き取り願へば幸ひかと思ひます。そうして、一株運動あるいは市民運動といふこととの関係において特殊株主といふ言葉が使われているのかどうか、私存じませぬけれども、総会屋の根絶という面でのそういう規定、それを意図する規定は、そういう市民運動等に影響を及ぼすものとは私考えておりません。ただ、単位株制度は、わずかの株を持つてゐる総会屋であらうと、

それからたとえば一株を持つてこれまでは株主として総会で発言権のあつたような者も、単位株制度によつてその機会が奪われるという面では、これは反射的でありまして、法律の直接的意図がそういうところにあるわけではないということ、これは間違ひないと思ひますけれども、同じような影響を受けることはあるのではないかと思ひます。

それから前の、今度の改正案はいまよりは十歩先進んでいるが、総会屋の方が二十歩先を行つてゐるんで、なかなか実効ある制約にはならないのではないかと、この点のお話がございました。私もその実情をつまびらかにしております。私も、政治の問題にかかわつてまいりますと、これはまた憲法上の問題等いろいろむづかしい問題が出てくるかと思ひます。問題は、会社から好ましからざる金が外へ出るということがないようにするという見地からは、今度の改正法の規定は、民事責任の点を先ほど申し上げましたが、かなり整備された規定であるかと思ひます。

それから、先ほどの御質問のときにちよつと言ひ落とした点を補ひいたしますと、商法上も違法であるといふことを民事的にはつきりしたといふことは、監査の面からのチェックといふものがおのづからつながつてくるという面もあるわけであつて、そういう点からは政治献金等広い意味で会社の寄付について今後の会社の公開規制、ディスクロージャーの問題についてどういう処理が最終的になるのかはわかりませんが、これからの問題かと思ひますけれども、そういうものの中で別に総会屋と政治献金とをそのまま並べて私言つてもりはありませんけれども、そういう角度からは似たような規制が当然及ぶべきものではないかといふふうな考へておるわけでございます。

○稲葉委員 これは河本先生も御案内のことだと思ふのですけれども、最初四十九年ですかね、試案が出たときに監査役の任期は三年だつたわけですね。ところが、取締役の任期は二年だつたわけ、三年説に反対が出て二年になつてしまつたわけですね。三年ならば、取締役の任期と関係な

く、独立性を持って監査役は監査できるわけですよ。ところが二年になつてしまえば、取締役をやめるときには監査役もやめざるを得ないということになつてきますから、こちら辺も財界から反対が起きたか何かして、三年説が削られてしまったわけですね。こういうふうないろいろなございまして、どうも形の上ではなかなかうまくできていないと言えうまでできています。考えてみれば、株式会社というのは資本主義社会のチャンピオンですからね、それをいろいろな形で規制しようというのが少し無理ではないかと私も私も考えるんですけれどもね。いずれにいたしましても、この法律はよくわからぬ点が非常に多いように私は思えてなりません。

それから、引当金の問題でも、率直な話、またよくわからないですよ。いわゆる公正なる企業慣行との関係で、企業会計審議会で企業会計原則というのがあるでしょう。それだつて、継続性の原則とかそのほかいろいろむずかしいことを言うのですけれども、商法との間がどういうふうになつてきているのか、いままではっきりしなかったわけですね。どうもよくわからないのです。利益留保性のものといつたつて、利益留保性のものは一体何と何を言っていたのか。いままでが非常にあいまいで広く認めていた。それをいまになつて急にやかましく言うようになったところ、それが一々踏えるものでもないしというようにいろいろな疑問がたくさんありまして、私自身もこの法案についてはじっくり質疑をしていかなければならないということではあるところなんです。非常に大きな問題がたくさんあるのです。

それから、もうさつき河本先生からお話が出ました企業の結合の問題ですね。規制の対象というのです。規制というのは企業結合の場合に一体何をどういう方向で規制をされようとしておられるのか、率直に言つてなかなかむずかしいですね。これは恐ろしく抵抗が強いと思ひますけれども、何をどういうふうな規制をされようとするのか、

しょうか、これを河本先生からお伺いしたいと思うのです。

○河本参考人 これは、商法部会でも何を規制するかというのをまだ取り上げておりません。でも、もしも私がそういう法律を考えるとすればどういうものが考えられるかということではあります。実は、先生御承知のように、具体的な立法例がドイツにございまして、ところが、このドイツの法律というのは、いわゆる規制といつても、抑えつける面と助長する面と一体どちらがあるかというところ、これはバランスをとりまして、実はどちらともはつきり言えぬ点がありまして、むしろいまの企業がそういうコンツェルンを形成するというのは経済的実態としてもうやむを得ないのである、そのこと自体は認めながら、しかも、その中でできる限り弊害を少なくして、この大株主と小株主との利害対立のところ、支配は認めてやろう、好きなように子会社を処理していいけれども、そのかわりそのことによって生じてくる少数株主の損失は何らかの形でカバーしてやりなさい、こういうような立法例がございす。

そこで、日本でこの問題を考えても、一体本当にいまそういう方向へ持っていくといいかどうかということも実は一つ問題なんです。といひますのは、一面そういう企業結合を助長するという面もございまして、ある措置さえとつたら認めてやろうということではあるから、そういうこともあって、私自身は果たしていまやうていいかどうかということさえも実はまだ問題だと思つておりますので、先生ちょっと、何をやるかということとは御容赦をお願いしたいと思ひます。

○稲葉委員 いろいろ問題がありましたときに、ドイツの場合は監査役制度というものがちよつと特殊ですね。あれは共同決定法がありますからちよつと違いますし、アメリカはまた監査役制度というのはいないわけでしょう。いまは何か別な形になつていくわけですね。それでSECがあつて、

あそこ二千八百人ぐらい人がいるわけですが、日本ではこの前、証券局の証券監査官というのを聞いたら十九名しかいないわけですね。二千名全部があれをやつていくわけじゃありませんけれども、アメリカの場合には、ああいうふうにSECがあれば大きな力を持つておつても、そのことによつてアメリカの経済のバイタリティーがなくなつたとは言えないと思うのです。だから、日本でもそれに類するような機関とかそういうものをもち、証券取引法による監査とかそういうものをもちと拡大強化していいものじゃないか、こういうふうには私は思つておるのです。それはなかなか抵抗は強いと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○鴻参考人 アメリカにおける会社規制というのがSEC、御指摘のような二千名もの多いスタッフといひますか職員でもつて実質的なコントロールを加えているというのは、そのとおりでございす。しかし、これはやはりアメリカにおける大恐慌後のニューディール時代からの歴史と伝統があるところ、そういう形に発展してきたということもあるかと思ひます。しかし、公開会社にいうことと徹底したガバメントによるコントロールといふことを考えるとすれば、稲葉さんの言われるように、この面の充実強化といふことの必要もあるのではないかと思ひます。

しかし、商法改正の立場からいひますれば、現在、こういう点について会社に対する規制が二本立てというのでしようか、民事関係の法務省あるいはそれを通して裁判所といふのと、いまは大蔵省証券局ですかにある会社規制といふたやうなものとは二本立てにあるままで、これをどうやうて充実していくかといふことにはいろいろむずかしい問題があるのではないかといふふうに思つています。わが国においても、制度発足のときには独立した行政委員会制度でこの証券取引委員会といふものが発足したのが、数年のうちに現在のやうな形に改められたという経緯もございす。二本立てのものを一本化するとすれば、アメリカ

におけるやうな行政委員会的なものでやるということも一つ検討に値する問題ではなからうかといふふうに考へておるわけではございす。

○稲葉委員 もう一つお聞きしたいのは、中小の会社の分け方の問題ですね。これがまた今後の大きな問題になつてくる、こう思ふのです。これまた公認会計士と税理士とのえらいシェア争い、けんかになつてくるわけですね。有限会社があるのですから、有限会社があるのになおかつ中小といふやうな分け方をしなければならぬ必要が実際にはあるのでしょうか。そういうふうには考えますね。それから、中小会社法論というのが大分学者の中でもありますし、出てはおりますが、そういうときには一体どこで区分けをするのか、そこら辺についてはどういふふうには考へたらよろしいのでしょうか、これは御両者にお願ひしたいと思ふのです。

○鴻参考人 私どもの課題といひますか、大小会社の区分といふものが前から入つておつたわけではあるけれども、大と中小を分けるといふ問題になりまして、中小といふのか、あるいはより正確には中小かつ閉鎖的といふのでしうか、そういうものに向いた会社形態として戦前から有限会社法といふものがあることは確かではございす。そこで、それと区別された形の中小株式会社法でしうか、そういうものをこしらえていくといふことが必要なのかあるいは適切なかといふのは、まさにこれから問題として重要なポイントなす点だらうと思ひます。

しかし、どうしてか日本では、株式会社と有限会社では、株式会社形態をとる方が世間の通りがいいといふやうなことがあつて、それでも有限会社は近時その数は飛躍的にふえてきていることではあります。そういう点もだんだん変わつていくのかもしませんが、率直に言つて、現在の有限会社法といふのは、中小、特に小で家族企業的なものがそれによつて事業を行うといふ、そういう根拠の法律だとすれば、はなはだわかりにくい法律になつております。というのは、株式会社の

小株式会社の若干変形という頭でできているために、必要以上に株式会社法の規定を準用するなんということをしておりますから、私も専門でも、準用規定というのはまゆにつばをつけて、その意味、内容をじっくり考えてみないと解釈を誤りかねないという条文もございます。

そういうような有限会社法よりは、中小の企業家が、その法律を読めば内容もわかり、これなら安心して守れるといううな、先ほど河本参考人の方からそういうものに合った着物ということを言いましたが、そういうものをこしらえる必要は大きいんじゃないか。そういういい中小株式会社ができれば、有限会社法というのには、現にあるものをどうするかという問題がありますから、すぐに廃止するなというわけにはいかないかもしれないが、だんだん中小株式会社の法による会社の方に乗りかわっていくことになるのではないかと、いうふうには私は見ております。

もっとも、この中小会社をどういう基準で認めるかというのは、これから検討すべき問題ですが、一番むずかしいところでございます。それを二つに分けるというのは、その限界が常に争いのもとになるわけでございます。そういうときには、学説でも主観説、客観説、また折衷説といふもので解決する方がいかなんという議論があると同じように、大と小、その間に中があるならば、中と小、大と中の間はなかなかむずかしいかもしれないが、大と小なら分けられるのだから、まず小について、先ほどのようなびたりした会社形態法というのはいかがでしょうか、組織法といううなものを用意するとううなところから始めてもならないか、この分け方はなかなかむずかしいのではないか。

現在、大会社と中小会社というのが、商法、監査特例法の上で、いろいろ区別した形で規制を受けるように、実際的にはある程度分化しておりますけれども、これをもっと一本の形で分けるといふのが大小会社の区分なのか、あるいは現在よりももっとたくさんの基準の組み合わせによって

法の適用を考えていった方がいいのかといううな点もこれから検討しなければならぬ問題じゃないか、こう考えておるわけでございます。

○稲葉委員 ありがとうございます。

○青木委員長代理 鍛冶清君。

○鍛冶委員 鍛冶でございます。時間を三十分いただいておりますので、その時間内で両先生に御質疑を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、いまの稲葉委員の質問の後を継ぐように、どうも稲葉先生にも大変悪いのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、いまの大小中小の問題です。これは今回の改正の中ではやはり取り残されている部分で、今後の問題になると思います。私は、この方面には全く素人でございましてよくわかりませんが、そういう中で手探りで当たってみたい感触で、やはり大小中小と三つに分けた方がいいのじゃないかという気がしているわけですが、そういう点について両先生の御意見を承りたいと思います。

○河本参考人 現在の法制、それから今度の改正案がもしも法律になりますと進んで、実際にもうすでに大小中小という区別ができてくるわけでございますが、ただ、小の方が中身がまだそれにふさわしいものになっていない。ですから、今後そのところを手当てしましたら、まさに大会社、中会社、小会社、そういう株式会社の法というものができてくるのではないかと私は思います。

それで、先ほど来鴻さんがお話になりましたように、実際界というものはどうも名前に非常にこだわるようでございますので、何も株式会社に大小中小という言葉をつける必要はございませんが、実質的には株式会社という形の中に三つのものがある、こういうふうに進んでいくのがむしろ一番実質的じゃないかと私も思っております。

○鴻参考人 私、先ほど稲葉さんの御質問に対して、大小中小に分けるときに、結局、大小との境、中小の境がやはり問題になるということで、しか

し、大と小は同じような法規制の対象ではおかしいということ、これはだれもわかることなんだから、小規模の会社のための会社法の整備というものが非常に必要に思っている、有限会社というものはあるけれども、それが必ずしも十分でないということであるならば、小会社法、私の言う小会社は単に資本が少くないというだけでなしに、実際的に関係者が多くない、そういう意味で小規模閉鎖的企業というのについてならばある程度大小会社の規制の一部解決かもしれないが、やりやすいのではないかと、いうことを申し上げたわけでございます。

しかし、一度に大小中小という法規制に分けるということになる、問題が倍加するという面もあるいはあるのじゃないかというふうに思います。のみならず、これまた同じような言葉を何度も使って恐縮ですが、これまでの会社法の改正で不十分ながらも崩壊してきている、大会社、中会社、小会社の規制を区別してきているということもあって、その不十分どころも今後進んでいくと思っております。余りその区別の基準が複雑過ぎるということも、適用を受ける会社があるいは国民の立場から適切に欠くと思っておりますから、そういう段階になれば、やはりわかりやすい大小中小で区別するということ、その大小中小の基準を何にするかはなお今後の問題でしょうが、最終的には鍛冶さんの言われるような形にした方がわかりやすいのじゃないかというふうには私も考えております。

○鍛冶委員 鴻先生にお尋ねいたしますが、今回の商法改正は、先生もお述べになっていらっしゃるように、昭和四十九年に成立いたしました商法改正の附帯決議を受けて法制審議会において審議を進めてこられて、今回この改正法律案の出でくる順序になっておるというふうに向っております。今回の改正で、やはり大企業に対するいろいろな非行防止という面が考えられていかなければならぬわけですが、そこあたりがどの程度まで防止できるのか、ちょっと疑問点もあるわけ

です。この点についてお尋ねをしたいこと、もう一つは、大企業の規制は商法で規定すべきではなくて、別途に特別法で規定すべきだといふうな意見もあるように伺っておりますが、この二点について先生の御意見を承りたいと思っております。

○鴻参考人 今度の改正法律案が大企業の非行防止ということにも役立つものであるというふうには私考えておりますが、それはあくまでも会社の組織を通じてというのでしょうか、これは監査制度を含めて運営、機構等、そういう面から内部的にチェックが相当程度行い得るようになるという面です。そういうことが言えるわけでありまして、それで鍛冶さんがお考えになっておられると思われるような大企業の非行防止のすべてが完全に解決できるというわけのものではないだろうと思っております。そういう意味で、オイルショック等の時期に見られたような特別法によるようなものも規制、大企業をも含めて広く企業が社会的に好ましくないような活動を行うことを抑えるというものを、特別法によって規制することの必要は起こり得るかもしれないというふうには考えております。

「青木委員長代理退席、委員長着席」
しかし、そういうことを今度の改正を機会に、大企業がそういう特別法をこれからは必要としないような方向に、経営者が自覚して企業活動をやっているというふうなものだというふうには考えております。

○鍛冶委員 河本先生にお尋ねをいたします。先生が最初に御意見をお述べいただきました最後のところで、本改正案について総括的に申し上げた中で、もっと進んだ形が考えられたというふうにおっしゃっていらした。しかし、現実とのすり合わせの中でこういう形も賛成である、こういうふうにおっしゃったように記憶いたしておりますが、もっと進んだ形が考えられたという点について、具体的にひとつ先生の個人的な御意見を伺えればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○河本参考人 私は、試案に出ました段階のもの、これは相当進んでおったと思います。先ほども申し上げましたが、これはまだ決まっていなくてありますから、むしろ希望としてはまだ残っておるわけであります。

たとえば営業報告書とか附属明細書なんかに記載されるべき事項、これは先ほどの先生の御質問にありましたように、企業の出す寄付金等々、そういうものの無償供与の開示なんかは、私自身はよく法務省がお出しになったと思つたぐらい評価しておつたわけでございます。と申しますのは、いろいろな形で、とにかく法が進むとそれより先へ進んだ形で抜けていきますから、民事規定とか刑事規定ではなかなか抑えられませんが、そこで客観的な基準で、開示という方法がい

いのだろう、それで私も賛成しておつたわけですが、ただ、これは省令の段階で、まだ残つておりますので、復活してくればありがたい、あるいはそういうものが今後制定されればありがたい、こう思つております。

それから、ほかの点等々で申しますと、たとえば先ほど申しましたが、資本組み入れ額の三分の二までいく、これなんか私も非常によく効く薬だと思つておりましたが、これは二分の一まで落ちました。これもせめてこのぐらいの段階でとどまつてほしいというようなこともござい

ます。あとまだちょっと頭に十分浮かんできませんが、思いつきました点を申し上げます。

○鍛冶委員 いまディスクロージャーに關係して営業報告書の問題をお答えいただいたわけですが、これは実は私も午前中にもちょっと触れたのでございますが、試案の中では注記として、具体的に先生がいまおっしゃつたような内容が九項目で、きちつと明記されておつた。これが法律要綱の中では落とされた、削除されたという形です。ただ、省令にゆだねるということについては、これは試案と変わりなく残つていますが、これはいまの先生の御答弁をお聞きい

たしますと、法律要綱の段階で記載事項が削除されたのはやはり後退であるというふうな、ちょっと私の早計な判断かも知れませんが、記載事項が果たして細かく省令の中でうたわれてくるのかどうか、これは大変わかりにくい、希望としてはぜひ入れてほしいものだ、こういうふうにい

おっしゃつたのだらうと思いますが、そういう考え方ですらうしいのでございましょうか。

か。そういうときに、単に余り内訳が明らかでなく、総額だけ示すということで目的を達するのかわりな問題もあるかと思ひます。こういうのは細かく細かくいふと、見る人が見ればわかるということもあると思ひますけれども、やはりこれはディスクローズを受けることによって、会社法の問題として、その利益を受けるという、見る必要がある人たちはどういう開示をするのが最も適切かということも考えなければいけません。そういう意味で、経済界の方々、余り何でもかんでもディスクローズさせることはかえつて活力を減殺すると言われているのですが、そういうことがあつては困りますけれども、しかし、やはり開示すべきものは開示させるという方向で今後の営業報告書の記載事項を法務省令の上でも詰める必要があるのではないかと、こういうふう

に思ふのですが、午前中の経営者側の参考人の方に御質疑申し上げたら、具体的には触れてはおりませんけれども、企業活動を制約する部分が多々――この注記項目を全部入れてくるのは活力を減殺するという方向が出てくるのではないかと、だから少し幅のある形で、いわば緩めた形でというふうなお答えがあつたわけですが、この点を含めて注記事項について、省令とのかかわりの中で鴻先生にこの点のお考えを伺いたいと思ひます。

か。そういつときに、単に余り内訳が明らかでなく、総額だけ示すということで目的を達するのかわりな問題もあるかと思ひます。こういうのは細かく細かくいふと、見る人が見ればわかるということもあると思ひますけれども、やはりこれはディスクローズを受けることによって、会社法の問題として、その利益を受けるという、見る必要がある人たちはどういう開示をするのが最も適切かということも考えなければいけません。そういう意味で、経済界の方々、余り何でもかんでもディスクローズさせることはかえつて活力を減殺すると言われているのですが、そういうことがあつては困りますけれども、しかし、やはり開示すべきものは開示させるという方向で今後の営業報告書の記載事項を法務省令の上でも詰める必要があるのではないかと、こういうふう

○鴻参考人 確かに改正試案の注記に、いま御指摘のありましたような会社が無償でした金銭等財産上の利益の供与総額というのが挙がつておるわけですが、こういう問題を営業報告書から何らかの形でディスクローズさせる必要があるということは、私も全く同様に考へておるわけでございます。

か。そういつときに、単に余り内訳が明らかでなく、総額だけ示すということで目的を達するのかわりな問題もあるかと思ひます。こういうのは細かく細かくいふと、見る人が見ればわかるということもあると思ひますけれども、やはりこれはディスクローズを受けることによって、会社法の問題として、その利益を受けるという、見る必要がある人たちはどういう開示をするのが最も適切かということも考えなければいけません。そういう意味で、経済界の方々、余り何でもかんでもディスクローズさせることはかえつて活力を減殺すると言われているのですが、そういうことがあつては困りますけれども、しかし、やはり開示すべきものは開示させるという方向で今後の営業報告書の記載事項を法務省令の上でも詰める必要があるのではないかと、こういうふう

○鍛冶委員 試案との比較で考えるから、ディスクロージャーの点で後退をしたというふうには私どもひよつとしたら考えるのかもわかりませんが、現行法との絡みの中でも、やはりディスクロージャーの強化の方向に若干逆行するのではないかと、具体的な感じの部面もございします。といひますのは、具体的に申し上げますと、これも前に私ち

か。そういつときに、単に余り内訳が明らかでなく、総額だけ示すということで目的を達するのかわりな問題もあるかと思ひます。こういうのは細かく細かくいふと、見る人が見ればわかるということもあると思ひますけれども、やはりこれはディスクローズを受けることによって、会社法の問題として、その利益を受けるという、見る必要がある人たちはどういう開示をするのが最も適切かということも考えなければいけません。そういう意味で、経済界の方々、余り何でもかんでもディスクローズさせることはかえつて活力を減殺すると言われているのですが、そういうことがあつては困りますけれども、しかし、やはり開示すべきものは開示させるという方向で今後の営業報告書の記載事項を法務省令の上でも詰める必要があるのではないかと、こういうふう

○鴻参考人 確かに改正試案の注記に、いま御指摘のありましたような会社が無償でした金銭等財産上の利益の供与総額というのが挙がつておるわけですが、こういう問題を営業報告書から何らかの形でディスクローズさせる必要があるということは、私も全く同様に考へておるわけでございます。

か。そういつときに、単に余り内訳が明らかでなく、総額だけ示すということで目的を達するのかわりな問題もあるかと思ひます。こういうのは細かく細かくいふと、見る人が見ればわかるということもあると思ひますけれども、やはりこれはディスクローズを受けることによって、会社法の問題として、その利益を受けるという、見る必要がある人たちはどういう開示をするのが最も適切かということも考えなければいけません。そういう意味で、経済界の方々、余り何でもかんでもディスクローズさせることはかえつて活力を減殺すると言われているのですが、そういうことがあつては困りますけれども、しかし、やはり開示すべきものは開示させるという方向で今後の営業報告書の記載事項を法務省令の上でも詰める必要があるのではないかと、こういうふう

書等も含めて逆行しているのではないかと、即断はできませんが、そういう感じがあるわけですが、こういう点についてどういふふうにお考えでしょうか。河本先生にお伺いしたいと思ひます。

○河本参考人 この点につきまして、学者の中にも先生と同じような意見を持つてゐる人もございします。ただ、これは二面ございまして、一つは、取締役会で十分の審議をさせて、できるだけ詳しいものを取締役会議事録に書かせる、そのためには余り素っ裸で、議事録がいつでも目的も全然示さずに見せられるというのでは、逆に十分なることを書かなくては、十分なことを書かなくては、うことは結局十分な審議をしなくては、こういうことを考へて、ある程度の制限をかけよう、こうしたのでございします。

それとも一つは、これはそういう意味では、確かに形の上では制限がありますが、また、本當にこういう関係の実務を担当してゐる株式課の人たちに聞きますと、逆にこれは会社としてはそれほどありがたいことはないといふふうにいひますね。といひますのは、裁判所へ行きまして見せてくれと言つて、裁判所は正当な理由があればちゃんと命令を出しますので、そうしますと、会社の方では有無を言はず見せることになる。いままでだったら、何かごたごたとやるわけですが、そういうことができなくなる。そういう意味ではこれは実は実務界が望んでおつたものではないといふことを言う者もありまして、私は、その両方、プラス・マイナスで考へてみると、どちらかといふと、そうディスクロージャーの制約ということにはなつてないのではないかと、いふふう

○鍛冶委員 いま株主の権限の問題もちょっと出てまいりましたので、それに関連して御質問申し上げますが、単位株制度、これは先ほどからも議論にございしましたが、少数株主の権利侵害といふことになるのではないかと、思ふわけですが、この点について再度河本先生にお願いいたしたいのです。

る今度の改正法律案が少しでも早く成立、実現するということを願っているわけでございます。

○河本参考人 モラルの問題と申しますのは、法律との関係で考えますと、法律にこういう禁止規定あるいはこうしなさいという命令規定ができて、それに違反した場合にこういう民事責任、こういう刑事責任を負いますよ、こういうことになって、そこでこれは先生えらいこっちゃというのでこうせにやいかぬ、こういう形でしか法はモラルの向上に力を注がないと思えますね。ただ、何も法律をつくらずにしつかりやりなさいと言っているのでは、これは法律のやることではございせんので、それで今度の場合なんかでも、私も大阪で、たとえば監査役さんのプライベートな法律相談を受けることが月に一遍ありますが、やはり非常に気にしておりますね。たとえば先ほどの総会に対する考え方、実はうちにはこういうのがありますというのを全部あげすにさらけ出されて、どうしたらよろしいか、そういうふうなところを見ましても、やはり相当真剣に考えてきているようになっておる、そのぐらいい今度は具体的な法律に大分近づいておるのじゃないかというふうにも私は考えておる。そういう意味で、モラルの向上に大いに役に立つのではないかと考えております。

○鍛冶委員 質疑を終わります。大変どうもありがとうございました。

○高島委員長 岡田正勝君。

○岡田正委員 両先生には長時間にわたりまして貴重な御意見、ありがとうございます。三十分ほど御意見をいただきたいと思ひます。

まず第一に伺いたいのは、監査役の地位が今度は非常に強化された、まことに結構なことだということでありますが、その中でごく微細な点をちよっとお伺いしてみたいと思うのであります。特例法の十八条におきましては「二人以上」、こういうことに相なっております。なお、至るところに——至るところと言つてはわかりませんが、三条、六条、六条の四などに、監査役は過半

数の同意をもって、こういうふうになっております。ところで、二人以上となつておれば、会社の経費の都合もありましようから、ほとんどが二人、こういうようなことをとるのではないかと思うのであります。その場合、一人が意見を言ひましてそれを提案いたしましても、一人が反対な過半数にはなり得ません。これは組織上でも議会においてもそうでありますが、一人が賛成、一人が反対では過半数という意見は出てこないという問題がありますが、こういう点につきましては先生どういふふうにお考えでございませうか。やはり三名以上置くものと見ていらっしゃるわけでありましようか。両先生から……

○鴻参考人 大会社は現在でも監査役を二人以上置いていてところが多いのじゃないかと思ひますが、今度の改正法律案のようにその監査役が複数あることから、どうでなければならぬというような法の規制を、監査役一般の権限は別ですけれども、そういう規制がございせん。それから、しかるべく法に反しない範囲ではいろんな面で監査を行へたわけでございしますが、今度二人以上というふうに書いてそれで過半数ということを要求したときに、監査の同意ということが法律で要求される場合に、二人では困ることが出てくるかどうかということになるわけですが、おっしゃるような過半数は得られないということは、その同意が得られない、これは一人の場合で監査役の同意を要求したときに得られないと同じことになるわけでございます。

問題は、二人だといわば可否同数みたいなもので、動きがとれないというふうなことになる不都合が予想できるから、三人以上置くということになるかどうかという点になります。これはやはり会社の判断でそこは決めていくほかはない問題ではないか。もし二人にしておつたときに二人の同意が得られないときには、法律の要求している監査役の同意が得られないという状態になるほかはない。それは当該会社のリスクでそういう意見の合わない監査役を二人置いておいたということと

ろから出てくる問題ではなからうかというふうに思ひます。特に御質問にあるいはなかったことかもしれませんが、常勤の監査役の問題がさらにそれに絡んでくるという問題もあらうかと思ひますけれども、この辺も御質問の範囲外でございしますので、触れないことにいたします。

私の考えは以上でございします。

○河本参考人 解釈をいたしましては、鴻先生の言ひおっしゃつたとおりでございまして、それ以上私がつけ加えることはございせん。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

それでは次に伺ひさせていただきますが、二百九十四条ノ二に、無償の利益供与の禁止ということと、今度の改正の目玉の一つであります総会屋の防止対策ということになっておるのであります。これで実際に総会屋対策がなれりと両先生はお思ひでしやうか、ちよっと伺ひたいのであります。

○河本参考人 なれりとおっしゃいますと、なる面もあるし、ならぬ面もございします。といひますのは、これはやはり適用の範囲が限定がございします。たとえば「何人二対シテモ」とはなつておりますが、「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」ということがございします。たとえば、いま総会屋が動いておる方向として、もういっそ株式は手放して、もっぱら雑誌屋だとか新聞屋だとかそういうものになる、それから出版部数をふやしてどんどん会社を買つてもらう、むしろ株主になるぞと云うておどかして金をもらう、だから株主になつてくれるなど云うてこう逆に金を出すという、そういうものもこの「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」だということに解釈できますれば、これはひつかり考えますけれども、やはり総会屋もいろいろなことを考えてはまらぬ。ことに刑罰規定になつてきまうと、また解釈が厳重になりますから、当たらないものも出てくるかも知れぬと思ひます。

う者に金を渡していくというのは、この条文で、先生御指摘の二百九十四条ノ二と、それから四百九十七条の刑罰規定とをあわせ使ひますと相当効果はありますし、そしてまた、私どもも実務家から聞きます話では、皆相当真剣にこれの適用を考えておると思ひます。

だから効果はあると思ひますが、ただ、いま言ひましたように、抜けていくやつ、それをどういう形で追つかけるか、これはちよっと商法のプロパーの範囲からは超えていくんじゃないかという気がいたしますので、その点はどうしても、先ほど来ほかの先生の御質問に答えましたように、そういう無償供与の開示制度というふうなものなんかをできれば採用していただければと、こういう希望を先ほど述べたわけでございします。

○鴻参考人 私も、二百九十四条ノ二並びにその関連の規定で総会屋の跳梁を抑えるということについて、万全だとは必ずしも思つておりませんが、また河本参考人も触れられましたように、刑事罰の問題になりますと、条文の文言というものを、罪刑法定主義で非常に厳格な運用にならざるを得ないという面もあるかと思ひます。そういう点で、要はこの新しい条文の運用にもかかわつてくるかと思ひますけれども、二百九十四条ノ二の規定は、民事事に關する限りはかなりよくできている、これ以上はちよっとこの段階では考えられない規定ではないか。あとは、河本参考人も触れられましたように、これらの規定とディスクロージャーの問題を適切に結びつけて、そういう面からも総会屋のばつこを抑えられるような法制を整備していくということが必要なのではないかというふうな考えでございします。

○岡田(正)委員 そこで、いまの四百九十七条の罰則、この関係もありまして、相当業界においては、これはずいぶんシビアになつてくるぞという効果もないことはない、こういうふうな先生方は見ていらつしやるようでございしますが、こゝでちよっと私不思議に思ひますのは、改正試案の中ですかにありました四百九十四条ですね。昭和十三

年に貴族院におきまして、「請託」という文字の上に「不正ノ」というのをわざわざ修正をして書き入れましたね。これが今日まで残っておりまして、この文字が大変捜査上困難を強い状態になっている。だから、この「不正ノ」という字だけのはけたらどうかということは、各界からも声が大きかったです、改正試案にも事実上出ておったわけでありまして、今回はどうということか、そのまま「不正ノ請託」という言葉はそのとおり残っているわけです。こういうものを残すということは、四百九十七条を新設したんだからいいじゃないかと言われども、余りにもパンチが小さ過ぎるというふうに私は思うのです。

それで、先生方といましては、この試案の中で出ておりました「不正ノ」というのを除くべきだというのが除かれなくて、このまま残ったというところについてどういう御感想をお持ちか、両先生の御感想をお聞かせいただければありがたいと思うのです。

○鴻参考人 この四百九十四条の問題について、私もほかの方の質問の中でちょっと言及したところですけども、総会屋の活動を抑えるという面からは、やはりこの条文の「不正ノ」という字を取った方がより一層強力であったのではないかとこのように思います。

四百九十七条の二の方に、民事の二百九十四条ノ二の規定、これを受けた形で、ともかく別の罰則規定というものが設けられていることで、場合によっては、この運用でその点はカバーされ得ることもあり得るかと思っておりますけれども、しかし、罰則規定は、まさに岡田さんの御指摘のように、四百九十四条についてそういう経緯もこれまでございましたので、同じような運用上の問題というものが残らないかということを私としては気にしておるわけですが、運用としてはそうならないことを希望いたしておるわけでございます。

○河本参考人 私も、実は先生と同じような感じを持ちました。四百九十四条も「不正」を取り、

そしてまた四百九十七条に当たるものも残されるのであらうと実は思っておったのですが、そうならなかった。

しかしまた、考えてみますと、実は、四百九十七条のような刑罰規定が置かれることにつきましては、やはり刑事局等々でも最初から難色があったんだということも私も聞いておりました。そこで、実は四百九十七条を見たときに、よくここまで広範な刑罰規定がつけられた、そういう感じを私は四百九十七条から受けまして、その途端に、四百九十四条の「不正」がそのまま残ったことの不満がなくなったような、そういうようなこととでございます。

○岡田(正)委員 先ほど来もお話が出ておりましたが、株を放手して、総会屋さんという職業があるかどうか知りませんが、一応俗称の総会屋である、あるいは雑誌屋をやる、あるいは新聞屋をやる、あるいは絵を持ち込むというふうなことで、あの手の手、無償ではない、とにかく反対給付があるんだというところで、このもぐっていきやつをどうやってとめたいのか、とめる方法というのは全くないのか、学者の先生方がお考えになりましてもお手上げかどうか、この点をぜひひとつこの際伺っておきたいと思うのです。

それからもう一つは、四百九十七条の罰則規定ができたからまあ多少は救われたよということになるのでありますが、この四百九十七条というものが、これがまた私から思えばちょっと難があるのじゃないかなと思っております、渡した方も受けた方も両方が同罪、こういうことになるものですか、結局は見えないところ見えないところへ隠されていくのではないかと、なかなか容易に出てこぬようになってしまいはせぬか、これを心配しておるのでありますが、その点はいかがでございますでしょうか、両先生の御意見を願いたいと思います。

○河本参考人 確かに幾ら民事責任を科し、刑事責任を科しましても、それが出てこないことには

どうにもなりません。そこで、繰返し申し上げますが、私どもは、やはりある客観的な基準でデイスクローズさせていくという、そういうものを考えたのです。それが、将来の省令の問題は別といたしまして、現在出ておりますところを見ますと、二百八十一条ノ三のところに、これは従来からもある条文でございますが、監査報告書に会社の取締役に違法な重大な事実があったときはそのことを書く、これが実は先ほど来先生御指摘の二百九十四条ノ二ができましたり、それから四百九十七条ができました、総会屋に金をやることは非常に商法が力を入れて抑えておることなのだ、こういうことがはつきりいたしますと、監査役としてはその点を十分監査するといふことが大きな職責になってくるだろうと思ひます、また、それで非常にやりやすくなると思ひます。

従来のようにしたら、一体あれが犯罪になるのか、あるいはいかぬのか、それさえも一つはつきりいたしません。だから、それがはつきりしたんだということになりますと、それがあつかないかを調べられる。しかも、監査役は自分で直接担当のたとえば秘書課とかへ行つてそれを調べることができ、報告させることができる。こういう点を使いますと、これは一種のディスクロージャーでございまして、先ほどおっしゃった出てこないものをどうするかという点を制度的にはカバーしておるのじゃないか。

ただ、それじゃいまの監査役がそれができるかどうかという問題が実は一番基本にございまして、つまり、そこまで首を突っ込んだら、彼は二年でちょんじやないかという最も基本的な問題がございまして、これをどうしてくれるのだと言われると、もう私どもも返答に窮します。

そこで、もう一つそれを何とかしてほしいのは、外部から入っている公認会計士ということになりますのですが、これはそういう意味ではまだ監査役よりは独立性は強いのだらうと思ひますが、ですが、もうそこまでが限度でありまして、これ以上の自主監査ということでは、現在の体制のもの

とではまだ不可能ではないか、私はこういうふう

に思っております。

○鴻参考人 総会屋が雑誌社等にかわつて、実際会社から従来と同じように財産上の利益を受けるようなことをどうやってうまく抑えるかということですが、総会屋がほかの職業につくということでは憲法で保障されているわけで、いかんともし得ないことで、このこと自身をけしからぬとか何とか言うことは、憲法の精神を忘れたということになるであらうと思いますが、だからといって、そういう雑誌社をしてる者であっても、従来の総会屋が会社から不正の利益を受け取つておるようなことと同じようなことをやれば、やはりこれは二百九十四条ノ二の二項の解釈の問題にかかわつてくることであつて、判断はむしろはなるが、できないという問題ではないのじゃないだろうかというふうには私は考えておるわけでございます。

しかし、どうやってそういう問題を明るみに出すか、行われぬようにするうまい方法はないかという点になると、これはやはりいろいろな方法の併用以外にはないのではないかと、今度の改正法律案は、とにかくその基本をなすような条文をこしらえ、それを民事、刑事の両面にわたつて整備したわけですが、なおそれに関連して、河本参考人も言われましたように、こういう規定ができたことによって監査役による監査という問題もやりやすくなるという面がございまして、さらに、最終どういふ形になるかはこれからの問題かもしれないが、ディスクロージャーの方で何らかの形でこの面を開示制度に結びつけるということと相まって、私はある程度以上の効果を持つてゐるのではないかとこのように考えているわけでございます。

○岡田(正)委員 ありがたうございました。

そこで、いま一点お伺いいたしますのは、最近それから前にも問題になったことがありますが、常にわれわれがニュースを見て腹立たしく思ひます大きな事件の中に、たとえば大光相互銀行事件

あるいはつい先々月ですかありました北海道の岩沢グループ事件、いずれも三百五十億とか七百億とかいような非常に大きな債務を生じまして、倒産というふうなことになるっております。これは突き詰めたところ、いわゆる簿外債務という問題がいろいろあるところになってしまつておるの、そのために、そこへ勤務しておつた従業員が、うちの会社はりっぱな会社だと思ひ込んでおりましたのに、ある日突然ぱつとその会社がなくなつてしまふ、それで大ぜいの従業員、家族が路頭に迷うという惨事がちよちよ出てくるわけですから、こういうものがなぜ防げないのだからかという素朴な疑問があるのです。

それで、今度の改正試案の中でも、私の聞き及んだところでは、簿外の債務というふうなものもやはり入れるべきだという御意見もあつたかのように聞いておるのです。これは私の聞き違いかも知れませんが、こういう簿外の債務という、最近起きておる大きな悲劇的な事件を防ぐための措置というのが今回の法改正の中でとれるものかどうか、この点先生方の御意見を——ちよつと時間がありませんので、まことに恐縮であります、河本先生の方からお伺いをさせていただきますかと思ひます。

○河本参考人 いま先生のおっしゃいました簿外債務というのは、簿外保証債務ですか。(岡田(正)委員「保証債務です」と呼ぶ)これは実は部会でも出たことがございましたのですが、余り深く議論せずじまいで、特に上がってはおりました。そんなので、私も詳しく部会で考えたこともございませぬし、結局は取り上げなかつたいきさつも十分に知りませんのですが、ある程度現在でも本当に中身の無いもの、つまり、繰返り債務がほとんど立たないようなものの場合には、解釈上も乗せなければならぬというふうにも解釈できますし、特にそこを法律で決めなければならぬこともないということじゃなかつたかと思ひます。

それから、ああいうことが起こりますのを見ま

すとき挫折感を感じるというのは私もこそそうございまして、何のために商法をやつておるのか、あるいはこういう法律改正を一生懸命やつておるのかということを絶えず思ふわけでございます。しかしまた、大阪の大証信なんかでは、やはり取締役全部相手にして債権者からの六千万円ほどの民事責任の追及が起つております。そのほか、最近はいくつか事件が起りますと、数は少ないのですが、株主からの責任追及が始まつておりますし、そういうものが単なるモラルではなくて、本当にえらい目に遭つて、そういうことでもあります。ただ、だめだ、やつてもだめだと言ふばかりではなくて、少しでも努力をすることが大事ではないか、その効果は少しずつでも出てきておるのではないか、こういうふうには思ひつております。

○岡田(正)委員 鴻先生の御意見も聞きたいのでありますが、時間が無いものですから、まことに恐縮であります。

それでは、最後の質問に入らせていただきますが、私、今度の商法改正で、この委員会の審査を通じまして何回となく意見を申し上げてきたところでありまして、鴻先生も、この単位株制度の採択というのは非常に前進である、非常に高く評価していらつしやいますね。ところが、単位株制度の評価というのはいいのですけれども、大会社にとつてはいい制度ではありましようけれども、さつきから言われております大中小の会社ということで言いますと、中小の会社の皆さんというのは、百分の一以上、三百株以上の株券を有する株主から提案権がありますから、総会の議題を提案されたらこれを通知書に載せなきゃならぬ。そういふ中に、たとえば総会屋が苦しいに今度は中小会社がえさだというのでそつちへ目がけて行く、と言へば、目がけて行くだけの余地が残つておるのです。

いま物すごいたくさんある会社がある。それでこういう三百株ぐらゐのが、何人寄つてもいいわけでありまして、一人でなくてもいいわけであり

ますから、簡単に寄せられる。そしてあるいは委任ができる。そういうところでひとついやがらせをやつてやろうというので、会社解散に関する件あるいは取締役社長解任に関する件などといううなことを突如として提案をいたしますと、これはどうしても株主総会の通知状に印刷せなきゃならぬ。印刷するといふことは、だれが見るかわかりませんから、会社のイメージダウンにつながる。これは大変といふのでそれを取り下げてもらおうと思へば、何ばか金を積まなければ言うことは聞いてくれぬだろうといふことは想像にかたくないですね。

ということになりますと、そんなにやな目に遭うのだつたら、ついでのことには定款を改正して単位株制度の会社になればいいじゃないか、そういう余地があるのです。定款を改正してその単位株制度になりましたら、今度は単位未滿株が出てきます。小さい会社になればなるほど単位未滿株という数は、大会社とは比較にならぬくらい出てくるはずですね。大会社ではおよそ一％もないだろうと言われておりますけれども、中小会社になつたら、下手をすると半数くらいもあるかも知れぬ、こういう状態です。

この単位未滿株が出ると、今度はその買い取り請求権がありますから、それに應じなければいけません。それに應じようといふと、上場された株ではありませんから、時価評価のしようがありません。ということになるので、上場された株ではありませんから、時価評価のしようがありません。裁判所でこの評価を決めるとなりまして、御承知のとおり税法で決まっております相続財産の評価といふので資産評価をされて、一株で割り当てられてありますから、現に広島県でもあつた例であります、つい五年ほど前に、一株五十円の株券が二万六千円に裁判所で評価されまして、その会社が危うく倒産しかけたことがあるのであります。

そういう問題がありますから、この単位株制度をとると未滿株の買い取り請求がある。買い取り請求に応じたら、五十円の株券を二万六千円で会

社が買い取つたものをまた二万六千円で——五十円の額のままで二万六千円で買うばかりはおきませんね。配当は一割あつても五円しかないわけですから、二万六千円で買つても五円しかない。そんなあほなことに金使う人はいりません。ということになれば、当然自社株として抱え込まなければいけません。抱え込むといふことは資金枯渇に通ずるわけですね。そうすると、次第に運転がでなくなつてぱたぱたといふ可能性が非常に多く残されるので、これは大変、もう一遍定款を変えてもとの中小会社に戻りましてしようといふのは、法律ではいけませんと新法では規定してある。ということになれば、進むこともならず、退くこともならず、まさに王手飛車という状態になるわけでありまして。

大会社は、いわゆる三百単位以上の株主でない提案権がないわけですから、株券で言つたら、五十円の株券なら三十万株ですから相当なものです。千五百万円の株を持つておる人でない提案権がないわけですから、まあおよそ常識的なことをなさるでしょう。非常識なことはなさらぬでしょう。それから、未滿株の買い取り請求があつても、いま調べておるところでは大体〇・八％ぐらゐしか買い取り請求の要求はなからうという状態でありまして、これも問題はない。時価評価も毎日出ている。それをそのまま時価で買い取りましても、その日のうちに兜町に回せばそれでさばける、こういうことになるのですから、大会社は痛くもかゆくもない。それから無償交付をするにしても、株式分割をするにしても、一単位株は今度は千株と読みかえができるようになっておりますから、実際には一単位株五万円でありますしても、無償交付するときだつて、株式分割するときだつて、一額面が五十円で大会社はできるわけですね。

ところが、中小会社になりますと、今度は、新しく無償交付あるいは株式分割しようと思つたら、もう、一つの単位が純資産に評価しまして五万円では足りない。ということになれば、

ます舞が舞えなくなることになってくるわけで、今回の法律改正というのは案外落とし穴があります。落とし穴と言つてはいけません、見落としがありまして、大会社のことだけをオンリーに考えた商法改正ではないだろうか、中小会社のことをさっぱり忘れていたのじゃないか、あるいは大会社だけが株式会社であつて、それで中小会社というのは有限会社になりなさいということをお奨励する法律ではないかというふうにする、実はちよびりひがんで考えておるのではありませんが、両先生の御意見はいかがでございますか。

○鴻参考人 岡田さんの御質問の問題の所在は、単位株と株主提案権とのつながりの問題のようにお聞きしたのですが、私、単位株制度について評価はしておりますが、高い評価というよりも、これ以上の名案がこの際ないという意味で評価しておるわけでございます。

それから、株主提案権の方については、私は、株主総会形骸化というものを少しでも改めるというところで、株主に積極的な総会への参加をしてもらうあるいは参加意識を少なくとも持ち得るような、そういう方法の一つとしてそれなりに評価していい制度ではないかというふうに考えておりますが、率直に申し上げて、私も商法部会の中でその株主提案権の問題を審議しておりましたときに、ほかの人がどうであつたかということとは私の推測以上には出ませんが、私自身、頭の中には大会社を考えて、それで持ち株要件等をどうすべきかというような点も審議に参加しておつたように記憶しているわけでございます。

そこで、この問題を中小会社に当てはめたときにどういふ問題が出てくるかという点について例を挙げられて、これは実際の例か、岡田さんがおまとめになられた例か、私存じ上げませんが、そういう例に即してこの問題を考えたときにどうかということですが、確かに、会社経営に伴つて株主からのいやがらせという問題がいろいろあるところであることは確かでございます。株主

提案権の制度というものは、これが乱用されると確かに困るということは、もう中小に限らず大会社でも同じことでありますけれども、大会社にあっては、この持ち株の保有要件によつて事実上そういういやがらせ的な権利の行使が少なからうということができるのに対して、中小の場合にはその持ち株の要件からするとそういう機会が確かに多いのかもしれないという気はいたします。しかし、この提案権自身は、受けて立てば何でもない問題でもあるのです。そこで、こういう制度が入るときには、これは中小の会社のみならず大会社の方も、経営者としての頭の切りかえも法律は同時に予定しているのではないかと思います。しかし、中小の経営者に直ちにこういう提案権との関連について頭の切りかえをしろなんというのは、大会社の経営者、関係者に対するよりも一層むずかしい問題があるかと思ひますから、いま御指摘のような問題を伺ひますと、どうすれば乱用も防げ、かつ株主提案権という制度が持っているいいところも生かせるような形で法律となし得るのかということを私も考えてみたいと思ひます。

○河本参考人 いまの先生の提案権と無償交付と単位株制度の問題でございますが、最初に挙げられました提案権の問題、先生の数字が、実は私個人的に事件で広島のある酒会社の鑑定書を書いたこともございまして、その数字とびつたり合つておりまして、名前は申し上げませんが、あるいは同じ会社かもしれないのです。それを頭に置きながら、この問題をどう考えたいか、ちよつと考えてみたいと思ひます。

この会社は、資本金が五百万円ぐらいなのに非常に大きな売り上げのある東京でも有名な酒屋なんです。ここでは、もちろん非上場株であります。が、実は譲渡制限をつけておりまして、問題が起きましたのはそのうちの一部の株主で、おやじが死んで子供が相続したために、会社に対する愛着心がなくなつて、あるうるさい人に売つた。会社はもちろん、譲渡制限がついておりますから、

その名義書きかえには応じない。そこで、裁判所へその値段の決定を申し立てて、裁判所はようもつかつていふ会社だからというので二万五千円とつけて、それを会社自身は買ひ取れませんが、から取締役が買ひ取ることにしたのです。これは高過ぎるのぢやとまけてくれ、それで安い鑑定書書いてくれ、こういうことで関係したのです。

ただ、先生、この場合は譲渡制限しておりますので、いまの株主であれば提案権を使つてくるといふのは入つてこないわけでございます。今度のは、株主に入られたら提案権を使うような人でしたが、これは譲渡制限してあるので、その名義書きかえを認めず、結局ほかの取締役が買ひ取りましたからもう片づいたわけです。あの会社はそれでも二、三百人株主がおるのですが、その中でだれかがまさに一株五十円で三百株集まつて提案権行使するというなら、ばくはあの会社ならやらしいのぢやないかと思ひます。増資でもしてあるいは無償でもしちよつと株主に報いたらいのぢやないかと私自身は思ひますので、先生のお考えの会社と私の思つておりますのは同じかもしれないませんが、ああいうのを考えますと、三百株持つておれば結局六百万円ですから、やつてもいいのではないかと思ひます。

もう一つ、実はこれは大阪でも問題になりましたが、それまでは上場してありましたが、公害が大問題になつてきて、結局会社の内容が悪くなつて非上場になつてしまつた。しかし、株主は相当おるわけです。譲渡制限しておりますし、株価は安うございまして、ところが、こういうところで三百株といひましたら、たちどころに集まります。そして、そういうところは提案権の中心になるようなものはたくさん持つておるわけです。総会屋ところか社会派の株主だつてほとんど使つてくる。その場合に会社はというと、まさに一株五十円で三百株、これで提案権を受け入れなければならぬ。これはえらいことだ、アンバランスじゃないか、こういうことは確かに実務界でも大阪あたりでは私どもにも言われます。

それは一発でとにかく五万円に上げたいじゃないか。そういう場合、上場してありませんから一遍に引き上げることにそれほど手続に困難もございませぬし、また、本来この法律は、できるならば最初から千を一株に併合して五万円に上げたのだけれども、上場会社でたくさん株主が持つて株が流通しておるときは無理だから、ちよつと何年かかけていこうか、こういうことですか、その心配がなければ一遍に五万円に上げなさい。先生おっしゃる通りに、単位株をとつたらこれは大変です。死ぬ思いをしなければならぬ。毎日買ひ取り請求をやられますから。値段はついていないわけですが、だから私は、それはどうだ、五万円に一遍に上げなさい、そう困難はないはずだ。無償交付も、五万円のものにつきましたので、企業金融の面でも心配ないのではなからうかと私は思つておりますので、そういうふうな私自身も話をしたい、こうか、こう思つております。

○岡田(正)委員 大変貴重な御意見、どうもありがとうございます。

○高島委員長 林百郎君。

○林(百)委員 最初にお二人の先生がお話しになりましたように、今度の商法、会社法の改正の基は、ロッキード事件その他の会社の社会的な指弾を受けるような問題が起きて、それをどうのうに規制するかということから出ていると思うのです。それについて、衆議院では、会社の社会的責任を明確にするように改正すること、参議院では、企業の社会的責任を全うすることができるよう株主総会及び取締役制度等の改革を行う、いづれにしても、企業の社会的責任というものが衆参両院で議決されているわけなんです。

法務省民事局からの「会社法改正に関する問題点」、これは先生方に御諮問のときに参考として提出されたと思ひますが、これを見ますと、「企業の社会的責任」というので、「いわゆる企業の社会的責任に関する論議の一環として、株式会社

法においてもこの問題をとり入れて法改正をすべきであるとする意見があるが、株式会社法の体系において、この問題をどのように取り扱うのが相当か。この点に關し」と言つて、たとえば一つの方法としては「株式会社法中に、会社の社会的責任に關する一般的な規定として、取締役に対し社会的責任に對して行動すべき義務を課する明文の規定を設けること等を検討すべきであるとする意見があるが、どうか。」ということ、一方では、「企業の社会的責任については、これに關する一般的な規定を設けるということよりも、むしろ現在の株式会社法の個々の制度の改善を図り、これを通じて、企業が社会的責任を果たすことを期待する」という方向で検討すべきであるとする意見があるが、どうか。」両先生の御意見をお聞きしておりますが、この後者の方に御意見が一致しているようなんですが、私はその点について問題を提起したいと思うのです。

これももう學者の先生方の中で十分論議されたと思いますが、たとえば民法では、一条に、「私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ」「權利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ為スコトヲ要ス」「權利ノ濫用ハ之ヲ許サス」、それから「法律行為」のところ、で、「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」、民法にはこういう一般的な規定があるわけなんです。法人擬制説もあることは、私が言うまでもなく先生方御存じだと思います。

いま企業は非常に大企業に集中化されてまいりまして、たとえば牛乳の問題一つをとつてみても、明治、森永、雪印三社で日本の牛乳の大部分を支配する、ビール一つをとつてみても、麒麟とサッポロとサントリーですか、それらに集中している。鉄鋼で言うと新日本製鉄が西ドイツの鉄鋼の生産と同じくらいの生産をしている。企業が企業として利潤を追求するだけの存在ではなくして、われわれの社会生活に非常に重要な影響、場合によっては国の政治、経済、財政にも決定的な影響を及ぼすわけなんです。

こういうときにロッキード事件だとかKDDだとか、ああいう社会的な指弾を受けるような問題が続々と起きてくる。そういうときに機構の内部的な手直しだけでいいのか、社会的に重大な責任を負っているということを自覚させるような一般的な規定を設けることが必要ではないかと私は考えるわけなんです。この点、先生方の審議会の論議でどのように論議されてこういう結論になったのか。もちろん民事局の参事官の意見の中にも、株式会社法の個々の制度の改善を図ることによって企業の社会的責任を達するようにしたいという意見がありますから、それぞれの先生方の御意見が分かれたとは思いますが、その間の経緯を明らかにさせていただきたいと思ひますので、両先生にこの点をお聞きしたいと思います。

○鴻参考人 今度の会社法改正問題の検討の過程の中で企業の社会的責任、会社の社会的責任の問題の地位づけというのは、いま林さんから詳しくお話しのあったとおりだと私も受けとめております。河本参考人もあるいは同じ意見かと思ひますが、私自身商法部会の審議に参加しておりまして、一般的に会社の社会的責任の問題を取り上げました段階では、最初にその問題を検討するよりも、いま林さんが民事局の考えとして言及されましたような取り組み方、すなわち株式会社法の個々の制度の改善を通じて会社が社会的責任というものを果たし得るような制度をつくり上げることをまず検討対象として審議するのがいいという方向での意見を述べたように記憶しておるわけでございます。また、私の記憶しているところでは、当時その審議に参加しておった者の大部分は、そういう取り組み方をしておったかと思ひます。

しかし、私自身も、この会社の社会的責任の問題は、国会の両法務委員会の附帯決議にあるように、今日の会社法の中できわめて重要な問題であるので、審議を開始した最初の段階で結論を出すというような簡単な問題ではないと考えておりますので、会社法全面改正の全部の締めくくりのときには、結論はどうなるにせよ、正面からこの問

題に對して意見も聞かし、林さんのようなお考えがこの際どうしても必要だという御意見の方もあつかひせませんし、あるいは私も今後考え直すこともあるかもしれません。

ただ、会社の社会的責任というのは、法律、規定の外ですと会社にそのういふ社会的責任があることは確かなのでありすけれども、いまの会社法の中に卒然とそういう規定を入れたときに、せっかくある会社法の他の規定の解釈といひましようか理解といふものの基準が失われることにならないうかという点の心配もありまして、一般的規定をもし置くとしたら、文言の上でも工夫といふか、相当慎重な対応が必要ではないだろうかというふうには私としては考えておりました。会社法全面改正の作業を今後続けるとして、当初予定したものが一段落するような段階においては、どうして避けては通れない問題ではないかと受けとめておるわけでございます。

○河本参考人 いま鴻参考人が申し上げられたことそのことは、そのまま繰り返してお答えにさせていただきます。それに対して少し補強させていただきますと、私自身は、どちらかといひますと、こういう条文にむしろある程度危険を感じております。それは先生御承知のように、ドイツ株式法がナチスの時代にいわゆる社会的責任に關する条文を置きまして、特に会社の経営者は、むしろ株主という言葉が抜けて、国家あるいは従業員との共同の利益のために会社を指揮しなければならぬといふ、これは戦後落ちたわけですが、われわれがドイツの有名な學者を呼びましたときに、実は先生のその本の中に、この条文は国家社会主義の精神をあらわしたもので、私はそういう意味でこれに反対だった、そう書いてあるのです。そこで、なるほど文章がそういうように抽象的でありますだけに、どのような政府ができてその都合のよいように使われる。ところが、しばらくしてからまたもう一度先生を呼びましたら、今度は、先生、いまでもあの条文はナチスの精神

のあらわれだと思ひになつておりますか、こう聞くと、いや、私はいまならあの本にそう書かんだ、ちよつと考えを変えた、こう言われるのです。といひますのは、ドイツが、これは共同決定等々の問題もあるでしょうが、やはり政治状態が変わつてくるとこの条文が必要だ、こう言ひ出す。これはイギリスでもそうであります。労働党のときの法案にはそんなものが出てみたり、サッチャーになると引つ込んでみたり、つまり非常に抽象的な条文は時の政府の自由に使われるといふおそれがございます。

また、たとえばいまの日本の銀行が、国債を大量に買い込んだがために、評価の仕方によつては何百億という赤字が出ますが、これは一体株主にどう説明するのかというところ、これはお国のためだ、つまり社会的責任だ、こう言うよりほか仕方がないと思うのです。しかし、果たしてこれがいいかどうかということも考えなければなりません。

そこで考えますと、いま鴻参考人が言われましたように、置いてもそう弊害もないかもしれぬが、私には、どちらかといひますと、余り役に立たないで逆に勝手な使い方をされるというおそれがあるのではないかとこの懸念がございますので、いまのところまだこの制定には賛成いたしかねておる次第でございます。

○林(百)委員 どうもナチスの国家社会主義の法律まで援用されては、はなはだ私の本意に反するわけなんです。たとえばカルテルを結んでいく。あるいは石油ショックのとき、石油をわずかに三つか四つの会社が買い占めて、しかもそれを売り惜しんで、値段のつり上げを待つて消費者に高い石油を売りつけるのか、あるいは諸物資を隠してしまつとか、田中内閣のときなんか大企業が土地をどんどん買い占めて、いま宅地に非常に困つていて、このことは、大企業が土地を買い占めて持っているからなんです。そういう反社会的な行為がいまの制度でいけばできるわけなんです、大きな資本を持っていますから、そして資本が集中して

いますから。だから、そういうことに對して倫理的な規定を置く必要があるじゃないか。

民法では、先生のおっしゃるようなことを心配しなくても、ちゃんと「私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ」ということがあり、以下私が読んだようなことがあって、それがもう定着して、何らナチスの、何もヒトラーが化けて出るようなことはないわけなんです。やはり商法でも、鴻先生もおっしゃってありますけれども、基本的に、社会的に重要な責任を企業は持っているんだ、そこを自覚して商行為をしていかなければいけないじゃないかという自覚を促すことが必要じゃないか。

たとえば株主の問題を見ましても、もう法人が七〇％株を持っているのですよ。今度は一株を五万円にしまして、そうしますと一部上場会社の数、八百五十社でいまの株が一億八千万株なんですけれども、それが約三〇％、五百万人減るわけなんです。そういうように株主が整理されて大会社が、一部上場会社の株の所有比率が七〇％になり、個人はもう三〇％に減っているというときなんです。

だから先生方は、先生方と言っちゃ失礼ですが、少なくともいまの河本先生の御意見を聞いてみると、いま存在する株式会社をどのようにスムーズに運用していくかということが中心になっていますが、いまある株式会社をスムーズに運用していくというのは、もうその株の七〇％は法人が持っているのですよ。事実上は大株主なんです。しかも大株主が支配している大会社が日本の経済を支配しているのですよ。そうであればあるほど、その会社のあり方というのについて、河本先生も商法、ことに株式会社の法律を御勉強なさっていますから、将来の見通しとして、私の意見を出すと途端にナチスが飛び出してくるようなことではなくて、もう一度考えようということが必要じゃないでしょうか。どうでしょう。そんなとつてもない例を出さななくてくださいよ。

○河本参考人 これは実はとつてもない例ではございませんでありまして、つまり、りっぱな立

法例がございます。われわれ法律の制度をつくり出すときには、どういう社会体制のもとでどういう条文ができたか、それが戦後どうなっているか、そういうことをずっと追ひまして、その条文をつくるということがどういう機能を果たし、どういう利益をもたらすか、どういふ弊害をもたらすか、それを調べていくわけがございます。そうしますと、いま言いましたように生々しい事実があった、しかも、それは先ほど挙げましたように、ドイツの学者を呼んでよく最近に研究会をやった、そういうことがあったということを申し上げたわけがございます。

それから、先生のおっしゃいましたような反社会的行為、これは私ももう当然認めておりますし、それにつきましてはやはり個々の、たとえば独禁法でありますとかあるいは買い占めに関するその他の法律とか、個々の法律で押さえていけばいいわけであって、商法ではちょっと具体的なにはこれ確かにできません。そういう意味で、私も絶対にこういう条文を置くなと言っているわけではありませんであります。私個人としては、メリットよりもいささかそういういままでの歴史から見ますと危険の方があるのではないかと、こういふふうには思いましたので、きつく例を挙げまして申しわけございませんでした。

○林(目)委員 河本先生と私とここで論戦を交わしてはいけません、民事局からも意見が出ています。別々にはないのですよ。学者の間でも審議会でも論戦が交わされたのですよ。これは鴻先生がよく御存じだと思います。そして結局、とりあえず具体的なものをやっていたらいいじゃないか、根本的にやるといふことになると方々手直ししなければならぬということになつたわけなんです。先生も将来の構想として、いまある法人の社会的な責任を自覚させるようなことを株式会社の法の中にもうたう。それはいろいろの法令と関連してくるかもしれない。そういう法人のやった法律行為は無効になるとか、あるいは独禁法

に違反するような行為あるいは証券取引法に違反するような行為は無効になるとか、そういうことをやった取締役の民事的、刑事的責任だとかいろいろあると思ひますので、そういう点は将来お任せするにしても、やはり現実的にはそういう社会的な責任をもっと自覚させるような会社法の改正あるいはそういう条文をうたうことが必要ではないか、こういうように私考えて質問したわけですから、先生もどうぞ御了承願ひたいと思ひます。

そういう意味で、単位未満株の扱いですが、これはどなたか、これも河本先生のお話にあったかな、五十円くらいの株を持っているが、いまの大企業の中で物を言うとは取るに足らないと響くような御意見があったので、あるいはそうでなければ失礼ですが、しかし、いま五十円といふにしても、いまから五、六十年前は決まっていた五十円ではなかったわけですよ。そのころ五十円株でいまの資本主義的な原始的な蓄積がなされたわけなんです。そこから会社が成長していったような単位が軽くなるような時代にわたって、そこで商法を現実と変えなかなければならぬわけだ、そこで商法を現実と変えなかなければならぬわけだ、と、五十円の株主が吹けば飛ぶような株主だということ、その人が株を買った当時がいつか、たとえば明治時代、先生は御年輩でないから余り御存じないかも知れませんが、われわれの年輩なら、大正の初めに五十円あったら一月十分生活できたですよ。五十円以上の値があったのですよ。そういう株主の権利を、そんな五十円ばかりで何を言ふんだといつてこの共益権を奪ってしまうというところは、これはやはり慎重に考慮しなければならぬじゃないかと、田中誠二先生なんかもうそういう御主張をなさっているように漏れ聞いてます。

なぜ私がそう言うかという、いまのような、たとえば石油あるいは土地の買い占めをするという場合には、消費者の側で会社の株を一株二株買って、それで総会で、そういうことは消費者のためにならないから、会社が持っている石油を

全部解放してくれ、あるいは会社の持っている物資を解放してくれ、そういうことを言う監督権あるいは会社の管理権が小さい株主にもあるわけなんです。しかも、こうなってくると、ほとんど法人が七〇％を株を持っているという時代になりますと、そういう意見がむしろ聞かなければいけない意見かもしれないわけですね。そういう意味で、私はこの単位未満株の処置については考えるべきではないかというふうに思ひます。

あと時間があるから、まとめて御両人に御質問しますが、そういう問題と、株主総会に議題を出すことのできる株主というのは言うまでもなく百分の一以上に当たる株主または三百株ですが、しかし、株主総会の運営を見ますと、二百三十七条ノ三「取締役及監査役ハ総会ニ於テ株主ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコトヲ要ス但シ其ノ事項ガ會議ノ目的タル事項ニ関セザルトキ、説明ヲ為スコトニ因リ株主共同ノ利益ヲ著シク害スルトキ、説明ヲ為スコトニ付調査ヲ要スル」その他正当ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス」と、議題を要求してもその議題について取締役、監査役が説明しなくてもいいという事項があるわけですよ。これが相当広範囲に運営されれば、これはせつかくの株主の議題提案権が無くなってしまふのではないかと。それから、二百三十七条ノ四「議長ハ其ノ命ニ従ハザル者其ノ他ノ総会ノ秩序ヲ乱ス者ヲ退場セシムルコトヲ得」、もうめんどくさくならねば退場させることもできる。だから、各委員が株主総会の形骸化と言いますが、やはりこういうような点を心配しているのではないかと思ひますので、株主総会の形骸化については、やはりさらに慎重に御検討されることが必要ではないかというふうに思ひます。

それからもう一つ、時間がありませんから、私の用意してきた質問をまとめていたしますが、引当金は、たしか現行法よりは改正案の方が非常に規制をされてきていると思うのです。特定ノ支出又ハ損失二備フルタメノ引当金ハ其ノ營業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限

リ之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」これは二百八十七条ノ二です。

いま大会社で問題になっているのは膨大な社内保留があることで、これはもう釈迦に説法で、先生方御承知だと思うですね。一部上場会社だけでも二兆円近くの社内保留があると言われておりますが、これによって、たとえば貸し倒れ準備金あるいは退職引当金、輸出損害金というような現実には損害を生じてそれを埋めたもの以外は全部利益の方へ回さなければならぬということになりますか、それとも、それは会計法によって決まっているので、会計法によって決まっているものは貸借対照表の負債の部に計上することができるといふことになるのでしょうか。たとえば銀行などは、担保をとって貸し倒れ準備金を取っています。これは租税特別措置法などにも関係してきますから、商法だけでこの問題が解決するとは思いませんけれども、そういう膨大な社内保留をこれで十分規制できるとお考えになっているのかどうか。

その三つの点を両先生に御説明願って、私の質問を終わりたいと思います。

○鴻参考人 三つ問題があるうちの第一の点は、河本参考人が先ほど述べられた御意見の中になかなか強い表現があった点についての御批判だと思っております。河本参考人の御意見は、いまの貨幣価値を基準にしたときに五十円は問題ではないかということだと思えます。やはり経済合理性の見地からいってそういうものは単位を是正した方がいいという判断があるのであって、そのときに単位の引き上げをすれば単位未満株というものの処理が当然問題になるわけで、それがほかにメリットがあっても、デメリット一点でそういう改正をすべきでないというふうな考え方は私はとらえない。また、それは硬直的に過ぎるのではないか。やはり改める際には、メリットとデメリットの比較考量の上で、ある程度デメリットがある面も、そのデメリットを最小限度に抑えるような形で改正ができないかということでもまとめられたのが単位株ではないかというふうに私は理解しております。結果的にあるいは河本参考人が言われたような扱いになってしまっているかもしれないけれども、私はそのように理解しております。

それから、二番目の株主の提案権にしても、説明義務との関連でこの改正法律案の条文を見たときに、運用いかんによっては株主の権利が十分に確保されないという点の御心配かと思いますが、私も商法部会で審議しているときに、この表現のもとにおいてはそれほど心配はしないでもいいのじゃないかというふうに考えておりましたが、林さんの御指摘になったような面もある中で、これらの条文の解釈、運用については十分注意をもって対応していった方がいいということも現在考えております。

それから、最後の引当金の点、これはいろいろ問題があるところかと思いますが、今度の改正法律案というものは、利益を社内保留の形で表に出さないようにするというのではないようにという趣旨を強く打ち出しておるわけでございまして、配当可能利益自身を全部利益として配当に回すかそうでないか、これは会社の財務政策で自主的に決めていいことなのだから、それを表に出さないような形で引当金としての計上をすることは、会社の財務状況を正しく示すことにならないことだから抑える必要がある、こういう性格の問題ではないかというふうに考えておるわけでございします。

○河本参考人 まず、最初の単位株につきまして、私はもう少し複雑な言い方をしたのですが、申し上げようと思ったことは、実は先生のおっしゃったとおりでございます。はなはだ率直なことを申し上げて申しわけないのですが、ただ田中誠二先生は、単位株制度に御反対になっておられますが、決して株式を併合して金額を五万円に上げることには御反対になっておられないはずでございます。結局先生の御意見のような、株式併合そ

のものの、額面引き上げそのものに反対だ、それよりもむしろ社会派株主として小さな、それこそ五十円一株、しかも値段も余り高くないようなところであると、本当に五十円か百円金を出せば株主になれるわけですが、そういう人たちが総会に出ていって、そうして会社のおかげで、公的価格を持った大企業にふさわしいのだ、こういう考え方で主張される方は私どもの周辺にもおられます。

それはそれで一つの株式会社のあり方かと思いますが、ただ私は、率直に申させていただきますと、株式会社というものが私的企業というたてまえをとりまして、そしてその運用の最高機関としての株主総会という機関を立てましたときには、そこへ参加する人は、自分の財産権としての株式を守るという意識を持つような人が集まることとがこの制度を合理的に動かす基本ではないか。これでは、およそ私的企業としての株式会社のあるあり方というところを考えると全く別の面での問題を考えることになるだろう、こういうふうな意識を持てるので、やはり自分の財産権を守るという意識を持つ程度の財産価値を与えるという単位、こういうふうな申し上げておりますので、これは全く基本的な考え方が違っておしかりを受けなければ、それはそれと申し上げるほかございませぬ。

それから特定引当金、これは私も先生と全く同意見でございます。貸し倒れ引当金なんかは真つ先にいまの特定引当金から外れて、純粋に利益として出して、それを改めて総会場で利益分に残すかどうかという判断になろうかと思ひますし、それから問題は、例の退職引当金でございます。これも役員に対する退職引当金のように法律に定めてないものは、もう今度はここには載せられないと思ひます。しかし、従業員に対するものは、例の電力会社なんかでしょっちゅう問題になりますように、これは法律の債務とい

いまして、中身が一〇〇％から場合によると半分あるいは四〇％ぐらいまでございしますから、これをどうするか。なるほど、これはまさに負債そのものでありますから、今度の特定引当金の問題と違いますが、会社経理、企業会計法自体の持つてくる本来の不明確さといひますか、あいまいさだと思ひますが、これは先生がまさに御指摘になったように、税法という面でも何か考えるほか、ちょっと商法では手が出ないのではないかと思っております。

○林(百)委員 私はこれで終わりますが、一つ両先生にお願いしておきます。

単位未満株、これはいまの会社、たとえば五十年前に設立されたときには、その五十円はいまの五十円じゃないわけなんです、それはスライドして考えてやらなくと、その五十円の資本が蓄積されていまの会社の基礎ができたわけなんですから、それをいまの貨幣価値で言えば五十円が何だ、河本先生非常に軽くおっしゃいますけれども、そういうことはやはり考えてやる必要があるのじゃないか、ことに財産権を擁護するという点では。それは技術的には非常にむずかしいと思うのです。それは先生方の学者の御意見だけで、それじゃ林さんのおっしゃるとおりにはいたしませんで言えるものじゃないかと思ひますが、考えてやる必要があるんじゃないか。理論的にはそう思ひますので、それを私申し上げておるわけですから……。

○河本参考人 ちょっと私も先生のお話を聞いておりました、いささか虚をつかれたような感じがいたしましたのですが、しかし、これはこういうことじゃございませぬでしょうか。つまり、五、六十年前あるいはもっと古くでも、もしも五十円払い込んでおいた株主がおりましたら、そのときは大変な金を払い込んでおいたわけなんです。しかし、その一株が、いまその人が株を持っておりましたら、果たして一株でございませうか。それはもう大変な財産にふくれ上がったおるんじゃないか。もう何千株どころか何万株ぐらいいにまでこれはふくれ上がってきておりまし

て、いま申しておりますのは、いま市場で五十円の株式一株買った人の話をしておるわけでございまして、ちょっと私も、なるほどそういうお考えがあるかと、いささか虚をつかれた感じがいたしましたのですが、よう考えてみたら、どうも話が全然食い違っておるんじゃないかという気もいたします。

○高島委員長　以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明後八日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

第一類第三号

法務委員会議録第十号

昭和五十六年五月六日

昭和五十六年五月十六日印刷

昭和五十六年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局